

令和元年度第3回袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会及び
令和元年度第3回袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会

1 開催日時 令和2年3月6日（金） 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市保健センター1階集団指導室

3 出席委員

委員長	石井 啓	委 員	石井 美喜男
副委員長	二宮 義文	委 員	木村 アサ子
委 員	手塚 正二	委 員	竹元 悦子
委 員	置田 和子	委 員	齋藤 眞理子
委 員	小島 直子	委 員	土屋 則子
委 員	近藤 信子	委 員	小野 和夫
委 員	伊庭 洋司	委 員	今井 恵子
委 員	荻谷 文介	委 員	南 啓介

（欠席委員）

委 員	中村 隆	委 員	根布長 沙織
委 員	井口 清一郎	委 員	高橋 裕二
委 員	鶴岡 公一	委 員	浦邊 宜文
委 員	宮野 浩		

4 出席職員等

福祉部長	今関 磨美	社会福祉協議会 常務理事	在原 昌秀
福祉部次長	斉藤 明博	同事務局長	鹿嶋 章夫
地域福祉課	芦田 敏宏	同係長	手島 陽一
地域福祉課	戸塚 愛佳		
委託先	(株)サーベリサーチセンター 石塚 敦		

5 傍聴定員と傍聴人数

新型コロナウイルスの影響で、3月に開催する会議等の傍聴受付は行わず。

6 議 題

- (1) 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）案について【資料1－1】 【資料1－2】
【資料1－3】 【資料2】
- (2) 袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）案について【資料3】
- (3) 計画策定に伴う会議等スケジュールについて【資料4】
- (4) その他

7 議 事

1 開会

2 委員長あいさつ

議題の前に、欠席者7名の報告

新たに委員となった方2名の紹介

新型コロナウイルスの影響で、3月に開催する会議等の傍聴受付は行っていないことの説明

（委託先紹介）

（事務局より資料確認）

3 議題

(1) 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）案について

【資料1－1】 【資料1－2】 【資料1－3】 【資料2】のうち、【資料1－1】 【資料1－2】を中心に、市事務局から袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）案を説明。

【質 疑】

刈谷委員：

【資料1－1】の57ページに社会福祉協議会の役割ということで記載がある。現在、活発に貢献されている諸先輩はたくさんおられるが、最近、そういった方々が家庭の事情や本人の体調等でやめていかれる。根形地区では大変困っていて、3月まで35名登録されていますが、11名抜けることになり、中核的に活動してきた方が一気に減ってしまいます。そのため、後継者ややる気のある人の発掘に力を入れてもらいたいと考えています。

石井委員長：

ご意見ということで、よろしいでしょうか。

荻谷委員：

はい。

（２）袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第４期）案について

【資料３】を用いて、市社協から袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第４期）案を説明。

【質 疑】

齋藤委員：

市のおたよりやホームページのように、市民一人としてつながっていく場も多いと思いますし、自治会や民生委員さんをはじめ各種貢献されている方のご尽力も多いと思います。しかし、自治会に入らない方がかなりいて、新興住宅地などでは民生委員、主任児童委員であっても、なかなか把握できない状況にあります。そのあたりはどのように考えていますか。

事務局：

非常に深刻な問題ということで受け止めています。例えば、海側の区画整理の地域も自治会ができていない状況ですが、何人かの方が結成に向けて市に相談に来ていただいたりして、徐々に結成に向けて動き出しているところです。ただし、蔵波中学校の周辺は宅地開発が今も続いています。規模が限られていて、住宅を求める年代層がだいたい子育て世代で共働きであったりして、なかなか自治会の結成に向けた協力を得ることが難しいという話をいただいています。市としても引き続き支援を続けていきます。また、市議会議員さんからも、自治会の維持や加入者を抜けさせない努力をすべきであるのご意見をいただいています。現在のところ、強制加入という選択肢はとれず、自治会関係者も苦勞しているが、諦めないで引き続き努力していきます。

二宮委員：

この会議にずっと出ていますが、いつも後継者をつくるのに人がいなかったり、自治会の加入者が少なくなっているという話をしています。ここで腹を据えて、自治会というものが何のために必要で、なぜ自治会があればうまくいくのかを話し合ってはどうか。今の日本の施策だと、首相は 70 歳もしくは 75 歳、副首相は 95 歳まで働こうと言っています。そういう状況だと、実際にフルタイムで働いていたら、地域で自分ができることはものすごく制限されてしまいます。ボランティアや福祉活動では、必ず自分ができる範囲でできるこ

とを進めていこうというベースがあるが、どうも個人だけに頼っているやり方がずっと続いているように思います。自治会については強制加入ではありませんが、例えばの話、市だけでできるかどうかは別として、ある程度、市はこうやっていくという姿勢を強めに出してみてもどうでしょうか。隣の市原市では、社会教育委員の方が中心になり、スマホについて中学生にアンケートをとったようです。意外にも、中学生自身が、スマホをみるのは夜の9時ぐらいまでがよいと回答してきたので、それで9時ぐらいまでと決めたようです。こういう話は、やってみないとわからないので、大人が尻込みし過ぎているように感じます。

石井委員長：

ご意見ということで、よろしいでしょうか。

二宮委員：

はい。自分の思いを言わせていただきました。

石井委員長：

齋藤委員のご意見も含めて、計画というよりもその前提となる自治の本質的な問題だと思います。

小野委員：

中川・富岡地区は、従来、自治会への加入率は高かったのですが、昨今は自治会に加入してくれない方が少しずつ増えてきました。市全体でみれば、資料にあるようにかなりの割合で加入していないということになっています。この問題は、地区ごとに情勢は違うと思うので、地区懇談会等の場を設けて、各地域でこの問題についてもっと議論してもらってもよいのではないかと思います。改めて別の場を設けて、地域の意見を吸い上げて、実態とそれに向けた対策をとる機会を設けてはいかがでしょうか。

市社会福祉協議会は、一所懸命やられていると思います。【資料3】の41ページに、市社会福祉協議会の認知度が約23%とあります。私の感覚では、市社協の冊子は新聞で各家庭に配布されますので、23%ぐらいしかないのという感覚です。それから43ページをみますと、ボランティアリーダー養成講座の参加者数が2人となりますが、感覚的には、2人しかいないのと思いました。同様に、45ページでも2人となっていたり、49ページの心配ごと相談事業の認知度15.0%、50ページの成年後見制度の認知度32.2%など、アンケートのとり方もあると思いますが、あまり知られていなくて残念に思います。この辺のところの市社会福祉協議会のやり方やご苦労も含めて、実態を教えてください。

市社協：

広報の認知度について申し上げますと、発行後、一番多いのは新聞折り込みによってお届けする方法で、あとは、市役所、行政センター、各スーパーの窓口において配布したり、新聞をとっていない希望者に市の広報と一緒にお送りしています。危機感があるのは、1年前までは2万1千500部を新聞折り込みにしていましたが、減少して今は1万9千250部となりました。新聞の購読者が減ってきているという事実があります。どうしてかというのは、俗にいう活字離れや、タブレット等でみられるので紙媒体を必要としないなどがあるようです。そのため、紙媒体が減ってきているので、活動計画をつくる上では、紙媒体でない方法も情報の発信方法として考えていかななくてはいけないということで、SNSを入れるようにしました。

認知度のとり方は、前々回の会議で市民アンケート調査を報告させていただきました。前回もご質問いただきましたが、赤い羽根共同募金は全国一斉なので7割ぐらい認知度がありますが、市社協は各市町村で事業を展開しているので、赤い羽根共同募金より認知度が低い状況にあります。

ボランティアリーダー養成講座の参加者数についてですが、千葉県にボランティア連絡協議会という団体があります。そこが、年に1回、県内の市町村のボランティアの代表者や中心的な活動を集めて、情報交換をする活動を行っています。平成30年度は、その千葉県ボランティア連絡協議会が招集した会に参加した人数が2名で、それを目標として増やしていこうとし、目標を3名としました。ただ、ボランティアリーダー養成講座の参加者も高齢化してきていて、開催されるのは鴨川市ですが、そこまで行けないという方も出てきている話もあります。

小野委員：

ボランティアリーダー養成講座は市内のものでもう少し増やせないかなと思っていましたが、わかりました。

刈谷委員：

同じく情報発信のところでの質問です。SNS、タウン誌、コミュニティーFMなど、いろいろ記載されています。例えば、ご高齢の方で、パソコンが使えない、スマホが使えない、ラジオを聞かれていてもFMを聞かれていない方などがいると思います。実際のアクセスと記載に少しずれがあるように思います。

市社協：

ずっと課題であり続けると思いますが、自治会を通じた地区社協の回覧や、見守り訪問事業時に情報をお届けしたりしていただいております。案では多くの媒体を使って発信していこうという考え方を軸にして記載していますが、全てのことに

対応して頑張っていこうとしています。

刈谷委員：

基本的な姿勢は賛成です。使えるシステムにしてください。つくっても対象の方がアクセスできなかったりすると全く絵に描いた餅になりますので、役立つようにつくってください。

石井委員長：

SNSとありますが、具体的に考えているのはどういったものでしょうか。

市社協：

他市の状況では主に Twitter と Facebook を使っているパターンが多いです。どちらがいかはフォロワーの問題等もありますので、今後検討していきます。また、多くの市町村でも悩んでいます。市社協自体、職員数が限られているので、情報をどのように管理していくかが大きな課題でもあります。今回、災害時に市社協が停電になってしまい、ホームページの書き換えができなかった苦い経験があります。最悪の事態の時には、個人のスマホなどからの更新もできる仕組みではあるので、そういった活用の範囲も含めて、SNSの活用を検討していきます。

石井委員長：

情報セキュリティの問題というのは大きいと思います。自分の経験でも情報管理はいつも突き当たり、悩ましいところです。何かいい方法があればぜひやっていただきたいと思います。

二宮委員：

知人に包括支援センターに行けば相談にのってもらえると紹介し、無事、相談にのってもらい、問題が解消したケースがあります。そういった意味では、包括支援センターというのは、高齢者でガラ携であったり、スマホを持っても何もできない・したくないという方にとって、窓口として助かるところです。そして、もしこれを使ってもっと便利だということがあれば、包括支援センターで教えてもらえると、SNSほど高度でなくても情報機器が使えるようになるので、包括支援センターの活用もいいなと思いました。

今井委員：

SNSなどのいろいろな方法があると、市民が 10 人いると 10 人への情報をカバーするのは、1 つの方法ではできません。いろいろな方法で空白がなくなるような形になるとよいと思います。その時に心強いのは、民生委員の方の 1 対 1 の

話であったり、隣近所の地域のつながりが大事だと思い始めた年代の者の力だと思っています。それから、何代も経てきた昔からの家であっても、自治会から出ていきたいという方もではじめている。子育てをはじめた女性に、自治会なんてどうしてあるのと聞かれました。義務が覆いかぶさってくるだけだと思われていました。その場で答えが言えませんでしたので、その方に納得してもらえる答えを言えるようになるのが、今の私の目標です。自分の子どもにこういうことができたということを伝え、さらに、それを孫にも伝えていけるよう、具体的な事例をもって話すためにボランティアをしています。

竹元委員：

田舎のほうだと、民生委員が来ること自体が、貧乏人だと思われていると捉えてしまう方がいます。そういう方もいるので、民生委員も本当にやりづらいところです。若い人からは、民生委員は何をする人ですかと言われ、全く民生委員を知らない人もいます。例えば、母子家庭や子育て世帯の方と市役所の橋渡しをしますと説明しても、自分の足でやりますというのがオチになっていたりします。それでも必死にくらいついて、民生委員も頑張っていますので、よろしくお願いします。

木村委員：

成年後見制度の事業がはじまりますが、携わるのは何人ぐらいですか。

市社協：

市社会福祉協議会は、次年度、法人後見を実施します。これについては2名体制を予定しています。それ以降は、市と折衝をはじめたところで、何名というのはできませんが、この4市で市社会福祉協議会が行っていないのは袖ヶ浦だけなので、ぜひ強化してやっていきたいところです。

石井（美）委員：

実際の活動をしている中で、支援体制整備と自治会の活動を結びつけていくということが、自治会の加入率を高めるのではないかと狙いで、一つの会をつくりました。今まで、自治会の中で子どもパトロール会などをつくってやっていたと思いますが、なかなかうまくいかないというのが、どの地域でも同じ現状ではないかと思っています。そういった中で、この計画をみても、協働でやっていかないと達成できないことばかりです。それなので、自治会と一緒に活動していく体制をつくっていくということで、福王台では、自治会の中の活動組織の中に、支援体制整備をオリジナル的に入れて活動していくことを心がけようとしています。4月から試作的にやってみようと思っています。考え方をいろいろ聞い

てみると、会費を支払ってもメリットがないという方がいます。また、70 歳、80 歳になって班長をと言われても無理です。こういったことも考慮して自治会運営をしていかないと、なかなかできません。若い人をいかに取り込むかが問題ですが、民児協の中でも各地区で一緒にやっという機運があるので、自治会と実践的に展開していこうとしています。うまくいきましたら、話し合いの中で報告いたします。身近な問題として、みんなが捉えられる環境づくりをしていければ、計画は達成できると思います。バリアをつくらなくて、やっていくことが必要だと思います。

石井委員長：

ありがとうございます。ぜひ、計画推進のお力添えをいただければと思います。

（３）計画策定に伴う会議等スケジュールについて

【資料４】を用いて、今後のスケジュールを説明。

【質 疑】

～特になし～

（４）その他

事務局：

皆さまの任期は、令和３年３月 31 日までとなっております。計画策定の委員になられる時に、皆さまが属している各種団体から、推薦などの形で選出されております。皆さまの中には、もしかしたら各種団体で３月末に役職を退かれるなどの理由で、策定・推進委員を交代になるのではと考えていらっしゃる方もおられると思います。ここでご相談になりますが、台風の影響もありまして、最終的な計画策定が６月末頃となり、パブリックコメント後の最後の策定・推進委員会を開催することになります。これまでの委員会での議論内容もあり、同じ委員の方のほうも委員会の内容もおわかりになりますので、ご都合がつく方には、今年度の３月で役職を退くことがあっても、令和３年３月 31 日まで委員をお願いできませんでしょうか。事務局からのお願いとなります。

ちなみに、５～６月頃に実際の計画が策定されれば、そのあとは、計画の推進のための委員会となり、令和２年度としては、５～６月頃の開催のほかにあと１回を予定しています。

石井委員長：

そのほかないようですので、本日予定しました議題については終了となります。
ご協力ありがとうございました。これを持ちまして、議長の責を終わらせていただきます。

8 閉会

事務局：

それでは、委員会にご参加いただき、いろいろなご意見ありがとうございました。以上を持ちまして令和元年度第3回袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会及び第3回袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以 上

令和元年度第3回袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会及び
令和元年度第3回袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定推進委員会

日時：令和2年3月6日（金）午後2時から

会場：袖ヶ浦市保健センター1階集団指導室

<次 第>

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 題

- （1）袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）案について
- （2）袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）案について
- （3）計画策定に伴う会議等スケジュールについて
- （4）その他

4. 閉 会

袖ヶ浦市地域福祉計画 (第3期)

【案】

令和2年 月
袖ヶ浦市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	5
5 計画の策定体制	6
第2章 統計からみる市の状況	7
1 人口と世帯の状況	7
2 各地区の概況	9
3 福祉に関する対象者数等	15
第3章 これまでの取組と課題	23
1 前計画（地域福祉計画（第2期））の振り返り	23
2 第3期計画の実施に向けて	48
第4章 計画の基本的な考え方と目標	50
1 基本理念	50
2 計画の目標	52
3 計画の体系	54
4 協働による計画の推進	56
第5章 基本目標と施策の展開	58
計画の目標1 福祉の情報提供と教育の充実	58
計画の目標2 地域のつながりの充実	64
計画の目標3 地域の福祉に関わる人材づくり	74
計画の目標4 地域福祉サービス・仕組みの充実	80
計画の目標5 地域福祉推進への支援	96
第6章 計画の推進体制	100
資料編	101
1 地区懇談会のまとめ	101
2 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定委員会設置要綱	120
3 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定委員会委員名簿	122
4 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）検討委員会委員名簿	124
5 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定の経過	125

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まり等を背景として地域住民のつながりの希薄化はますます加速するとともに、価値観の多様化、格差の拡大などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

また、そうした状況が続いている中で、引きこもりや8050問題※、自殺、孤独死、虐待、子育て家庭の問題、生活困窮者の増加や貧困の連鎖など、次々に社会的問題が浮き彫りになってきています。さらに、災害時への対応も重要な課題であり、市民が抱える福祉課題は多様で複雑化してきています。

これらの地域における様々な課題は、行政だけの取組で対応することが困難になりつつあり、あらためて地域での支え合いやコミュニティの重要性が問われているといっても過言ではありません。そのため、公的サービスの充実だけではなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域における福祉を推進していく必要があります。

昨今、国では、子ども・子育て支援新制度の開始、介護保険制度の改正、障害者差別解消法の施行、生活困窮者自立支援制度の本格実施などを進めており、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り高めあう「地域共生社会」の実現をめざした取組を推進しています。

さらに、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、市町村地域福祉計画は、新たに高齢者、障がい者、子ども、子育てといった対象ごとに根拠法の異なる計画の分野を超えた共通の取組や包括的な支援体制づくりなどについて定めることが求められています。

市では、社会情勢の変化や市内の地域福祉活動の状況を踏まえながら、より住民のニーズに沿った内容で地域福祉が推進できるよう、平成27年3月に、「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念とした、袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）（以下、「前計画」という。）を策定し、様々な取組を進めてきました。

前計画が令和元年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画を振り返るとともに、新たな国等の考え方や社会情勢を踏まえ、市のさらなる地域福祉の推進を図るため、このたび、袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）を策定するものです。

■社会福祉法より抜粋■

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

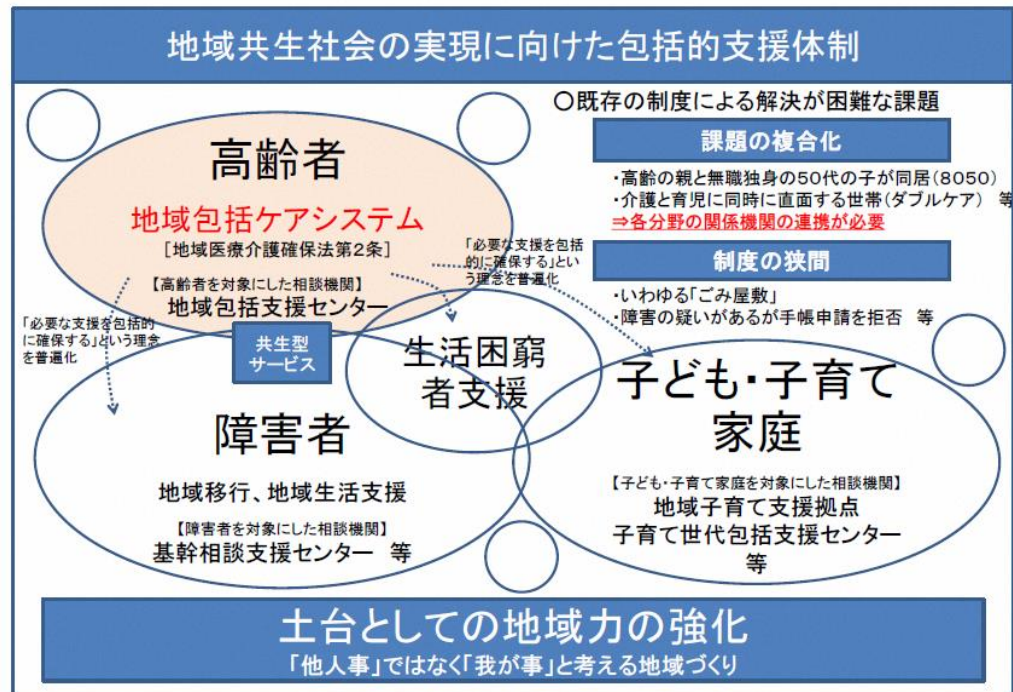
※8050問題：

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の親が面倒を見るケースが増えているという社会問題のこと。

コラム：包括的な支援体制と地域包括ケアシステムなどの関係性

地域包括ケアシステムは、高齢者が病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるための体制づくりとして、高齢者分野で掲げられたものです。が、その基本的な考え方は、支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりにあります。

社会福祉法や地域共生社会の実現のために触れられている包括的な支援体制と、地域包括ケアシステムなどの関係性については、次のように整理されています。



資料：厚生労働省

つまり、包括的な支援体制とは、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。

そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

2 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれているものを思い浮かべることが一般的です。これら分野別の福祉は、その対象者ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものです。

しかし、福祉サービスのような支援を必要としているのは特定の人だけではなく、地域に暮らす誰もが、日ごろの生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合があります。

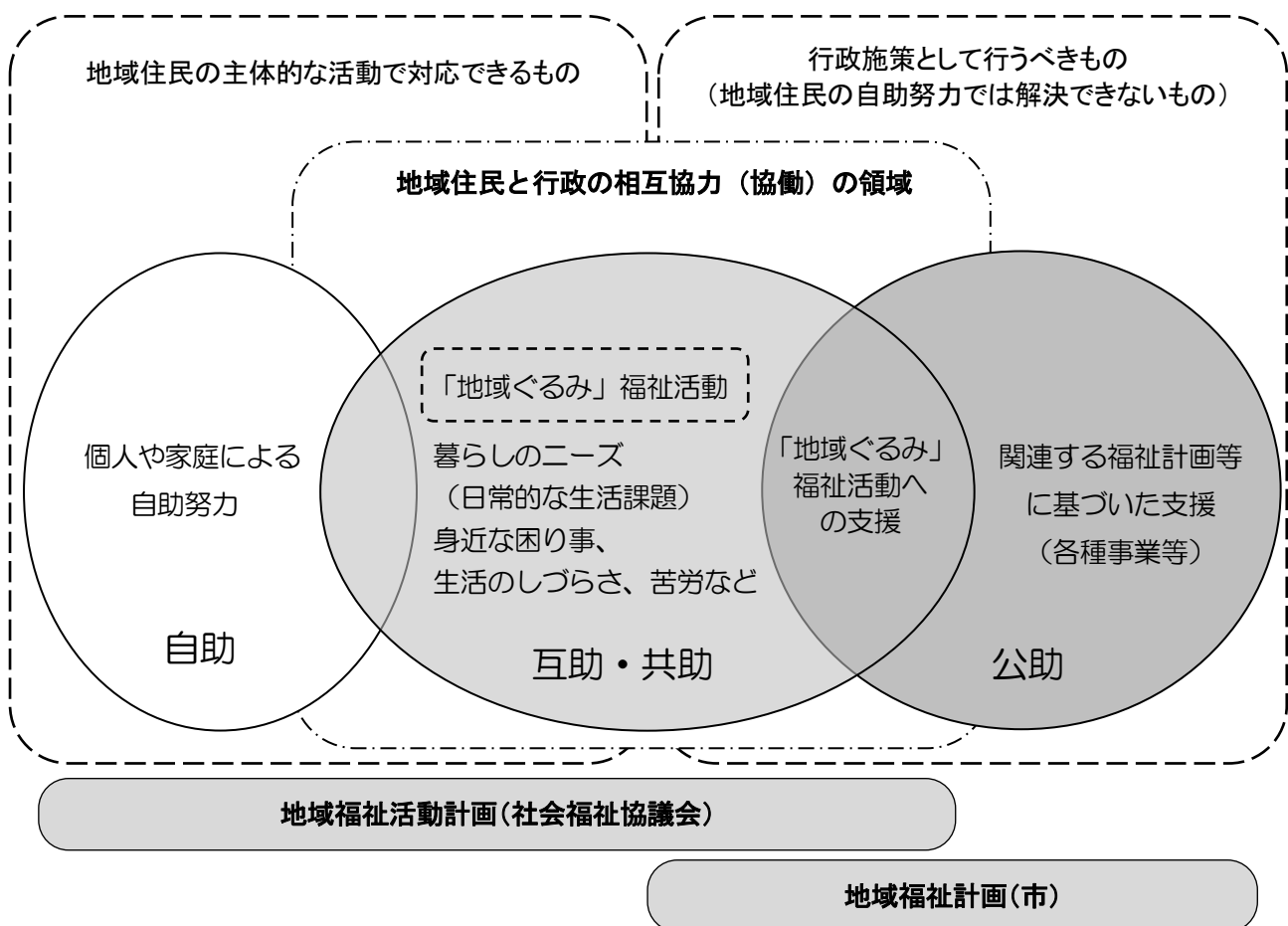
そのような場合、特定の人だけではなく、誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、

- ①日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決(自助)する。
- ②個人や家族内で解決できない問題は、隣近所の力やボランティアやNPOなどの活動(互助・共助)で解決する。
- ③地域で解決できない問題は行政で解決(公助)する。

といった、重層的な取組が必要となってきます。

いわば、公的な福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、地域住民相互の助け合い・支え合いの力があり、これらの「自助」「互助・共助」「公助」を組み合わせた、地域における助け合いの仕組みが地域福祉といえます。

◆「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ



3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」の目指す将来の姿や施策体系を踏まえ、市民、地域、行政の協働のあり方など、地域福祉を推進するための方策をまとめたものです。

■社会福祉法より抜粋■

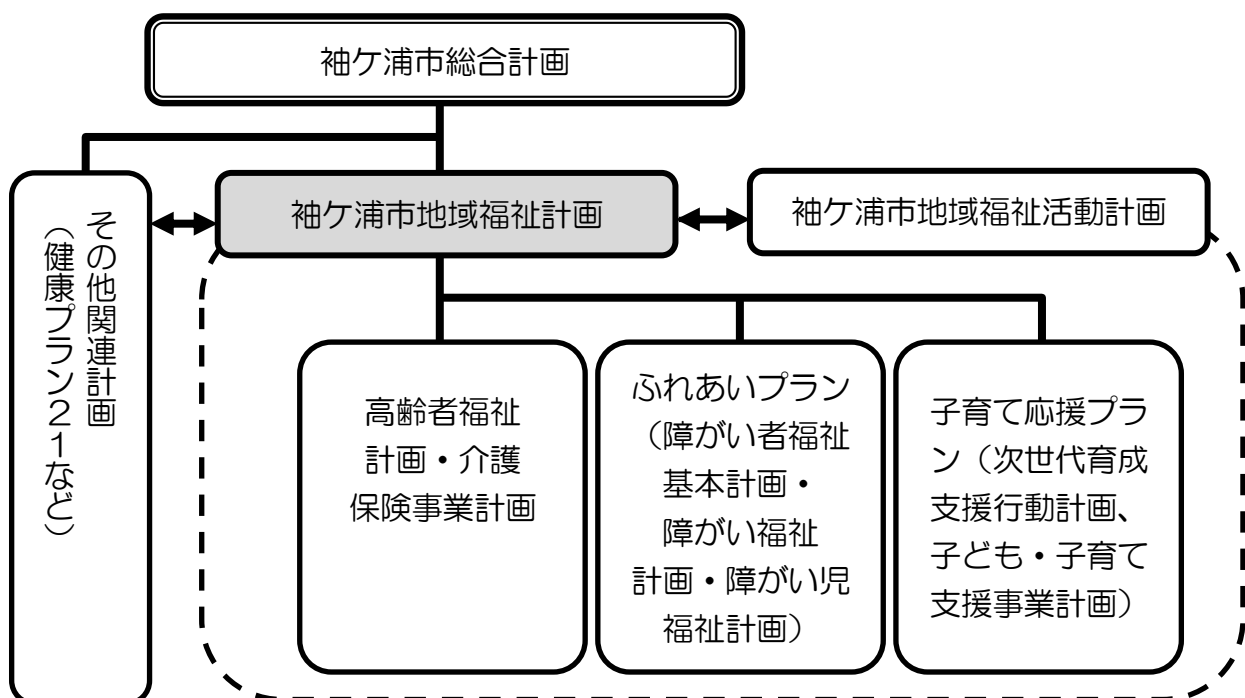
(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
2. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
5. 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

また、本計画は、ボランティア活動やまちづくり、生涯学習等、福祉に関連のある分野を包含し、各関連分野の共通的な施策を横断的にとりまとめ、整合を図るとともに、市民(自助)・地域(互助・共助)・行政等(公助)がそれぞれの役割を担って地域福祉を推進するための共通理念を示す包括的な計画です。

さらに、袖ヶ浦市社会福祉協議会が策定する「袖ヶ浦市地域福祉活動計画(第4期)」とともに“地域福祉の推進”という共通の目標を掲げ、地域生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定したものです。



4 計画期間

前計画が令和元年度に計画の最終年度を迎えることから、本計画は令和2年度を計画の初年度とし、計画期間は、市の最上位計画である「袖ヶ浦市総合計画」との整合を図り、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

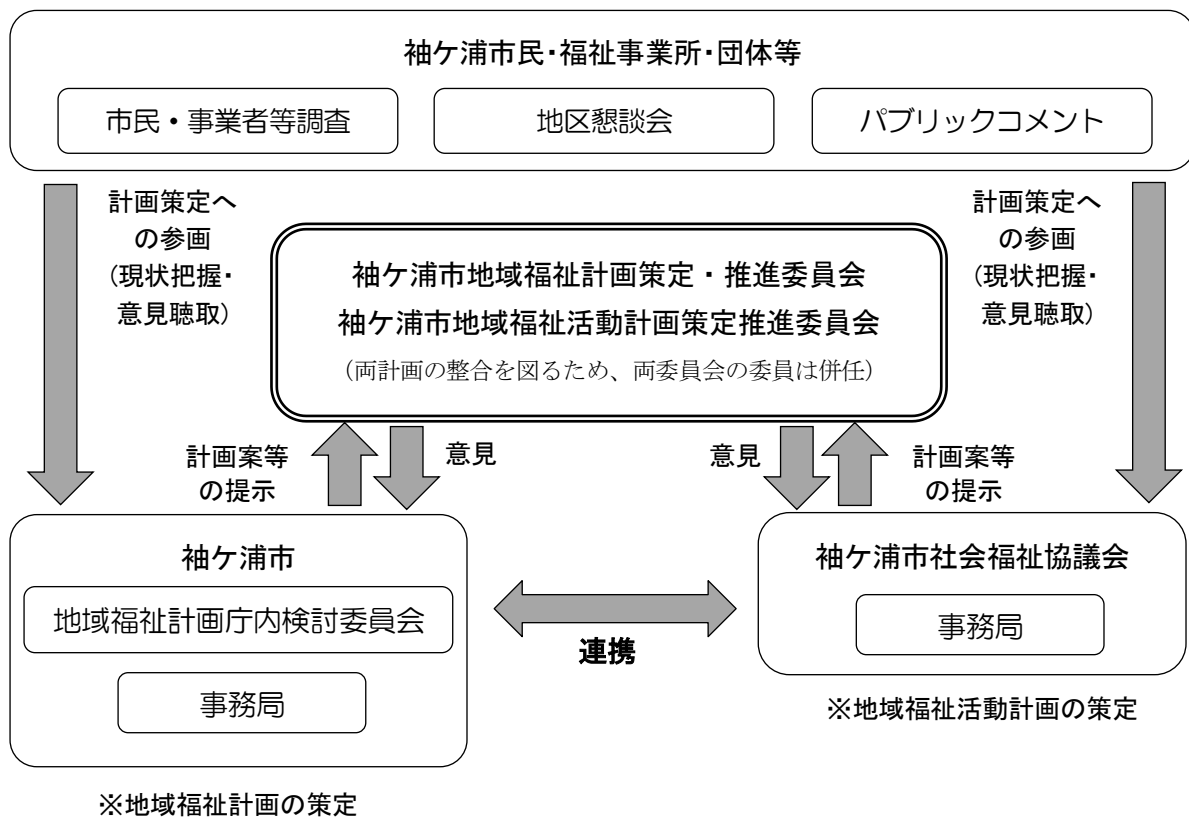
◆袖ヶ浦市地域福祉計画及び関連計画の計画期間

令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
総合計画 (基本構想)	袖ヶ浦市総合計画（基本構想） ※12 年間：令和 13 年度まで					
総合計画 (基本計画)	袖ヶ浦市総合計画（前期基本計画）					
総合計画 (実施計画)	袖ヶ浦市総合計画（第 1 期実施計画）			袖ヶ浦市総合計画（第 2 期実施計画）		
地域福祉計画 (第 2 期)	袖ヶ浦市地域福祉計画（第 3 期）					
地域福祉活動計 画（第 3 期）	袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第 4 期）					
第 7 期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	次期計画			次期計画		
そでがうら・ふれあいプラン (袖ヶ浦市障がい者福祉基本計画)				次期計画		
そでがうら・ふれあいプラン (障がい者福祉計画・ 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画)	次期計画			次期計画		
子育て応援プ ラン（第 1 期）	袖ヶ浦市子育て応援プラン（第 2 期） (次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)				次期計画	
袖ヶ浦市健康プラン 21（第 2 次）					次期計画	

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内に「袖ヶ浦市地域福祉計画庁内検討委員会」を設置するとともに、福祉団体の代表や学識経験者、市民等に参画いただく「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」及び「地域福祉活動計画策定推進委員会」（計画の整合性をとるために、委員は併任）を設置し、地域福祉を推進するための施策や実施事業等について検討し、計画案などの作成を進めました。

また、市民や福祉関係事業所及び団体等の参画体制として、①住民意識調査（アンケート）、②福祉関係事業所及び団体アンケート、同ヒアリング、③地区社会福祉協議会エリアごとの地区懇談会を実施し、地域福祉のあり方に関する様々な意見を反映させることに努めました。



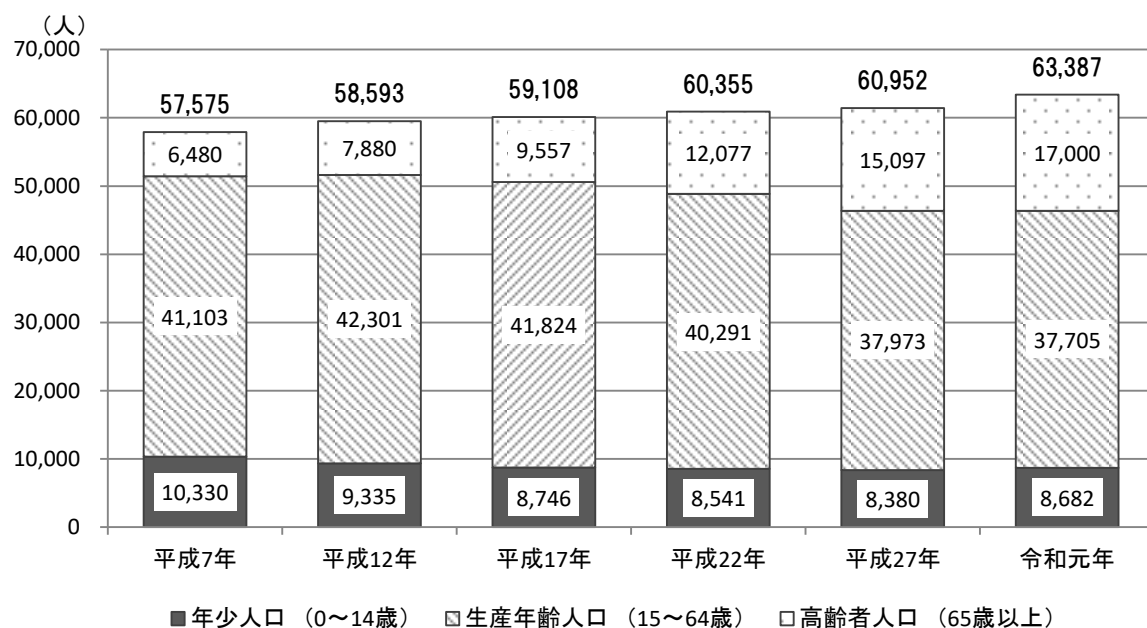
第2章 統計からみる市の状況

1 人口と世帯の状況

本市の人口は年々増加しており、令和元年10月1日現在で63,387人となっています。

(令和元年10月1日現在 外国人を含めた人口は、64,225人)

年齢層別にみると、令和元年10月1日現在で「15歳未満」が8,682人、「15～64歳」が37,705人、「65歳以上」が17,000人となっています。「65歳以上」は増加傾向が続いています。また、「15歳未満」は減少傾向がみられましたが、平成27年から令和元年にかけて増加に転じました。



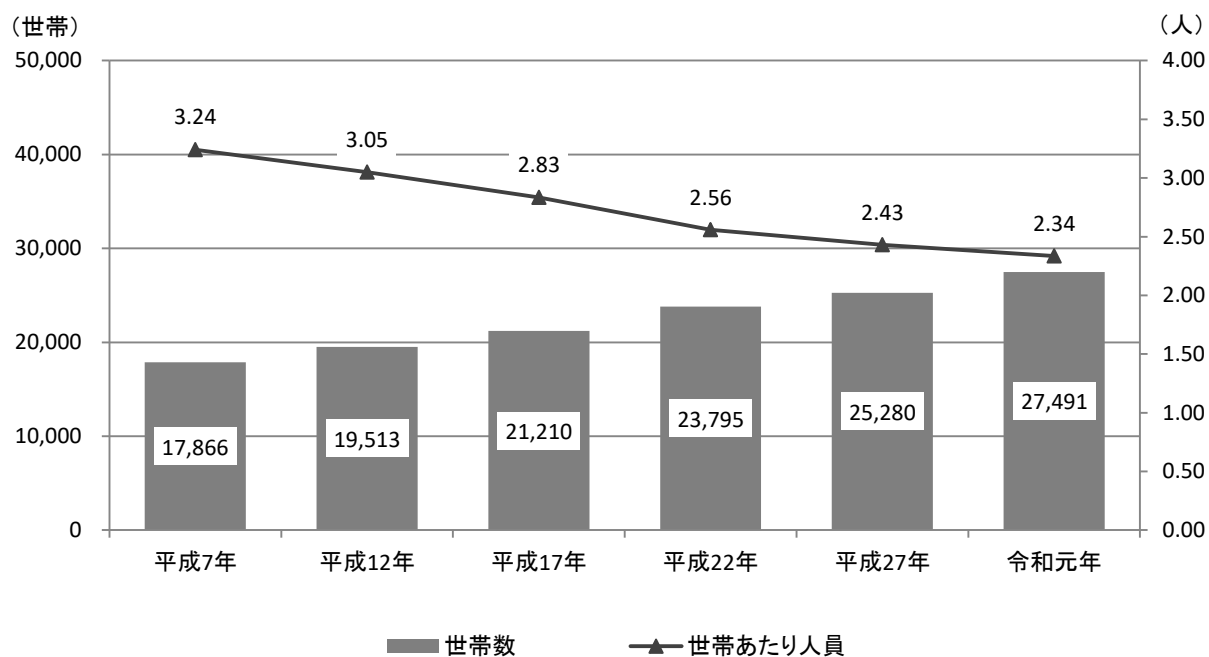
資料：平成7年～令和元年は住民基本台帳（10月1日現在）

※外国人は含まれていません。（住基法改正以前は外国人の年齢別の統計がないため。）

◆将来人口

本市の将来人口については、「袖ヶ浦市総合計画」において、令和13年（基本構想の目標年次）の目標人口を、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、65,000人以上を維持することとしています。

世帯の状況をみると、「世帯数」は年々増加しています。また、「世帯数」の増加に対して、「世帯あたり人員」は減少を続けており、世帯構成員の減少がうかがえます。令和元年10月1日現在で「世帯数」は27,491世帯、「世帯あたり人員」は2.34人となっています。



資料：平成7年～令和元年は住民基本台帳（10月1日現在）

2 各地区の概況

(1) 地区の構成

本計画の構成を検討する際に、市内を5地区に分けて検討しました。各地区の構成は以下の通りです。



地区名	地域（大字名等）
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖、袖ヶ浦駅前1～2丁目
長浦地区	今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、三箇錯綜
中富地区	百目木、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、百目木錯綜、百目木飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

(2) 各地区の人口・世帯数等

◆昭和地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	16,299	19,244	2,945	26.6	30.4	3.8
男性	8,225	9,737	1,512	50.5	50.6	0.1
女性	8,074	9,507	1,433	49.5	49.4	▲ 0.1
15 歳未満	2,563	3,239	676	15.7	16.8	1.1
15～64 歳	10,303	12,019	1,716	63.2	62.5	▲ 0.8
65 歳以上	3,433	3,986	553	21.1	20.7	▲ 0.3
世帯数	6,570	8,088	1,518	26.3	29.9	3.6

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	6 カ所	介護事業所	8 カ所
認定こども園	1 園	障がい福祉サービス事業所	9 カ所
放課後児童クラブ	5 カ所	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	22 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	1 校	文化・教養施設（図書館等）	2 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	2 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	3 カ所	公園	21 カ所

◆長浦地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	26,907	27,084	177	43.9	42.7	▲ 1.1
男性	13,758	13,778	20	51.1	50.9	▲ 0.3
女性	13,149	13,306	157	48.9	49.1	0.3
15 歳未満	3,980	3,805	▲ 175	14.8	14.0	▲ 0.7
15～64 歳	17,198	16,250	▲ 948	63.9	60.0	▲ 3.9
65 歳以上	5,729	7,029	1,300	21.3	26.0	4.7
世帯数	11,444	11,843	399	45.8	43.8	▲ 2.0

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	5 カ所	介護事業所	13 カ所
放課後児童クラブ	7 カ所	障がい福祉サービス事業所	43 カ所
幼稚園	2 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	22 カ所
中学校	2 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	1 カ所
特別支援学校	1 校	健康づくり・スポーツ施設	3 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	5 カ所	公園	35 カ所

◆根形地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	6,069	5,831	▲ 238	9.9	9.2	▲ 0.7
男性	3,089	2,958	▲ 131	50.9	50.7	▲ 0.2
女性	2,980	2,873	▲ 107	49.1	49.3	0.2
15 歳未満	668	617	▲ 51	11.0	10.6	▲ 0.4
15～64 歳	3,896	3,376	▲ 520	64.2	57.9	▲ 6.3
65 歳以上	1,505	1,838	333	24.8	31.5	6.7
世帯数	2,322	2,400	78	9.3	8.9	▲ 0.4

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	1 カ所	介護事業所	3 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	9 カ所
幼稚園	0 園	その他福祉関係施設	4 カ所
小学校	1 校	医療機関	2 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	2 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	3 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	5 カ所	公園	7 カ所

◆平岡地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	6,291	5,818	▲ 473	10.3	9.2	▲ 1.1
男性	3,097	2,904	▲ 193	49.2	49.9	0.7
女性	3,194	2,914	▲ 280	50.8	50.1	▲ 0.7
15 歳未満	578	472	▲ 106	9.2	8.1	▲ 1.1
15～64 歳	3,562	3,101	▲ 461	56.6	53.3	▲ 3.3
65 歳以上	2,151	2,245	94	34.2	38.6	4.4
世帯数	2,504	2,539	35	10.0	9.4	▲ 0.6

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	1 カ所	介護事業所	7 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	7 カ所
幼稚園	0 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	2 カ所
中学校	0 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	0 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	2 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	7 カ所	公園	3 カ所

◆中富地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	5,788	5,410	▲ 378	9.4	8.5	▲ 0.9
男性	2,882	2,711	▲ 171	49.8	50.1	0.3
女性	2,906	2,699	▲ 207	50.2	49.9	▲ 0.3
15 歳未満	637	549	▲ 88	11.0	10.1	▲ 0.9
15～64 歳	3,452	2,959	▲ 493	59.6	54.7	▲ 4.9
65 歳以上	1,699	1,902	203	29.4	35.2	5.8
世帯数	2,135	2,181	46	8.5	8.1	▲ 0.5

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

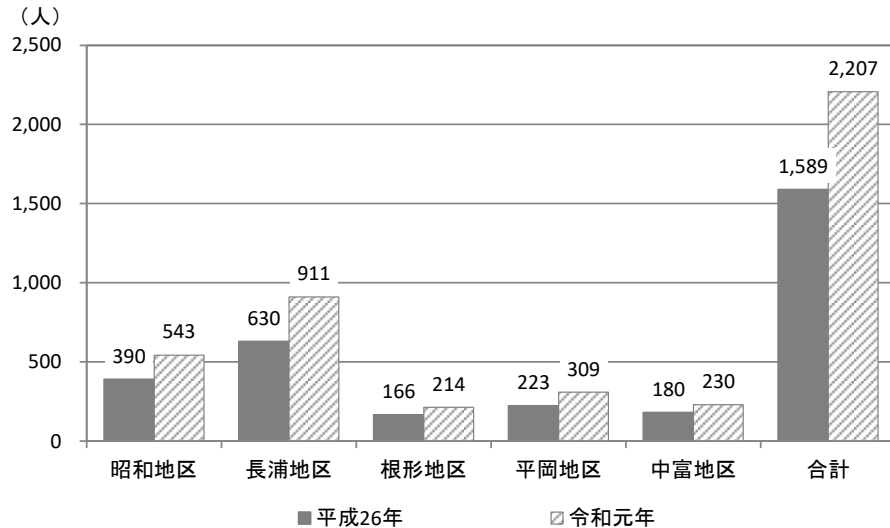
※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	1 カ所	介護事業所	9 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	10 カ所
幼稚園	1 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	1 校	医療機関	4 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館（分館含む）	2 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	1 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	0 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	9 カ所	公園	6 カ所

3 福祉に関する対象者数等

(1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者

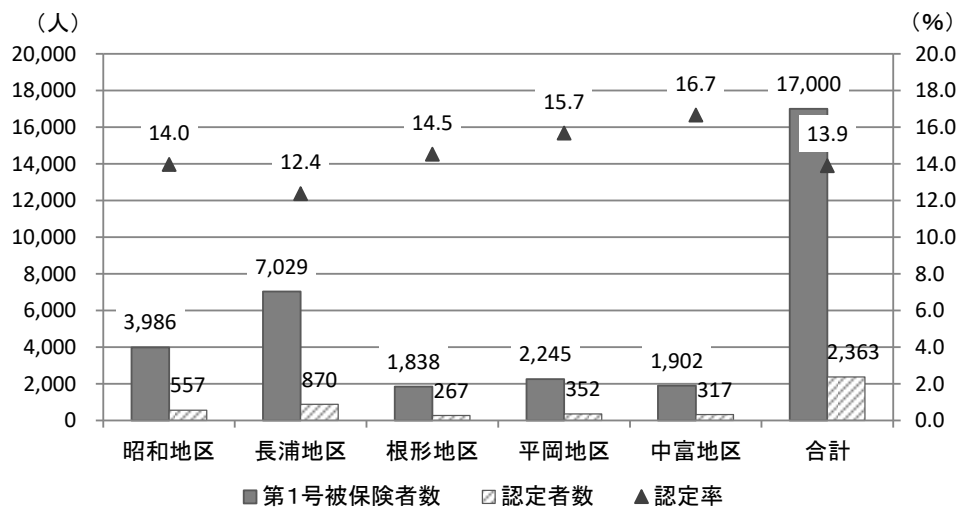
65歳以上ひとり暮らし高齢者数の平成26年からの変化をみると、どの地区でも増加しており、“合計”では令和元年5月1日現在で2,207人となっています。



資料：高齢者支援課（平成26年5月1日現在、令和元年5月1日現在）

(2) 介護保険の第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者

介護保険の第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数をみると、“根形地区”と“平岡地区”と“中富地区”で「認定率」が高くなっています。“合計”での「認定者数」は2,363人、「認定率」は13.9%となっています。



資料：介護保険課（令和元年10月1日現在）

(3) 要介護（支援）認定者の内訳

要介護（支援）認定者の内訳について、平成26年からの変化をみると、各地区とも認定者合計数は増加しています。

(人)

地区		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
昭和	平成26年	35	40	92	65	69	63	41	405
	令和元年	61	67	138	98	75	71	47	557
	差	26	27	46	33	6	8	6	152
長浦	平成26年	74	81	125	97	77	98	83	635
	令和元年	128	113	203	119	113	113	81	870
	差	54	32	78	22	36	15	▲ 2	235
根形	平成26年	20	15	34	46	30	34	24	203
	令和元年	36	34	62	38	35	42	20	267
	差	16	19	28	▲ 8	5	8	▲ 4	64
平岡	平成26年	19	42	64	53	47	59	44	328
	令和元年	34	39	67	54	60	58	40	352
	差	15	▲ 3	3	1	13	▲ 1	▲ 4	24
中富	平成26年	25	42	44	38	42	28	29	248
	令和元年	40	39	73	55	42	41	27	317
	差	15	▲ 3	29	17	0	13	▲ 2	69
合計	平成26年	173	220	359	299	265	282	221	1,819
	令和元年	299	292	543	364	325	325	215	2,363
	差	126	72	184	65	60	43	▲ 6	544

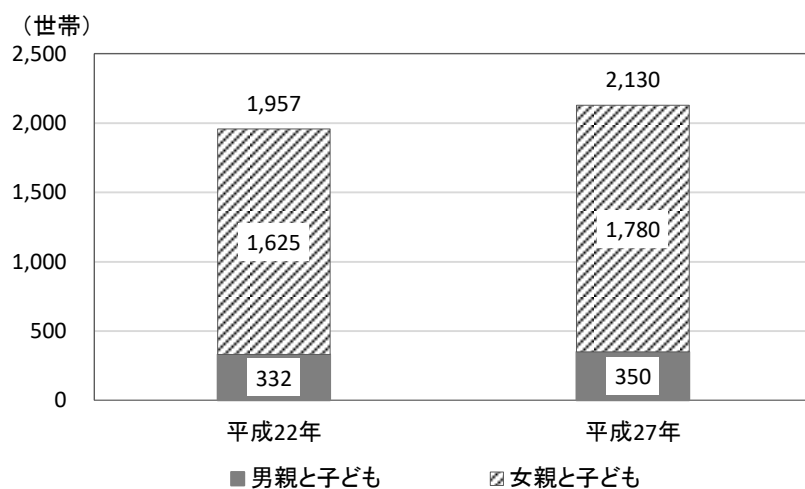
資料：介護保険課（令和元年10月1日現在）

（４）世帯の家族類型の状況

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年では核家族世帯は14,520世帯となっており、市内の世帯数の6割以上を占めています。

また、「男親と子ども」と「女親と子ども」といった、いわゆるひとり親と考えられる世帯は、平成27年に、6歳未満の親族のいる世帯で110世帯、18歳未満の親族のいる世帯で571世帯となっています。

	平成 22 年			平成 27 年		
	世帯数	6歳未満親族のいる世帯数	18歳未満のいる世帯数	世帯数	6歳未満親族のいる世帯数	18歳未満のいる世帯数
総数	21,335	2,402	6,011	22,545	2,315	5,855
核家族世帯数	13,525	1,967	4,948	14,520	2,024	4,887
ひとり親世帯数	1,957	98	562	2,130	110	571
父子世帯数	332	4	57	350	7	66
母子世帯数	1,625	94	505	1,780	103	505
単独世帯数	4,655	—	6	5,354	—	6



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

（５）障害者手帳所持者

障害者手帳所持者の平成26年からの変化をみると、“根形地区”と“平岡地区”で「身体障害者手帳」の所持者数は減少していますが、どの種別でもほとんどの地区で手帳所持者数は増加しています。“全市”では、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数が大きく増加しています。

(人)

地区	身体障害者手帳			療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差
昭和地区	414	432	18	87	104	17	58	84	26
長浦地区	710	710	0	213	225	12	135	184	49
根形地区	233	210	▲ 23	46	52	6	27	28	1
平岡地区	297	260	▲ 37	56	57	1	26	27	1
中富地区	218	231	13	46	48	2	22	28	6
市外	3	6	3	45	53	8	0	0	0
合計	1,875	1,849	▲ 26	493	539	46	268	351	83

資料：障がい者支援課（平成26年3月31日現在、平成31年3月31日現在 厚生労働省福祉行政報告例）

（６）障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス支給決定者

障がい福祉サービス支給決定者の平成26年からの変化をみると、“合計”では23人の減少となっています。

地区別では“長浦地区”が46人減少しており、障がい支援区分別では“区分4”から“区分6”がそれぞれ20人以上増加しています。

障がい種別では“療育”を除く3つの種別で増加しています。

(人)

地区	平成26年	平成31年	差
昭和地区	91	87	▲ 4
長浦地区	216	170	▲ 46
根形地区	52	54	2
平岡地区	36	40	4
中富地区	37	39	2
市外	49	68	19
合計	481	458	▲ 23

(人)

障がい支援区分	平成26年	平成31年	差
区分1	27	9	▲ 18
区分2	72	61	▲ 11
区分3	49	56	7
区分4	36	58	22
区分5	45	68	23
区分6	65	86	21
なし	187	120	▲ 67
合計	481	458	▲ 23

資料：障がい者支援課（平成26年10月1日現在、平成31年3月31日現在）

(人)

障がい種別	平成26年	平成31年	差
身体	97	102	5
療育	290	243	▲ 47
重心	25	30	5
精神	69	83	14
合計	481	458	▲ 23

資料：障がい者支援課（平成26年10月1日現在、平成31年3月31日現在）

（７）生活保護世帯と被保護者

生活保護世帯と被保護者の平成26年からの変化をみると、根形地区とその他施設等で若干減少していますが、その他の地区では増加しています。全市でみると、平成31年3月31日現在で「生活保護世帯数」は291世帯、「被保護者数」は383人となっています。

地区	生活保護世帯数（世帯）			被保護者数（人）			保護率（‰）		
	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差
昭和地区	39	54	15	47	69	22	0.8	1.1	0.3
長浦地区	89	117	28	137	182	45	2.3	2.9	0.6
根形地区	16	12	▲ 4	18	12	▲ 6	0.3	0.2	▲ 0.1
平川地区	19	23	4	27	31	4	0.4	0.5	0.1
その他施設等	88	85	▲ 3	92	89	▲ 3	1.5	1.4	▲ 0.1
合計	251	291	40	321	383	62	5.3	6.1	0.8

資料：地域福祉課（平成26年3月31日現在、平成31年3月31日現在）

※平川地区とは、平岡地区と中富地区を合わせたもの

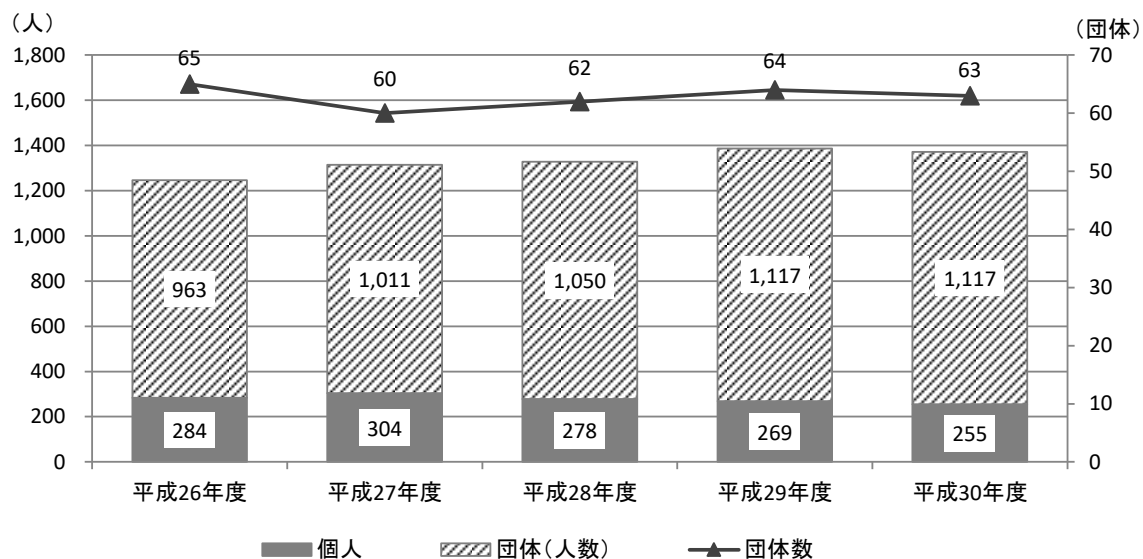
※保護率とは、常住人口に対する被保護者の割合

※‰（パーミル）は千分率を表し、ここでは1,000人あたりの被保護者の割合を示す

(8) その他

◆ボランティア登録数

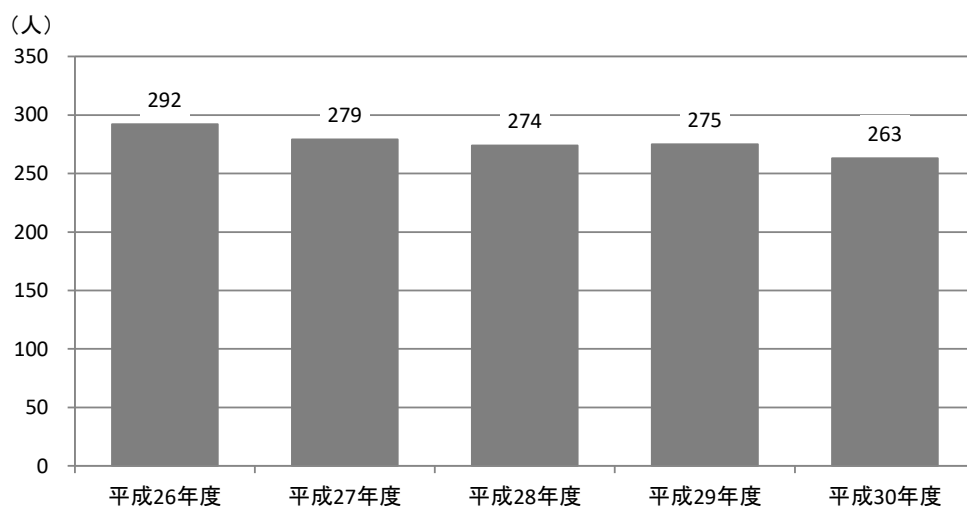
ボランティア登録数の推移をみると、「個人」の人数は平成27年度に304人となりましたが、それ以降減少傾向にあります。一方、「団体」は、平成27年度以降、人数にばらつきがあるものの、団体数はほぼ横ばいで推移しており、平成30年度で63団体、1,117人となっています。



資料：社会福祉協議会（各数値は、年度末（各年度の3月31日）の数値）

◆シルバー人材センター会員数

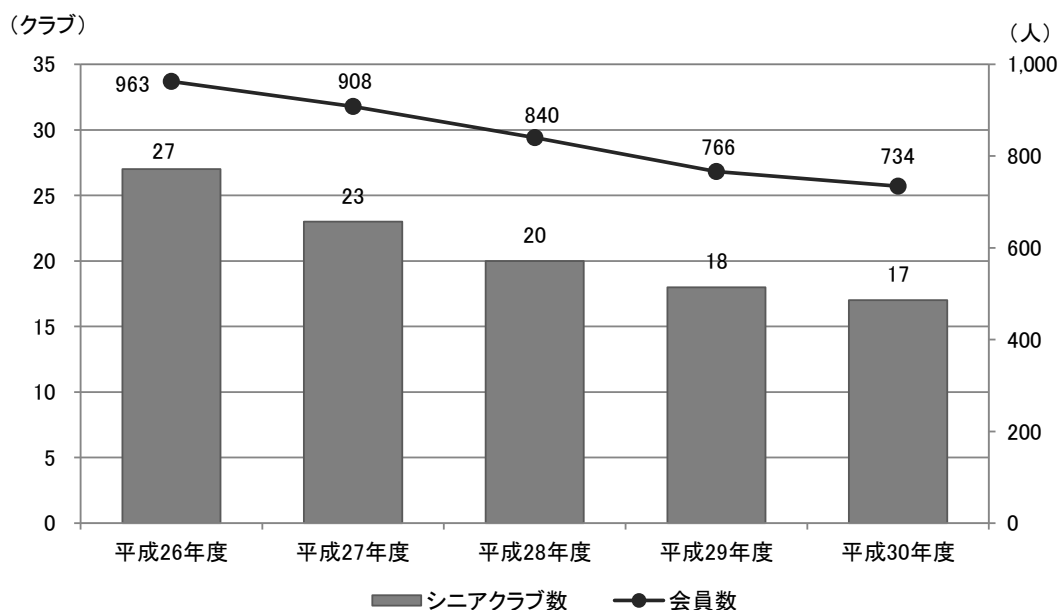
シルバー人材センター会員数の推移をみると、おおむね減少傾向がみられ、平成30年度の会員数は263人となっています。



資料：高齢者支援課（各数値は、年度末（各年度の3月31日）の数値）

◆シニアクラブ数及び会員数

シニアクラブ数と会員数の推移をみると、ともに年々減少しており、平成30年度にクラブ数は17クラブ、会員数は734人となっています。

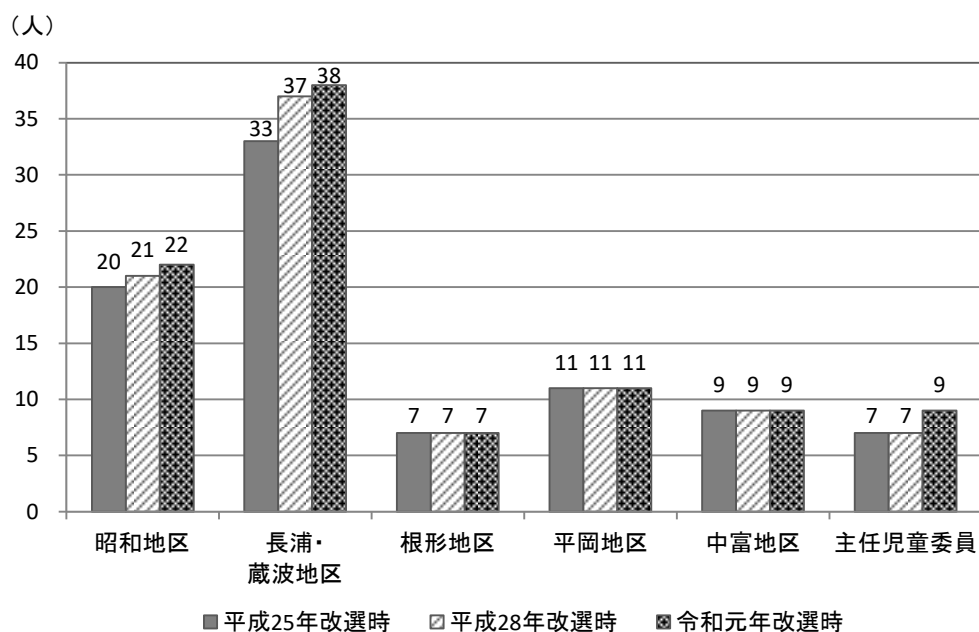


資料：高齢者支援課（各数値は、年度末（各年度の3月31日）の数値）

◆民生委員・児童委員定数

民生委員・児童委員定数をみると、平成28年と令和元年の改選時に、「昭和地区」と「長浦・蔵波地区」でわずかに増加していますが、おおむね前回・前々回と同様の定数となっています。

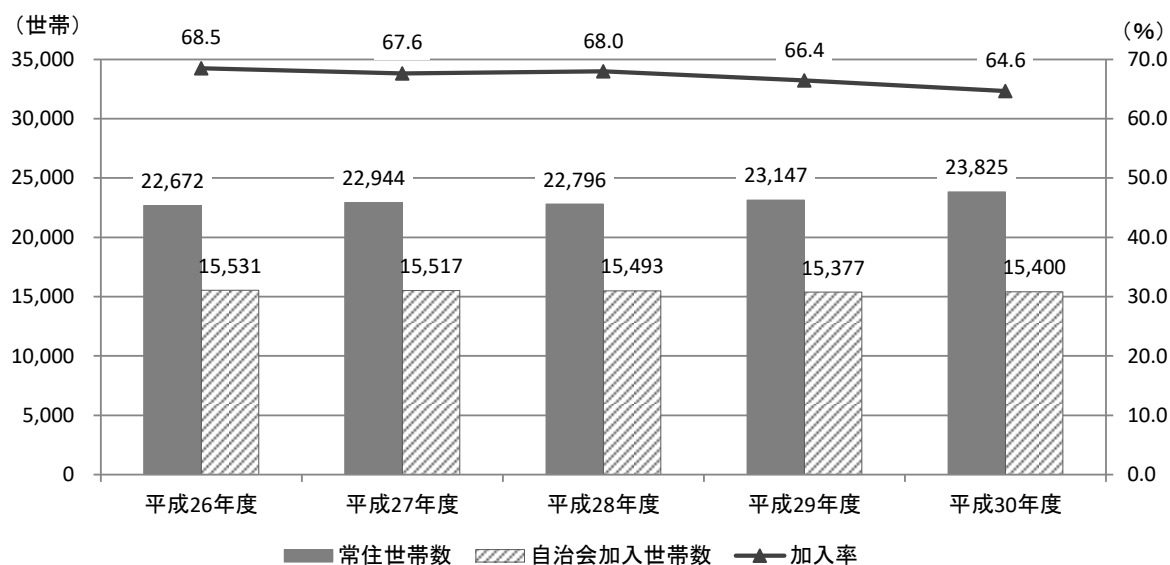
また、主任児童委員も令和元年の改選時にわずかに増加しています。



資料：地域福祉課（改選時における数値を記載）

◆常住世帯数と自治会加入世帯数

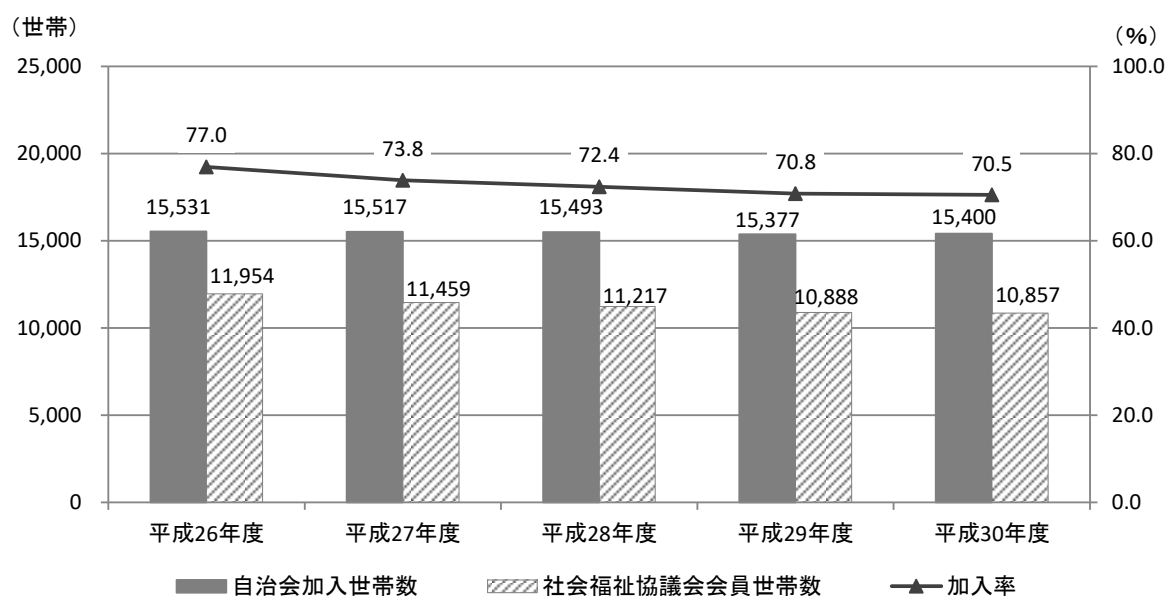
常住世帯数と自治会加入世帯数をみると、常住世帯数は微増傾向がみられますが、自治会加入世帯数はほぼ横ばいでの推移となっており、加入率は平成30年度で64.6%となっています。



資料：市民活動支援課（各年4月1日現在）

◆社会福祉協議会会員世帯数

社会福祉協議会会員世帯数などの推移をみると、自治会加入世帯数はほぼ横ばい、社会福祉協議会会員世帯数は減少傾向となっています。



資料：社会福祉協議会

※自治会加入世帯数は、年度初めの社会福祉協議会会員募集時（各年度の4月1日）の数値
社会福祉協議会会員世帯数は、年度末（各年度の3月31日）の数値

第3章 これまでの取組と課題

1 前計画（地域福祉計画（第2期））の振り返り

（1）前計画における事業の実施概況

地域福祉計画（第2期）の各計画目標で展開した施策や事業は合計93事業あり、福祉に携わる方々を中心として組織した地域福祉計画策定・推進委員会で、毎年度、進行管理を行なってきました。

計画期間（平成27年度～令和元年度（平成31年度））における【実施状況】及び【達成状況】を整理すると、【実施状況】としては、制度自体が廃止された事業が1つあるものの、位置づけた事業を適切に実施することができました。

【実施状況】

項目	事業数	割合
実施	92	98.9%
未実施	0	0.0%
廃止	1	1.1%
合計	93	100.0%

また、【達成状況】としては、計画期間を通じて多くの事業で一定の成果がみられましたが、その中でも、主に以下の部分について引き続き実施していく必要があると分析しました。

- ・福祉教育の推進（P28参照）
- ・身近な交流の場づくり推進（P30参照）
- ・福祉に関する情報提供の充実（P32参照）
- ・成年後見制度利用支援事業の普及啓発（P38参照）
- ・日常における防災対策の普及（P42参照）

【達成度評価】

項目	事業数	割合
十分な成果があった	7	7.5%
ある程度の成果があった	84	90.3%
あまり成果はなかった	1	1.1%
成果はなかった（未実施を含む）	1	1.1%
合計	93	100.0%

※達成度評価は各事業について、各年度の評価の平均を算出したものを、計画期間における達成度評価としたうえで、項目ごとに該当事業数を集計しています。

（２）前計画における事業や調査等の振り返り

地域福祉計画策定・推進委員会における施策や事業の進行管理のほかに、平成30年度には、住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングを、令和元年度には地区懇談会を実施し、地域福祉の現状や課題について、市民からの意見を伺いました。

ここでは、地域福祉計画（第2期）の施策体系に沿って、施策や事業に取り組んだ結果感じた主な課題や、市民の意見等を一元的に整理し、振り返りを行いました。

1. 地域の人材づくり

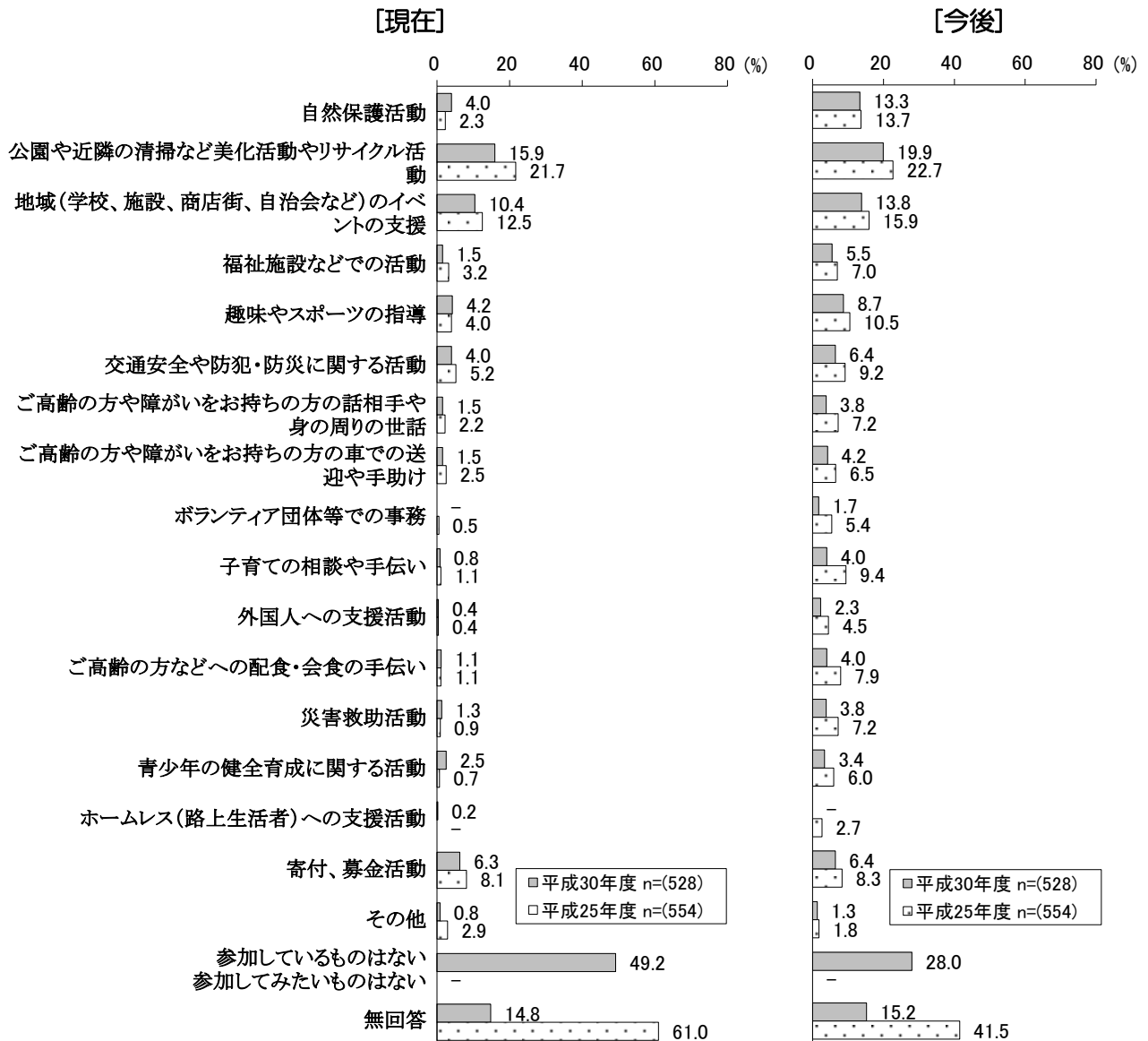
①ボランティア活動の推進

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
（市の施策や事業） ○ボランティアセンター等の支援 ・ボランティアセンターの運営支援（地域福祉課）、運営（社会福祉協議会） ・ボランティアセンター情報発信事業 ・ボランティア交流事業 ・市民協働推進事業	○各種ボランティア養成の支援 ・ボランティア養成事業 ・ボランティアリーダー養成事業 ・生涯学習ボランティア促進事業 ・おはなし会ボランティア推進事業
（主な課題等） ❖ 移送サービスや傾聴に関わるボランティアは1人での活動が多く、活動状況や悩み等を共有するボランティア同士の交流が必要である。 ❖ ボランティア養成講座への参加者数が少なく（平成30年度：5回 35名）、講座メニューが固定化してきている。また、ボランティアには興味があるが何をしたらいいのかわからない方へ対する周知方法の工夫が必要である。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の地域活動やボランティア活動では、多くの活動は現時点での参加状況に対して、将来の参加意向が高く、その市民の意向を実践に結びつけていくことが重要である（図表1参照）。 ❖ 定年の延長で新規会員が減り、地域貢献を推し進める体制づくりがなかなかできない。 ❖ 事業所で職員等がボランティアに参加しやすくなる取組を実施しているところは16.7%で、5年前より増加しているが未だ少数（図表2参照）。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 地区内でのボランティアに参加してくれる人が少ないので、もう少し増やしたい。 ❖ 活動している人が高齢化、固定化傾向なので、ボランティアを広く募りたい。	

【今後に向けた課題】

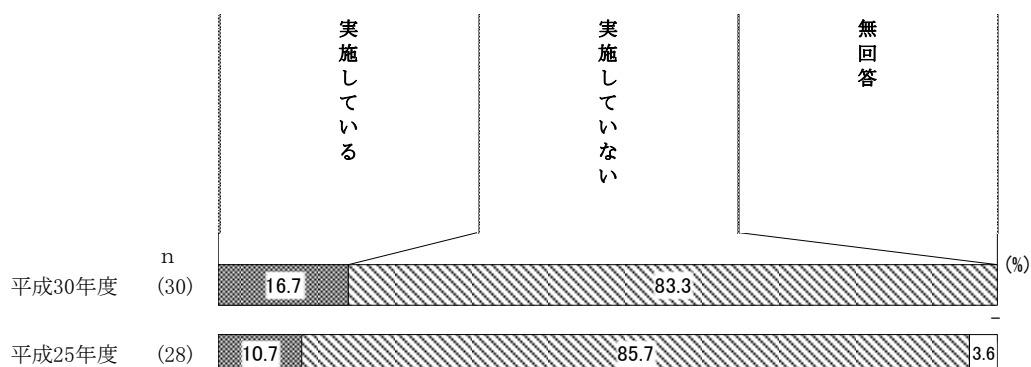
ボランティアが高齢化・固定化傾向にあり、定年の延長や運転免許の返納など、ボランティアの確保や活動の幅を広げることに對する新しい課題も出てきていますが、ボランティアへの参加意向をもつ人を、実際の活動参加につなげていくことが必要となります。

図表 1 地域活動やボランティア活動の参加状況・今後の参加意向



資料 平成 30 年度地域福祉に関する住民意識調査

図表 2 職員等がボランティアに参加しやすくなる取組



平成 30 年度地域福祉に関する意識調査（事業所・福祉関係団体）

②地域福祉の担い手の育成

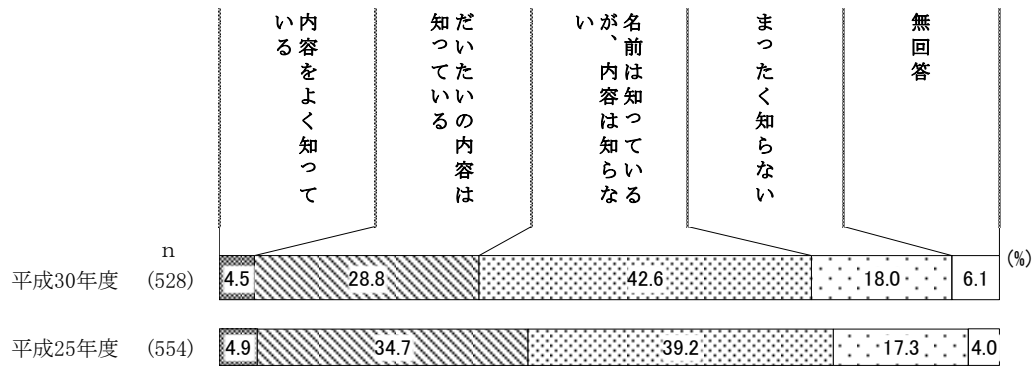
市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成 ○福祉活動の相談指導専門職員の充実 支援 ・民生委員児童委員活動事業 ・民生委員児童委員協議会活動事業 ・ボランティア養成事業（再掲） ・ボランティアリーダー養成事業（再掲）	・福祉専門職員の資質向上の取組 ・職員研修事業
(主な課題等) ❖ 民生委員・児童委員の選出について、自治会や地域の活動団体と連携協力が必要である。 ❖ 地域の福祉ニーズが複雑化・多様化してきており、民生委員・児童委員の活動も複雑化している反面、委員1人当たりの担当世帯数が多く、負担も大きい。 ❖ 障がい者の支援、高齢者の支援、子育て支援に関する相談は、毎年件数が増加し、多様で複雑化している。相談に適切に応じられるよう職員の専門性の強化が必要である。 ❖ 関係法令・制度の改正が多く、情報収集及び職員研修に参加するタイミングが難しい。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の民生委員・児童委員の活動の認知度は、「《内容を知っている》（「だいたい内容は知っている」＋「内容をよく知っている」）」は33.3%だが、前回調査から6.3ポイント減少し（図表3参照）、39歳以下の認知度が低い。 ❖ 福祉関係団体では、スタッフの確保という課題とともに、スタッフの高齢化も課題としてあげられている（図表4参照）。 ❖ 福祉関係団体では、人材の確保や若い世代の取り込みの困難さが増しており、今後の活動予定で「今の活動を維持していきたい、維持することで精一杯」という意見が多くを占める一因になっている。 ❖ リーダーとして活動のまとめ役となる人材が不足していることや、人材が不足していることで、役員がかけもち状態にある。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ リーダーや役員のなり手がいない。会議等に行っても代表で出てくる顔ぶれが同じ。 ❖ リーダー的な人材が見当たらない。 ❖ 地域の民生委員がなり手がいなくて決まらない。	

【今後に向けた課題】

福祉ニーズが多様で複雑化している中で、地域福祉の充実に欠かせない民生委員・児童委員の認知度は高まっておらず、委員へのなり手も不足している状況です。また、地域のリーダー的な役割を担う人材が不足しており、キーパーソンの育成と確保が必要です。

さらに、地域福祉活動に関わる方々や、福祉の専門職として介護や相談など様々な機関で働く人々、市専門職員などのスキル向上も必要です。

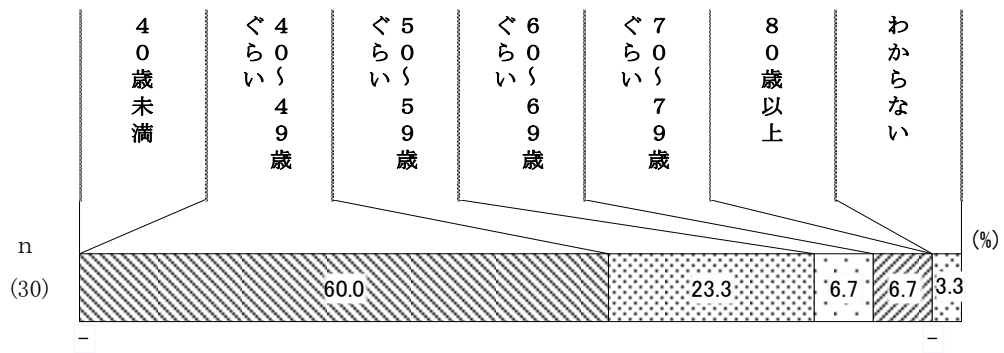
図表3 民生委員・児童委員の活動の認知度



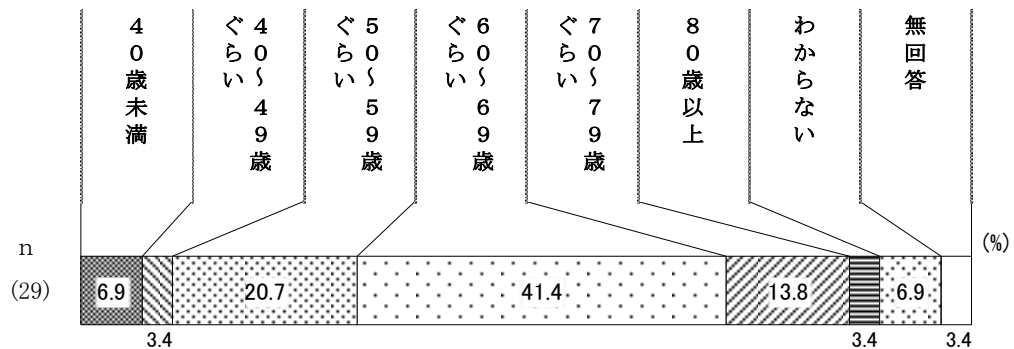
資料 平成30年度地域福祉に関する住民意識調査

図表4 従業員及び構成員の平均年齢

【事業所】



【福祉関係団体】



平成30年度地域福祉に関する意識調査（事業所・福祉関係団体）

③福祉教育の充実

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○家庭における教育の推進 ・家庭教育総合推進事業 ・子どもを育む、学校・家庭地域推進事業 ○学校における福祉教育の推進 ・福祉教育推進事業 ・総合的な学習の時間における福祉教育の推進	○生涯学習としての福祉教育の推進 ・地域福祉フェスタ ・ボランティア養成事業（再掲） ・家庭教育総合推進事業（再掲） ・青少年教育推進事業 ・成人教育推進事業 ・高齢者いきがい促進教育推進事業 ・認知症サポーター養成講座
(主な課題等) ❖ 共働き世帯の増加といった就労形態の多様化等の原因から、家庭教育学級の受講生が増えにくい状況にある。保護者の家庭教育に関する学習の機会をどのように提供していくか、内容や形態、実施時期等について、学級生の声を取り入れながら検討していく必要がある。 ❖ 幼児家庭教育学級は、対象を0歳から就学前の保護者に拡大した公民館で受講生が増加するなどの成果がみられたが、保育の都合上、実施できる内容に制限が生じた。 ❖ 学校や地域など幅広い分野や世代に向けた福祉体験の実施が十分にできていない。 ❖ 福祉フェスタは、福祉に興味・関心を待たない市民の来場を増やし、興味を持たせていきたいものの、実際は福祉関係者及び出演団体関係者が多い。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の地域福祉活動をおこなう上での市民の役割で、「介護やボランティア活動に関する教育の受講」は11.0%と低い。 ❖ しかし、事業所、福祉関係団体は、「学校などにおける福祉教育の充実」といった若いころからの福祉教育が必要と考えている。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 福祉の精神が薄れていることを改善したい。 ❖ 子どもの頃からボランティアに対する意識を持たせたい。 ❖ 公民館の講座に参加したいが、公民館までの交通手段が少なく困っている。	

【今後に向けた課題】

福祉の担い手のすそ野を広げるため、早い時期からの福祉教育を充実したり、幅広い分野や世代に向けた福祉体験の機会を広げるなど、「地域福祉」や福祉全般に親しみやすい環境を整えていく必要があります。

2. 地域のつながりの回復・情報の共有

①市民同士のつながりづくり

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業)	
○身近な地域でのつながりを深める取組	
・子どもを育む、学校・家庭地域連携事業（再掲）	
・自治会の加入促進への取組	
○要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進	
・高齢者見守りネットワーク事業	
・青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	
(主な課題等)	
❖ 自治会への加入率は減少傾向が続いている。（平成 28 年 4 月：68.0%→平成 29 年 4 月：66.4%→平成 30 年 4 月：64.6%）。※常住世帯数に対する自治会加入世帯数の割合	
❖ 高齢者見守りネットワーク事業については、対象者宅へ訪問した際に応答がない場合は、警察等と連携して対応しているが、実際に室内へ入る状況の見極めが難しく、また入室の手段がないなど対応が困難な場合がある。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査で地域の人々がお互いに支え合っていくうえで大切だと思うことは、「隣近所の住民同士の普段からのつきあい」が 77.5%。しかし、実際のつきあい方は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が 32.4%、一方、「ほとんど近所づきあいをしない」は 8.9%である。	
❖ あまり近所づきあいをしない主な理由を年齢層でみると、「普段つきあう機会がないから」は“50～64 歳”で、「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」は“30～39 歳”だけでなく、“50～59 歳”でも高く、「あまりかかわりをもたたくないから」と「気の合う人・話の合う人が近くにいないから」は“65～69 歳”で高くなっている。	
❖ 事業所、福祉関係団体ともに、地域での福祉活動活性化のために、「個人がいつでも参加できる仕組みづくり」といった市民が福祉活動に参加しやすい環境づくりも必要であると考えている。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 自治会の新規加入が少なく、離脱者が増加している。中には、自治会長や班長を嫌がっての退会もある。	
❖ 手助けしたいが誰に声をかけてよいかわからない。	
❖ 個人情報にとらわれすぎているのか、手助けしあうのもやりにくい時がある。	
❖ 高齢者一人暮らしの孤独死、見守りをどうするかが課題である。	

【今後に向けた課題】

近所づきあいの大切さは感じられていても、実際には自治会の加入率の低下や近所づきあいの希薄化がみられます。個人情報の保護等も壁となっていますが、手助けを必要としている人を見守ったり、手助けしやすい環境を整えることが必要です。

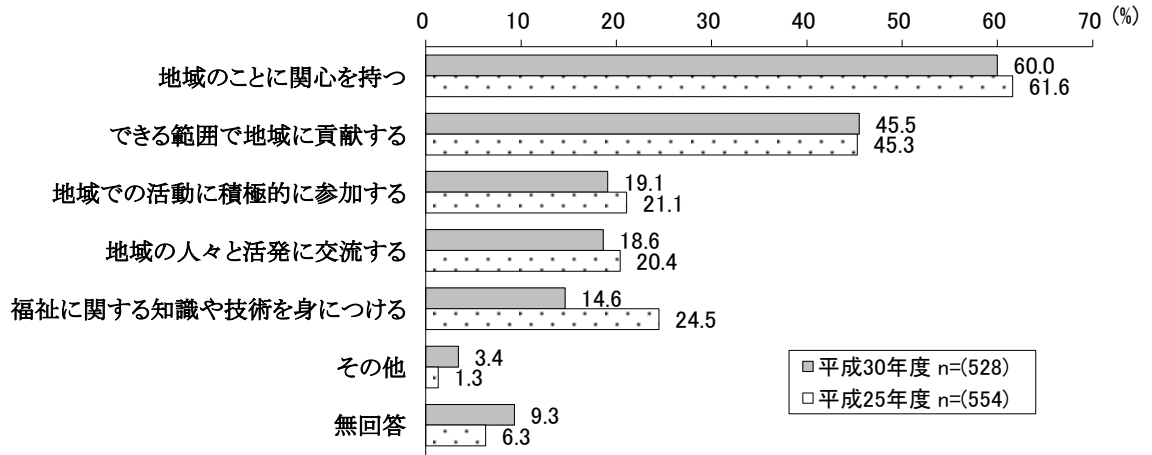
②地域交流の場づくり

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○身近な交流の場づくり推進 ・ 地区社会福祉協議会運営事業の支援 ・ 地域ふれあいサロンの設置 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 保育所（園）地域活動事業 ・ 区等集会施設整備補助事業	○地域活動の交流の場づくりの推進 ・ 公共施設の有効利用の促進 ・ 放課後子ども教室 ・ 世代間交流事業 ・ ひらおかハッピータイム ・ 国際化推進事業
(主な課題等) ❖ 身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう、地域交流・世代間交流の拠点としての地域ふれあいサロンを、地区社会福祉協議会と協力して地域住民が主体となり実施していく必要がある。 なお、地域ふれあいサロンへの参加者は年々増加しているが、更に充実を図る必要がある。（平成 28 年度：延 2,531 人→平成 29 年度：延 3,484 人→平成 30 年度：延 5,169 人）。 ❖ 地域子育て支援拠点は、子育て世帯の転入が増えてきている中、昭和地区、長浦地区などで地域子育て支援センターを開設し、利用者のニーズに応えることができたが、平川地区には設置できていない。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の地域福祉の推進に向けて“自助”で重要だと思うことでは、「地域での活動に積極的に参加する」（19.1%）や「地域の人々と活発に交流する」（18.6%）が相対的に低い（図表 5 参照）。 ❖ 住民意識調査における、地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うことでの「地域を単位とした親と子の世代間交流活動」（2.3%）や、地域の人々がお互いに支え合っていくうえで大切だと思うことでの「障がいのある人とない人の交流」（9.5%）など、ターゲットを絞った場合の交流意識は特に低い。 ❖ 福祉関係団体の地域での福祉活動活性化に必要だと思う取組では、「個人がいつでも参加できる仕組みづくり」（41.4%）のほか、「福祉関連事業所・団体間の交流機会の充実（イベントなど）」と「地区ごとの福祉活動（交流）拠点の整備」（各 37.9%）が高い（図表 6 参照）。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 自治会に入らない人もいるからか、引っ越して来た方との触れ合いの場がない。 ❖ 子どもやご高齢の方たちとの交流するきっかけがないので、支え合い等のやりとりができない。 ❖ 語らい憩いの場、体操する場、雨天時の子どもの遊び場等の身近なところでの確保が必要。	

【今後に向けた課題】

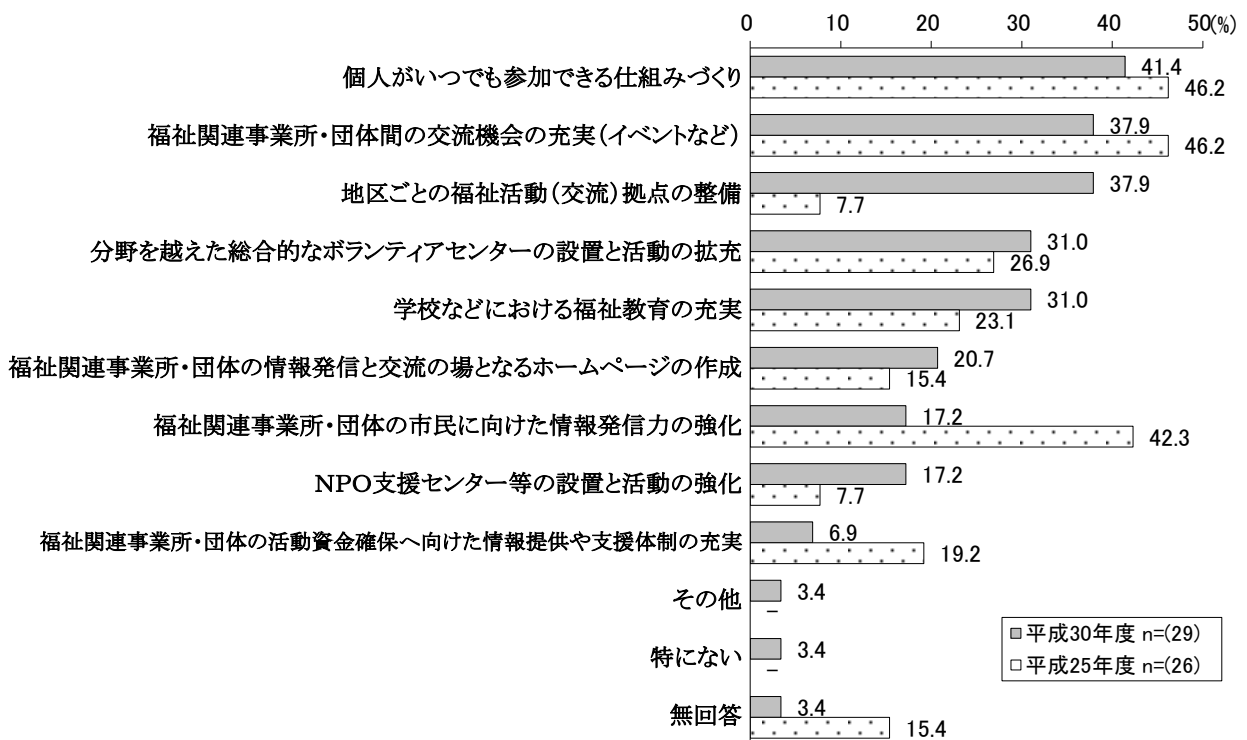
地域ふれあいサロンへの参加者は年々増加していますが、参加者の更なる充実のため、身近な交流の大切さを普及啓発するとともに、気軽に交流できる場の確保や機会を充実させ、周知していく必要があります。

図表5 住民意識調査の地域福祉の推進に向けて“自助”で重要だと思うこと



資料 平成30年度地域福祉に関する住民意識調査

図表6 福祉関係団体の地域での福祉活動活性化に必要なと思う取組



平成30年度地域福祉に関する意識調査(事業所・福祉関係団体)

③情報の提供と共有のシステムづくり

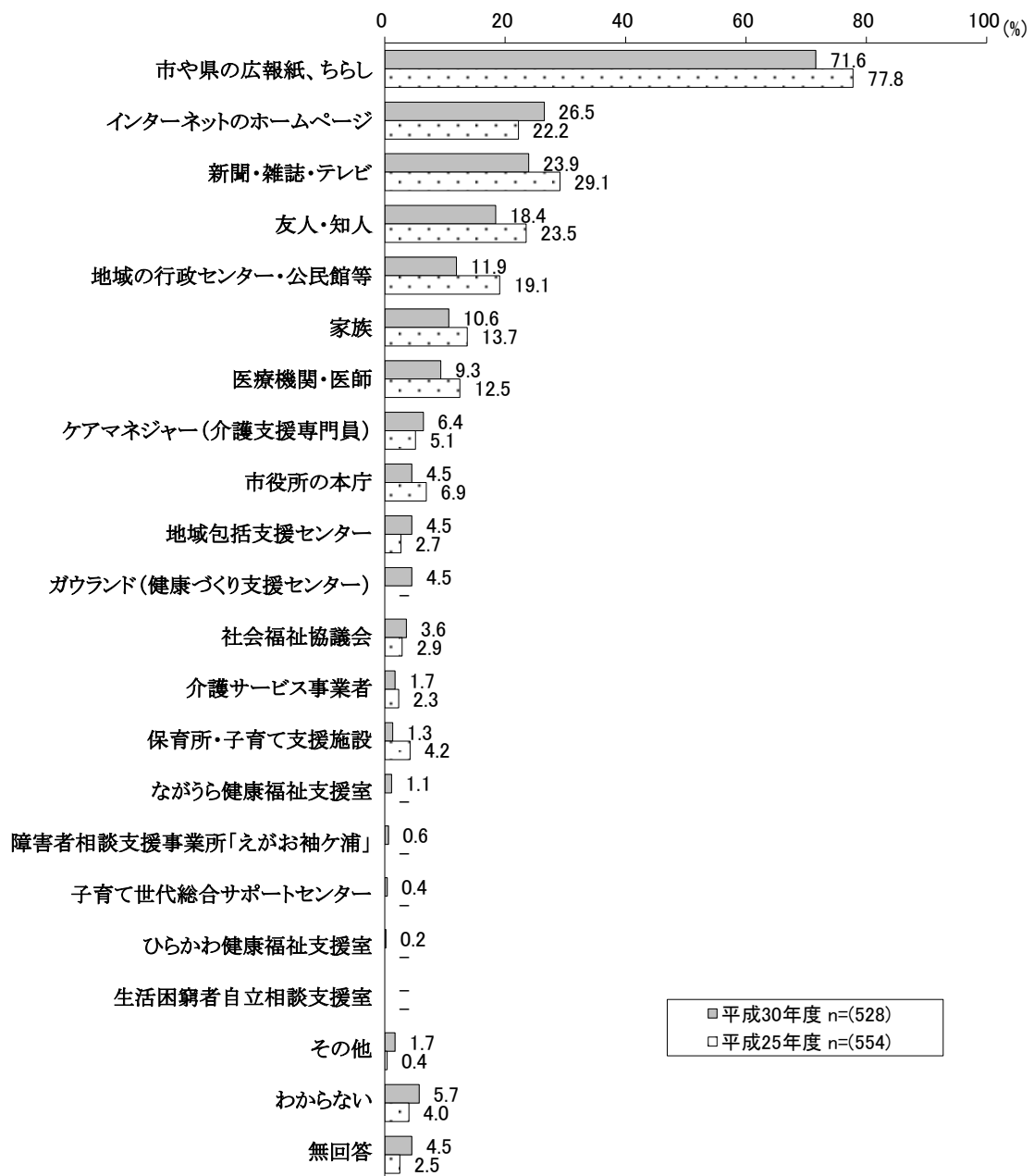
市の取り組んだ施策や事業とその課題
(市の施策や事業) ○福祉に関する総合的な情報提供の充実 ・福祉に関する情報提供の充実 ・子育て支援ポータルサイトによる情報提供 ・市民協働推進事業（再掲） ・市政（まちづくり）講座 ・市職員出前講座 (主な課題等) ❖ 生活保護法の改正や生活困窮者自立支援制度等、障がい福祉制度、介護保険制度といった各種制度について、より分かりやすく、利用しやすい情報提供の工夫を検討し続けることが必要である。 ❖ 子育て支援ポータルサイトの市の公式ホームページへの移行に際して、「はッピー・ネット」に登録していた団体へ変更内容の周知を行ったが、ホームページがない、活動団体が少ないなどの理由で、登録数が少ないため、情報の周知の方法を検討する必要がある。 ❖ 市政（まちづくり）講座は、基礎講座とステップアップ講座があるが、どちらも受講者数の増加に取り組む必要がある。
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題
❖ 住民意識調査では、保健福祉サービスなどの情報入手手段は「市や県の広報紙、ちらし」が71.6%で最も高く、次いで「インターネットのホームページ」（26.5%）と「新聞・雑誌・テレビ」（23.9%）となっている（図表7参照）。入手先は、年齢層によって活用度が異なることから、当面は、紙媒体、電子媒体、人と人とのコミュニケーションをバランスよく活用し、必要としている市民に適切に情報が届くように多様な手段による情報提供を進めていく必要がある。 ❖ 事業所、福祉関係団体ともに、自分たちを知ってもらうためのPRという意味での情報発信や、お互いの情報交換の必要性、サポートすべき市民の情報の取得意向など、情報への意識は高い。
地区懇談会であげられた課題
❖ 福祉の情報にアクセスできない、情報がほしい。 ❖ 情報が集合していなくてバラバラ。 ❖ 福祉施策が住民に理解されてない、分かりにくい。

【今後に向けた課題】

福祉分野の様々な制度や市の取組の情報を、市民や事業所及び福祉関係団体等が理解し、活用できるよう、さらに整理して分かりやすく提供することが必要です。

また、必要な人に必要な情報が効果的に届けられるよう、伝達方法をターゲットによって変えるなど、多様な情報提供のあり方を検討することも必要です。

図表 7 保健福祉サービスなどの情報入手手段



資料 平成 30 年度地域福祉に関する住民意識調査

3. 地域福祉サービス・仕組みの充実

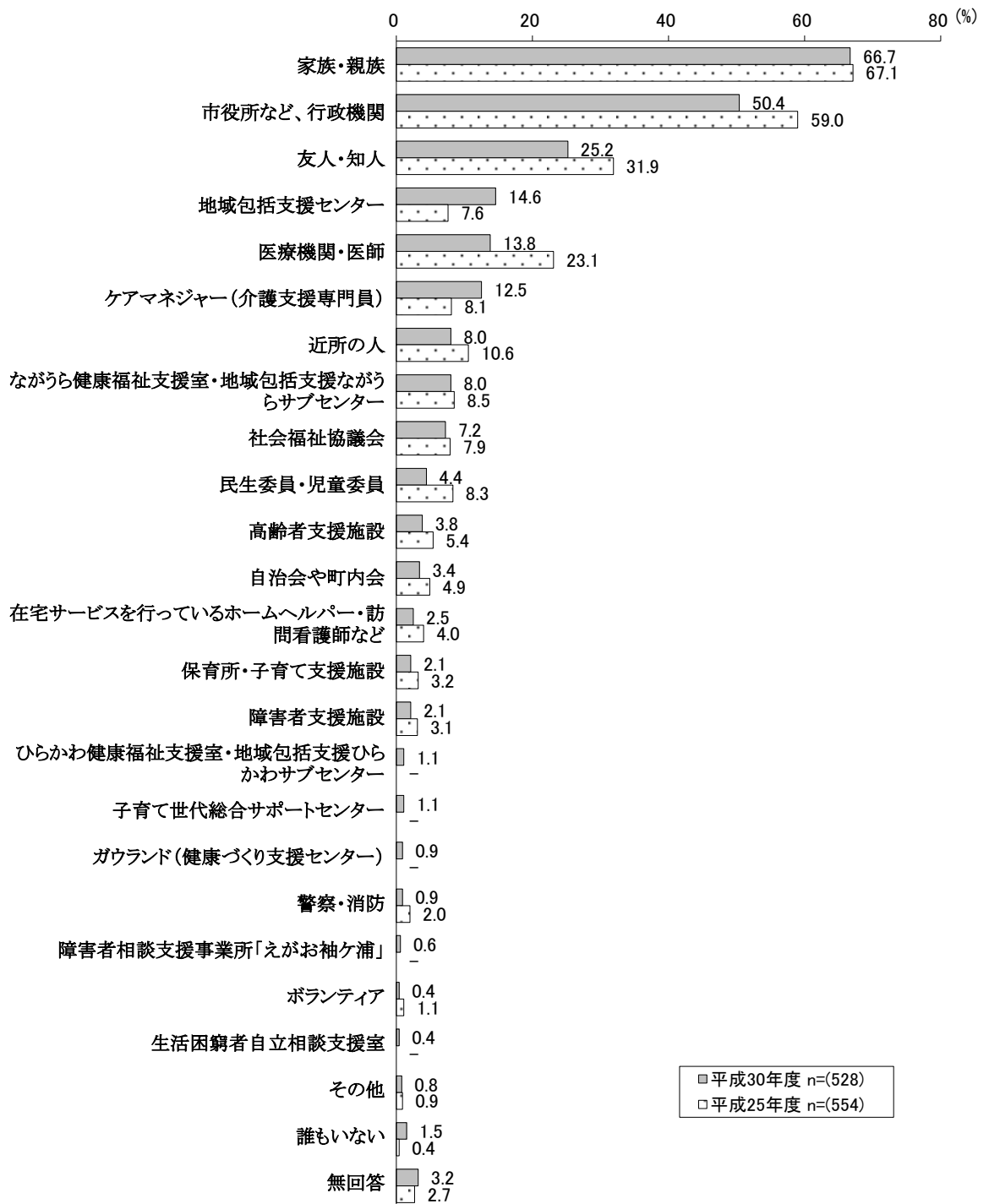
① 支え合いの仕組みづくり

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業)	
○地域における支え合いの促進	
・ 地区社会福祉協議会運営事業の支援（再掲）	
・ 地域支え合い活動支援事業	
・ 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業	
・ シニアクラブ活動助成事業	
・ 自治会の加入促進への取組（再掲）	
○地域における総合相談体制の整備	
・ ながうら・ひらかわ健康福祉支援室運営事業	
・ 相談支援事業	
(主な課題等)	
❖ 「平川いきいきサポート」などの地域住民主体による地域支え合い活動の利用は増加している。しかし、サービス提供者の平均年齢が高くなり、事業を継続していくための新たなサービス提供者を確保する必要がある。	
❖ 生活支援体制整備事業における協議体等にて、支え合いによる生活支援の促進に向けた働きかけを行い、介護予防・日常生活支援総合事業における住民主体型サービスの創出につなげていく必要がある。	
❖ シニアクラブについて、活動の充実や活性化の工夫、新規団体・会員の勧誘等の取組を行っているが、会員数は減少傾向にある。	
❖ 相談支援事業全般に需要が増加傾向であるので、需要を十分に満たしていく必要がある。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の保健福祉に関する相談相手では、「家族・親族」が66.7%で最も高く、「市役所など、行政機関」が50.4%、「友人・知人」が25.2%と続くが、近年の地域包括ケアシステムの深化により、「地域包括支援センター」（14.6%）が5年前の調査よりも7.0ポイント増加している。しかし、同設問で、「民生委員・児童委員」は4.4%にとどまる（図表8参照）。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 困った事があった時の相談先がわからない。相談する人がわからない。	
❖ 広報紙等で地域包括支援センターのことを知らせてはいるが、あまり知られていない。	
❖ 国も助け合いについて、行政のみでは無理で、地区自治、住民同士の協力を要請しているが、現実には組織化が進んでいない。	

【今後に向けた課題】

地域住民主体による地域支え合い活動の促進や、各種相談機関の連携による相談支援の充実を図り、困りごとを早期に発見し、支援につなげられる仕組みづくりを進めていく必要があります。

図表 8 保健福祉に関する相談相手



資料 平成 30 年度地域福祉に関する住民意識調査

②バリアフリー化の促進

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○誰もが暮らしやすいまちづくりの推進 ・高齢者等住宅整備資金貸付事業 ・重度障がい者（児）居室等増改築・改造資金貸付 ※平成 28 年 3 月 31 日付で制度廃止 ・道路・交通施設の整備 ・公園・児童遊園の整備	
(主な課題等) ❖ 高齢者等住宅整備資金貸付事業は、住宅の改修等に必要な資金の貸付であるため、対象者は限定されるが、制度を周知していく必要がある。 ❖ 袖ヶ浦駅海側地区における街区公園はバリアフリー化されているが、既存の公園についてはバリアフリー化されていない所も存在しており、今後、改修工事について検討する必要がある。 ❖ 公園や緑地については生育した樹木が見通しを悪くしていることから、計画的な樹木の伐採を実施する必要がある。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の「袖ヶ浦市地域福祉計画」の主要施策に対する評価で、「バリアフリー化の促進」は《不満》（17.4%）が《満足》（13.8%）を上回っており、重要度も高くなっている。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 旧道路の歩道が狭く危ない。 ❖ 図書館への道は、ベビーカー、自転車などが危ない。 ❖ 手入れを全くしない空地がある。 ❖ 子どもが遊べる公園がない。	

【今後に向けた課題】

引き続き公共施設や道路などのバリアフリー化を進めるとともに、支援を必要とする人の需要を的確に捉えて、対応していく必要があります。

③移動手段の確保

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業)	
○地域住民の支え合いによる移動支援の仕組みづくり	
・地域支え合い活動支援事業（再掲）	
○移送サービスの充実	
・福祉カー管理運営事業	
・重度心身障害者福祉タクシー事業	
・通院送迎（移送）サービス事業	
(主な課題等)	
❖ （再掲）「平川いきいきサポート」などの地域住民主体による地域支え合い活動の利用は増加している。しかし、サービス提供者の平均年齢が高くなり、事業を継続していくための新たなサービス提供者を確保する必要がある。	
❖ 福祉カーが老朽化しており（平成15年車両）、またリフト付きでないことから、リフト付き車両を導入する必要がある。	
❖ 通院送迎（移送）サービス事業の利用会員の中には、登録から数年経過している方が多く、面接時と身体状況が変わってきているため、個々の変化に添った対応が必要である。また、運転者ボランティアの確保が課題である。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うことで、「交通の便の改善」は34.1%と3番目に高い。	
❖ 住民意識調査の「袖ヶ浦市地域福祉計画」の主要施策に対する評価で、「移動手段の確保」は《不満》(31.6%)が《満足》(10.8%)を上回っており、他の施策の中でも最も満足度が低い。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 免許返納後の移動手段がない。	
❖ 病院、買い物の手伝いをしてほしい。	
❖ （再掲）公民館の講座に参加したいが、公民館までの交通手段が少なく困っている。	
❖ 交通面が不十分で、地域活動への参加が難しい。	

【今後に向けた課題】

「移動手段の確保」が市民の満足度の中で最も低く、移動手段に起因する生活不安や、交流拠点への移動や地域活動に参加できないことへの不満などがあることから、地域における移動手段を確保することが必要です。

④権利擁護の推進

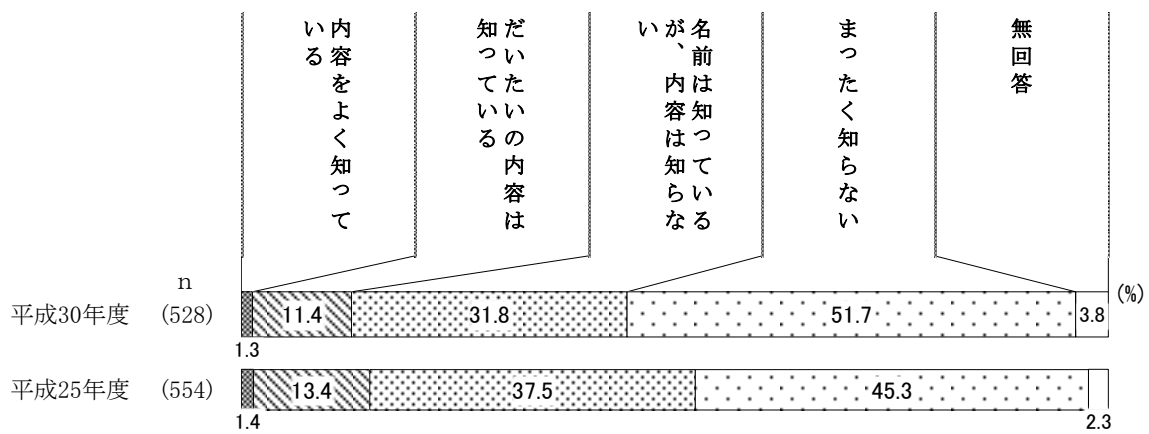
市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○成年後見制度利用支援事業の普及啓発 ・成年後見制度利用支援事業 ○日常生活自立支援事業の普及啓発 ・日常生活自立支援事業	○虐待防止対策の推進 ・障害者虐待防止対策支援事業 ・高齢者虐待防止事業 ・虐待防止対策の推進 ・人権擁護事業 ・男女共同参画推進事業
(主な課題等) ❖ 認知症や障がいなどにより、日常生活において金銭管理や契約行為等に不安が生じ、年々成年後見制度の利用が必要な方々も増加していくものと考えられる。今後、相談に対応する人員の増や多様化かつ複雑化する相談に対応する専門性の強化が必要である。 ❖ 虐待を防止するために、通報や届出に関して十分な制度の周知を図る必要がある。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査で、日常生活自立支援事業の認知度（《内容を知っている》 前回：14.8% 今回：12.7%）（図表9参照）や、成年後見制度の認知度（《内容を知っている》 前回：39.9% 今回：32.2%）が減少している（図表10参照）。若年層の認知度が低いというわけではなく、改めて全年代における認知度の向上を図る必要がある。 ❖ 住民意識調査の「袖ヶ浦市地域福祉計画」の主要施策に対する評価で、「権利擁護の推進」《重要》（「重要」＋「やや重要」）が28.0%にとどまり、各施策に比べて低い。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 虐待かどうか不明時の対応がわからない。 ❖ 子どもの泣き声がするが、どこまで踏み込んでいいかわからない。	

【今後に向けた課題】

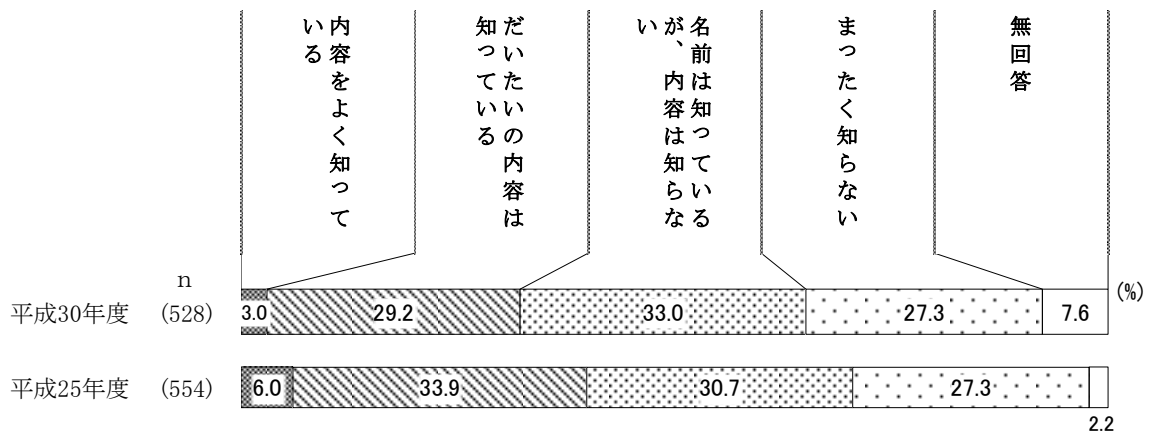
日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業の認知度は、年齢層に関わらず低いことから、認知症や障がいなどにより、日常生活において金銭管理や契約行為等に不安が生じる前に制度の利用が検討できるよう、改めて全世代への普及・啓発が必要です。

また、多様化かつ複雑化する相談への対応、虐待の発生予防・対応を行うため、専門性の強化が必要です。

図表 9 日常生活自立支援事業の認知度



図表 10 成年後見制度の認知度



資料 平成 30 年度地域福祉に関する住民意識調査

⑤サービスの質の確保

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○福祉サービスの第三者評価等の普及啓発 ・事業者の第三者評価への実施のはたらきかけ ○福祉に関する相談員の派遣 ・介護相談員派遣等事業	
(主な課題等) ❖ 客観的な視点により評価されることで、サービスについて自発的に分析を行う機会となり、質の改善を図ることができると考えられることから、各事業所で取り組んでいくよう助言等を行う。 ❖ 介護相談員派遣等事業は、新規で要介護認定を受けた方の自宅への訪問であり、高齢化の進展に伴い、訪問対象者の増加が予測される。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うことで、「福祉・保健サービスの充実」は42.0%と最も高い。 ❖ 事業所における中核を担う職員の育成が追いつかないことや、福祉団体等における担い手不足の現状から、スタッフの質の維持や活動の維持に課題が出ている。	
地区懇談会であげられた課題	
(特にありませんでした)	

【今後に向けた課題】

福祉サービスの改善・充実に向けて、引き続きサービスの質を確保できるよう、サービス利用者の声を反映していく必要があります。

⑥生活困窮者の自立支援

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○生活困窮者の自立支援 ・生活困窮者自立支援事業 ・生活福祉資金貸付	
(主な課題等) ❖ 生活困窮者の抱えている問題は経済的な問題だけではなく、心身の問題、家庭の問題と様々な問題を複合的に抱えているため、自立への支援策が複雑多岐にわたる。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 事業所では、活動を行ううえで他の団体や機関と連携の必要性において、「相談者が複合的な課題を抱えているとき」が65.5%となっている。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 今は大丈夫だが先行きが不安である。 ❖ 年金だけでは生活が不安である。	

【今後に向けた課題】

市役所の相談窓口や関係機関等が連携し、支援体制を強化していくことが必要です。

4. 地域で守る安心・安全

①防犯活動の充実

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業)	
○防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進	
・ 防犯対策運営事業	
・ 子どもの安全確保事業	
・ 児童・生徒指導センター運営事業	
・ 子ども安全パトロールの実施	
○消費者意識の啓発と消費者利益の保護	
・ 消費生活相談・啓発事業	
(主な課題等)	
❖ 警察や関係団体との連携により、刑法犯認知件数は減少となったが、高齢者を狙った電話詐欺について被害件数は減少したものの被害額は増加している。	
❖ 「子ども 110 番連絡所」の設置数を拡大するなど、各学校や地域住民の協力を得ながら、児童生徒の安全確保に向けた取組を更に推進する必要がある。	
❖ 振り込み詐欺や訪問販売などの手口は悪質巧妙化しており、消費生活センターは広報を通じた周知により、相談件数は増加しているものの、未だ認知度が低い。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の「袖ヶ浦市地域福祉計画」の主要施策に対する評価で、「防犯体制の充実」は《不満》(15.5%)が《満足》(12.7%)を上回っており、重要度は「防災体制の強化」に次いで2番目に高くなっている。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 振り込み詐欺による情報や対策が必要。	
❖ 防犯について学校からの情報が少ない。	
❖ 登下校時の安全、見守り活動を強化していきたいと考えているが、どのようにすればよいかわかっている。	
❖ 防犯灯の少ないところがある。	
❖ 地区によって子どもの見守りの目が少ない。	

【今後に向けた課題】

防犯については、行政や警察の対応だけでは限界があり、地域の力が不可欠ですが、自治会への加入者の減少や脱退、担い手の高齢化などに起因し地域の防犯力が低下しており、その対応が必要です。

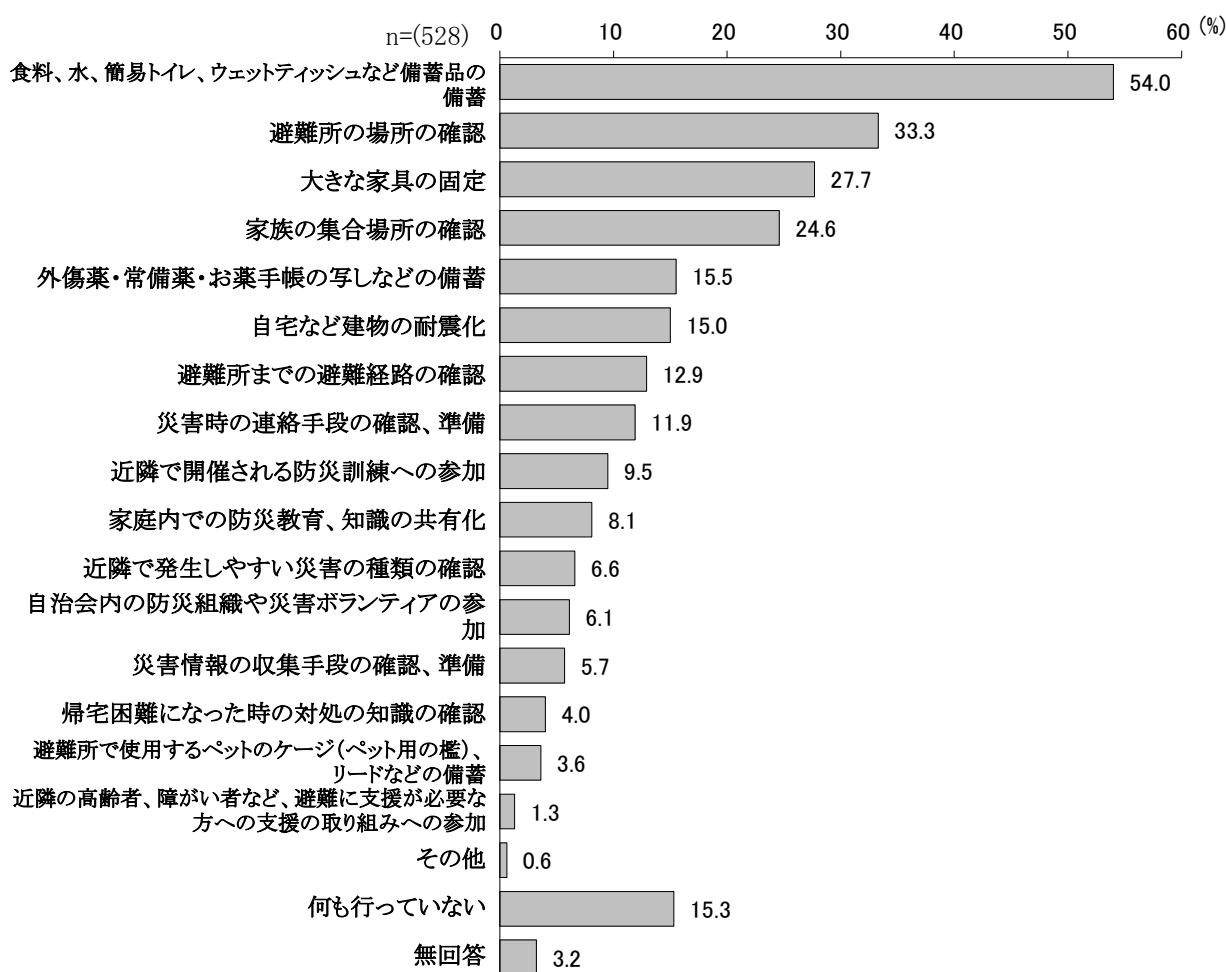
②防災体制の強化

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○日常における防災対策の普及 ・災害ボランティアセンター事業 ・高齢者等家具転倒防止器具設置事業 ・災害時要援護者の支援 ・福祉避難所の指定・整備 ・防災訓練の実施 ・住宅用火災警報器の設置促進	○震災火災対策における自主防災組織整備の推進 ・震災火災対策自主防災組織整備事業 ○災害時要援護者の支援 ・災害時要援護者避難支援対策 ・福祉避難所の指定・整備（再掲） ・木造住宅耐震化促進事業
(主な課題等) ❖ 災害ボランティアセンターの運営に際して、職員対応マニュアルの点検・見直しが不完全である。 ❖ 災害時要援護者等の受入れ体制を強化するとともに、要援護者のそれぞれの特性に合わせた福祉避難所の確保の推進を行う必要がある。 ❖ 自主防災組織の結成数は地区別防災訓練等の開催により結成数が向上し、地区による結成数の偏りは解消しつつあるが、これからも自分たちの地域は、自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主防災組織の立ち上げが急務である。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 普段から行っている防災対策では、「近隣で開催される防災訓練への参加」（9.5%）、「自治会内の防災組織や災害ボランティアの参加」（6.1%）、「近隣の高齢者、障がい者など、避難に支援が必要な方への支援の取組への参加」（1.3%）などは相対的に低く、支え合いの仕組みづくりはまだ進んでいないと考えられる（図表 11 参照）。 ❖ しかし、身近な地域の避難支援に関するボランティアについての考えは、「区や自治会、自主防災組織として活動するのであれば手伝ってもよい」が 40.0%で最も高く、「積極的に手伝いたい」（14.0%）と合わせた《手伝ってもよい》は 54.0%となっており、支え合いの意識は比較的高い（図表 12 参照）。 ❖ 防災体制の強化について、住民意識調査の「袖ヶ浦市地域福祉計画」の主要施策に対する評価で、重要度が最も高くなっている。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 保育園や小学校での地域を巻き込んだ防災教育が必要である。 ❖ 有事（災害）時の安否確認の体制（連絡報告）が確立、周知されていない。 ❖ 災害に備えてもっと地域で（隣近所）交流できる場があるとよい。 ❖ 自主防災隊で行う活動に参加者が少ない。	

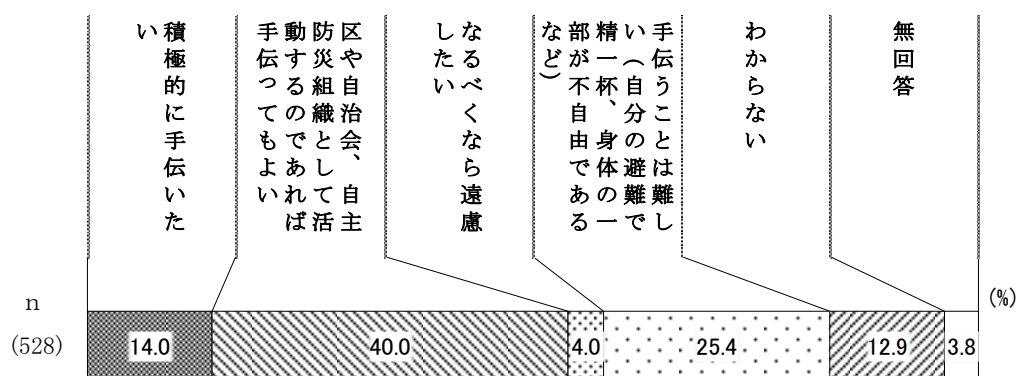
【今後に向けた課題】

防災については、自治会をはじめとした地域の日頃からのつながり、連携・協力による体制づくりがいざという時に大きな力となることから、引き続き自主防災組織の新規立ち上げや活性化を進めるとともに、共助による防災活動意識を高めていくことが必要です。

図表 11 普段から行っている防災対策



図表 12 身近な地域の避難支援に関するボランティアについての考え



資料 平成 30 年度地域福祉に関する住民意識調査

③交通安全意識の高揚

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業) ○交通安全の推進 ・交通安全対策事業 ・児童・生徒指導センター運営事業（再掲） ・子ども安全パトロールの実施（再掲）	
(主な課題等) ❖ 警察や関係団体の協力を得ながら交通安全指導・啓発活動を行っているが、人身事故件数、負傷者数ともに増加傾向にあり、平成30年中に交通死亡事故が5件発生した。 ❖ 高齢化が進展することから、高齢者への交通安全の指導及び啓発にいつそう取り組むとともに、運転免許証の自主返納を促す取組が必要である。	
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
❖ 住民意識調査の地域社会の中で安心して暮らしていくために大切だと思うことで、「防犯・交通安全・防災のための地域の見守り・パトロールの充実」は30.7%と4番目に高い。 ❖ 住民意識調査の「袖ヶ浦市地域福祉計画」の主要施策に対する評価で、「交通安全意識の高揚」は《重要》（「重要」＋「やや重要」）が54.5%と5番目に重要視されている。	
地区懇談会であげられた課題	
❖ 子どもの通学路の安全対策で、まだ必要な場所が多いのが問題である。 ❖ 地域にある信号で、青信号の時間が短いところがある。 ❖ 409号線に歩道やガードレールがない。大型車が多く危険である。 ❖ （再掲）免許返納後の移動手段がない。	

【今後に向けた課題】

引き続き交通安全指導・啓発活動に取り組み、交通安全意識の向上に努めていくことが必要です。また、高齢者の運転免許証の自主返納を促す取組が求められています。

5. 地域福祉推進の基盤づくり

①地区社会福祉協議会活動への支援

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業)	○地区社会福祉協議会活動への支援 ・地区社会福祉協議会運営事業の支援（再掲） ・地区社会福祉協議会の運営強化
(主な課題等)	☞ （再掲）身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう、地域交流・世代間交流の拠点としての地域ふれあいサロンを、地区社会福祉協議会と協力して地域住民が主体となり実施していく必要がある。 ☞ 各地区社会福祉協議会活動が活発になったことに伴い、助成金額が増加傾向にある。
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
☞	住民意識調査の社会福祉協議会の主な事業・活動で知っているものでは、「地区社会福祉協議会活動（敬老会・ひとり暮らし高齢者への給食サービス・サロン事業・ひとり暮らし高齢者ふれあいバスツアー・広報紙など）」が28.8%と3番目に高く知られているが、「広報紙「そでがうらし社協だより」」（71.4%）、「募金活動（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金 など）」（64.0%）に比べて相対的に低い。
地区懇談会であげられた課題	
☞	近くに身近なお茶のみ場（サロン）がない。
☞	いきいきサロン参加者が少ない。横の連絡があまりない。
☞	独居高齢者の配食サービスは充実しているのかわからない。

【今後に向けた課題】

地区社会福祉協議会を中心とした、地域住民、福祉関係事業所、福祉関連団体等の取組を支援すると同時に、定期的に情報の共有や連携の強化を図る機会を設けるなど、顔の見える関係づくりをしながら、各地区の地域福祉活動の推進に努めていくことが必要です。

②地域活動団体等の協働の体制づくり

市の取り組んだ施策や事業とその課題	
(市の施策や事業)	○地域活動団体等の協働に向けた支援 ・地域福祉推進地区懇談会の設置 ・青少年育成地区住民会議への支援 ・総合型地域スポーツクラブ活性化事業
(主な課題等)	❖ 地域には様々な活動を行う団体があるが、活動領域間のつながりが希薄である。地区懇談会の趣旨について理解を求め、継続した開催を行う必要がある。 ❖ 総合型地域スポーツクラブは、各地域まとまりのある活発な活動を実施しているが、新規会員の加入が伸び悩み、役員等中核を担っている方々の高齢化が顕著なことから、クラブの将来を牽引する次世代の育成が課題である。
住民意識調査、事業所・福祉関係団体調査及びヒアリングからの課題	
	❖ 事業所、福祉関係団体とも連携の必要性を強く感じているが、その課題は「接点・交流の機会が少ないこと」（事業所：46.7% 福祉関係団体：44.8%）が最も高い。
地区懇談会であげられた課題	
	❖ 集まりの場に参加する人が固定化している。 ❖ 地区を超えた大きなイベントが少ない。 ❖ 身近で出来るスポーツの場所（総合型）を活用してほしい。 ❖ 地域のスポーツクラブの参加者が高齢化している。若い人の参加がほしい。

【今後に向けた課題】

それぞれの団体の交流を深め、団体同士で協力して、地区内での助け合いを進められる仕組みづくりに結び付けることが必要です。

（３）社会福祉協議会の課題

施策体系ごとの課題に加え、共に地域福祉を進めていく団体である社会福祉協議会については、以下のような課題があげられています。

①社会福祉協議会会員加入数の伸び悩み

一般会員は、自治会を通じた会員募集を行っていますが、自治会の加入率の低下の影響や会員への加入申込みが全くない自治会が出てくるなどしており、会員数は減少傾向にあります。また、法人会員数も、おおむね横ばいで推移しており、PR活動及び顔の見える関係づくりが課題です。これら、会員数の伸び悩みは、社会福祉協議会の自主財源のひとつである会費の減少にも繋がります。

②社会福祉協議会の認知度

住民意識調査では、社会福祉協議会は、4割以上の方に認知されていましたが、5年前に比べると減少しています。また、「広報紙「そでがうらし社協だより」」、「募金活動（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金など）」の事業は知られていますが、それ以外の事業の認知度は高くありません。

③社会福祉協議会への期待

社会福祉協議会には、「福祉に関する総合相談サービスの充実」、「高齢者や障がいのある人などが、地域で生活するための自立支援」、「介護保険や障がい福祉サービス以外の在宅福祉サービスの充実」、「児童福祉サービス、子育て支援の充実」など、幅広い期待が寄せられています。活動の充実を図る上で重要と思われることとして、「活動内容をもっと知ってもらうこと」が重要視されており、地域福祉の推進の中心的役割を担う組織として、全世代・全対象に、より多く理解してもらうことが必要です。

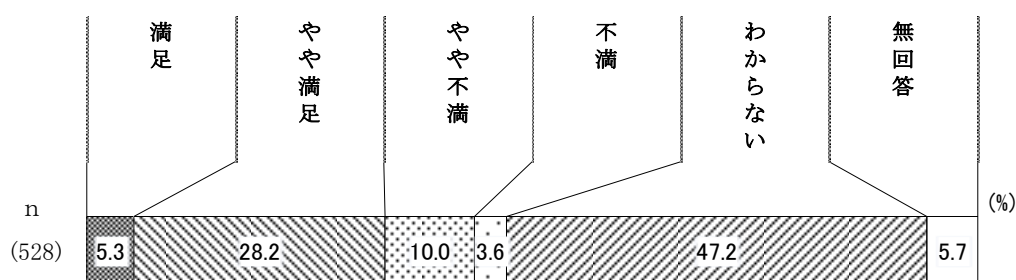
（４）地域福祉計画の推進に関する課題

住民意識調査では、これまでの袖ヶ浦市における福祉施策の取組に対する満足度をたずねました。その結果は、《満足》（「満足」＋「やや満足」）が33.5%となっているものの、「わからない」が47.2%みられ、市民に福祉施策がよく知られているとはいいいがたいと考えられます（図表13参照）。

事業所、福祉関係団体へのヒアリングの際には、ヒアリング参加者へ地域福祉計画と地域福祉活動計画の認知度をたずねてみましたが、あまり知られていない状況にあります。

地域福祉は、地域住民、事業所、団体、行政など、みんなが一体となって取り組んでいくものであり、それに向けた行政の考え方や施策、地域における取組などを体系的にとりまとめた地域福祉計画、地域活動計画を活用していくためにも、周知に向けた取組を積極的に推進していくことが重要です。

図表 13 これまでの袖ヶ浦市における福祉施策の取組に対する満足度



資料 平成 30 年度地域福祉に関する住民意識調査

2 第3期計画の実施に向けて

法制度の改正を含め、福祉を取り巻く環境は変化しており、これからも進行していく少子高齢化などに対応するべく、自助、互助・共助、公助のバランスが取れた地域共生社会の実現を目指した施策の展開が求められています。

この地域共生社会という考え方は、地域において、誰もが役割を持ち、つながり、支え合うことにより、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を目指すというもので、本市がこれまで行ってきた取組と方向性が異なるものではありません。

このため、第3期計画の策定にあたっては、前計画における事業や調査等の振り返りによる課題を総括するとともに、課題解決に向けて取り組むべき事項を5つに分けて整理しました。

① 福祉情報の発信と普及啓発

地域福祉の推進には多くの市民の方々や多様な主体の参加が必要となりますが、それらの方々に対し必要な情報が行き渡らなかつたり、情報が分かりづらいといった、情報提供や共有についての課題は依然として残っています。また、福祉を身近な問題として捉える機会や、地域には様々な支援を必要とする人がいるということを知ってもらう機会を充実させる必要があります。

そのため、福祉情報の提供・発信の充実に努め、様々な場面での福祉教育を展開し、個々の福祉への関心をより高めるとともに、福祉の大切さを理解してもらう取組を推進していく必要があります。

⇒計画の目標1へ

② 多様な関係性を築く交流のあり方

前計画でも地域のつながりの回復を目指して、市民のつながり、身近な交流の場づくりを進めてきましたが、自治会の加入率の低下や近所づきあいの希薄化などの傾向がみられます。また、防犯や防災については、自治会をはじめとした地域の日頃からのつながり、連携・協力による体制づくりがいざという時に大きな力となることから、今後も市民のつながり、交流の場づくりの強化を続けなくてはなりません。

そのため、日ごろからの声のかけ合いをはじめ、地域内のつながりを促す取組や、身近な交流の場に地域の住民が気軽に参加できるようにしたり、身近な交流の場として地域の集会場などを活用する機会を増やす必要があります。また、地域住民や関係機関の連携などによる日常における防災対策の普及など、非常時や緊急時に備えた地域のつながり、体制づくりを引き続き進めていく必要があります。

⇒計画の目標2へ

③ 地域福祉を担う人材の育成

ボランティアをはじめ地域福祉を担う人材の育成に取り組んできましたが、地域福祉の担い手の高齢化・固定化傾向に対し、定年の延長や運転免許の返納など、新たな課題が発生している状況にあります。また、ボランティア等への参加意向に対し、実際の活動参加につなげていく必要があります。

そのため、今後の福祉活動を維持・拡大していけるよう、市民の方々が地域福祉活動を紹介し合ったり、得意なことを生かせる場の提供を検討したりしながら、地域福祉の新たな担い手を発掘し、育成していく必要があります。また、地域福祉活動に関わる方々や、福祉の専門職として介護や相談など様々な機関で働く人々、市専門職員などのスキル向上に向けた取組を充実させていく必要もあります。

⇒計画の目標3 へ

④ 福祉のサービス体制、仕組みの充実

誰もが暮らしやすいまちづくりの推進として、公共施設や道路などのバリアフリー化や、市民ニーズに対応する移動手段の確保については、設備の充実だけでなく人の支援を必要とすることも多く、ハード（設備）面と併せて、みんなの助け合いが広がるようなソフト（意識醸成）面も含めた福祉のサービス体制、仕組みの充実を進める必要があります。

また、福祉に係る相談事業への需要が増加傾向にあり、一人でも多くの方の困りごとを解決するために、地域住民主体による地域支え合い活動の促進や、各種相談機関の連携による相談支援の充実を図り、困りごとを早期に発見し、支援につなげられる仕組みづくりを進めていく必要があります。あわせて、生活困窮者の自立支援や、日常生活自立支援事業や成年後見制度利用支援事業等の権利擁護の推進についても、必要となる方が利用できるよう、制度の普及・啓発が必要です。

⇒計画の目標4 へ

⑤ 地域福祉推進のネットワーク

地域福祉を推進するにあたっては、身近な地域ごとに、地域活動団体等がその特性に合わせた活動を行い、交流を深め、団体同士で協力して、地区内での助け合いを進めていくことが望ましいと考えられますが、地域住民、福祉関係事業所、福祉関連団体、行政等の横断的な連携が十分に取れていないケースも見受けられます。

そのため、各主体の取組を支援すると同時に、定期的な情報共有及び連携強化を図る機会を設けるなどして、各主体の顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。

⇒計画の目標5 へ

第4章 計画の基本的な考え方と目標

1 基本理念

本市では、袖ヶ浦市総合計画において、市の将来都市像を「みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」とし、その実現のために、「誰もが活躍するまち」、「安心して暮らせるまち」、「人が集まる活気あるまち」を重視する視点とし、「みんなでつくるまち」を共通の視点として、「子育て・教育・文化」「健康・医療・福祉」「防災・防犯・環境」「都市形成・都市基盤」「産業」「市民活動・行財政」の6つの分野を配置し施策を進めています。

地域福祉計画(第2期)においては、誰もが住み慣れた地域で、安心して充実した生活を送れるよう、高齢者、障がいのある人、子どもや子育て中の人などが区別されることなく、健康でいきいきと暮らすことができる地域社会をつくっていくことを目的として、地域福祉計画(第1期)の基本理念を継承し、「市民誰もがそれぞれの地域でその人らしい安心して充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念としました。

これまでの基本理念は、本市の豊かな将来を描くものであり、計画策定後数年を経過し、地域福祉を取り巻く環境が変化する中でも、私たちみんなが持つ普遍的かつ基本的な考え方にほかなりません。そして、袖ヶ浦市総合計画の基本的視点も考慮し、地域の市民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを目指します。

そこで、本計画においては、これまで掲げてきた理念と進めてきた取組を踏まえ、市民が自ら福祉活動に取り組み、生きがいを持って、地域福祉を推進していくうえで地域と市、市社協など関係機関が互いに協力していくという考え方を大切にして、市民誰もが個人として尊重され、その人らしく安心して暮らせるまちの実現を目指し、基本理念を設定します。

(基本理念)

**「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい
安心して充実した生活をおくれるまちづくり」**

基本理念をもとに地域福祉を推進していくにあたり、各施策や事業を横断的に照らす前計画の3つの基本視点は、普遍的、基本的なものであると考えられます。

〔前計画の基本視点〕

- 基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します
- 基本視点2 自立した日常生活を支えるためのネットワークづくりを推進します
- 基本視点3 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

本計画においては、それらの基本視点を継承しつつ、福祉分野の大きな潮流でもある包括的な支援体制づくりの姿勢を加味しながら、各施策や事業に取り組むものとします。

○基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します

- ・障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、それぞれの価値観を大切にし、個人個人が持っている能力を生かしながら、自分らしく生活できるようにしていきます。

○基本視点2 包括的な支援体制づくりを推進します

- ・地域包括ケアシステムにおける支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりは、これからの地域共生社会の実現に向けてのベースとなる考え方、仕組みです（P 2 参照）。現在の取組を着実に進めつつ、「必要な支援を包括的に提供する」ことができるよう、地域福祉を推進する体制の充実を図るとともに、地域の多様なネットワークの連携と協働を深め、総合的な地域福祉を推進します。

○基本視点3 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

- ・市民や団体等、地域の人々が福祉活動を理解し、行政とともに参加し協力して活動できる環境をつくります。

2 計画の目標

本計画では、基本理念「(仮称) 市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」の実現に向け、前述の5つの課題解決に向けて取り組むべき事項から、第3期計画における5つの計画の目標を設定し、施策を体系的に展開していくこととします。

計画の目標1 福祉の情報提供と教育の充実

市の地域福祉の総合的な底上げを図るための第一歩として、福祉に関する情報が広く浸透すること、福祉意識を広げることが大切です。

情報を発信すること、福祉教育への取組や福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの福祉への意識を高め、みんながお互い理解し、尊重し合えるようになることを目指します。

そのため、この目標では、次の施策に取り組みます。

- (1) 情報の提供と共有のシステムづくり
- (2) 福祉教育の充実

計画の目標2 地域のつながりの充実

核家族化及び少子化に伴う世帯規模の縮小や近隣との関わりの希薄化などによる地域からの孤立を防ぎ、できる限り長く住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくために、隣近所とのつながりを持つこと、自分の地域について知ること、身近に顔を出せる場所があることが大切です。

地域のことをみんなで考える機会を充実させることや身近な居場所づくりを進めることで、人との出会いやつながりが生まれ、ひいては非常時や緊急時にも備えられた地域づくりを目指します。

そのため、この目標では、次の施策に取り組みます。

- (1) 地域での多様なつながりと支え合いの推進
- (2) 地域交流の場づくり

計画の目標3 地域の福祉に関わる人材づくり

地域での生活がより豊かになるには、公的な福祉サービスの充実だけでなく、地域福祉の担い手の裾野を広げ福祉活動を継続させていくことが大切です。

ボランティア活動の場と機会を充実させることや、地域福祉活動をけん引する人材を育てること、福祉活動に関わる様々な人たちがスキルアップするための体制を整えることで、市内での福祉活動を充実させ、次の世代へも受け継がれていく仕組みづくりを目指します。

そのため、この目標では、次の施策に取り組みます。

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) 地域福祉の担い手の育成

計画の目標 4 地域福祉サービス・仕組みの充実

高齢者や小さな子ども、障がい者など、あらゆる立場の人が快適に、安心して暮らしていくためには、誰もが社会参加しやすい環境が整えられていることや、身近なところで困りごとを相談でき、支援を受けられることが大切です。

施設等の設備におけるハード面と併せて、みんなの助け合いが広がるような意識的なソフト面も含めた福祉のサービス体制、仕組みの充実を進めて、誰もが社会参加しやすくなることを目指すとともに、地域住民主体による地域支え合い活動の促進や、各種相談機関の連携による相談支援の充実を図り、必要な人へ必要な支援がつながるまちをつくることを目指します。

そのため、この目標では、次の施策に取り組みます。

- (1) バリアフリー化の促進
- (2) 移動手段の確保
- (3) 交通安全意識の高揚
- (4) サービスの質の確保
- (5) 生活困窮者の自立支援
- (6) 権利擁護の推進

計画の目標 5 地域福祉推進への支援

身近な地域の生活や福祉の課題に対応していくためには、地域の住民や当事者、関連機関などの人々の参画意識の醸成や活動に取り組む体制の構築が必要です。

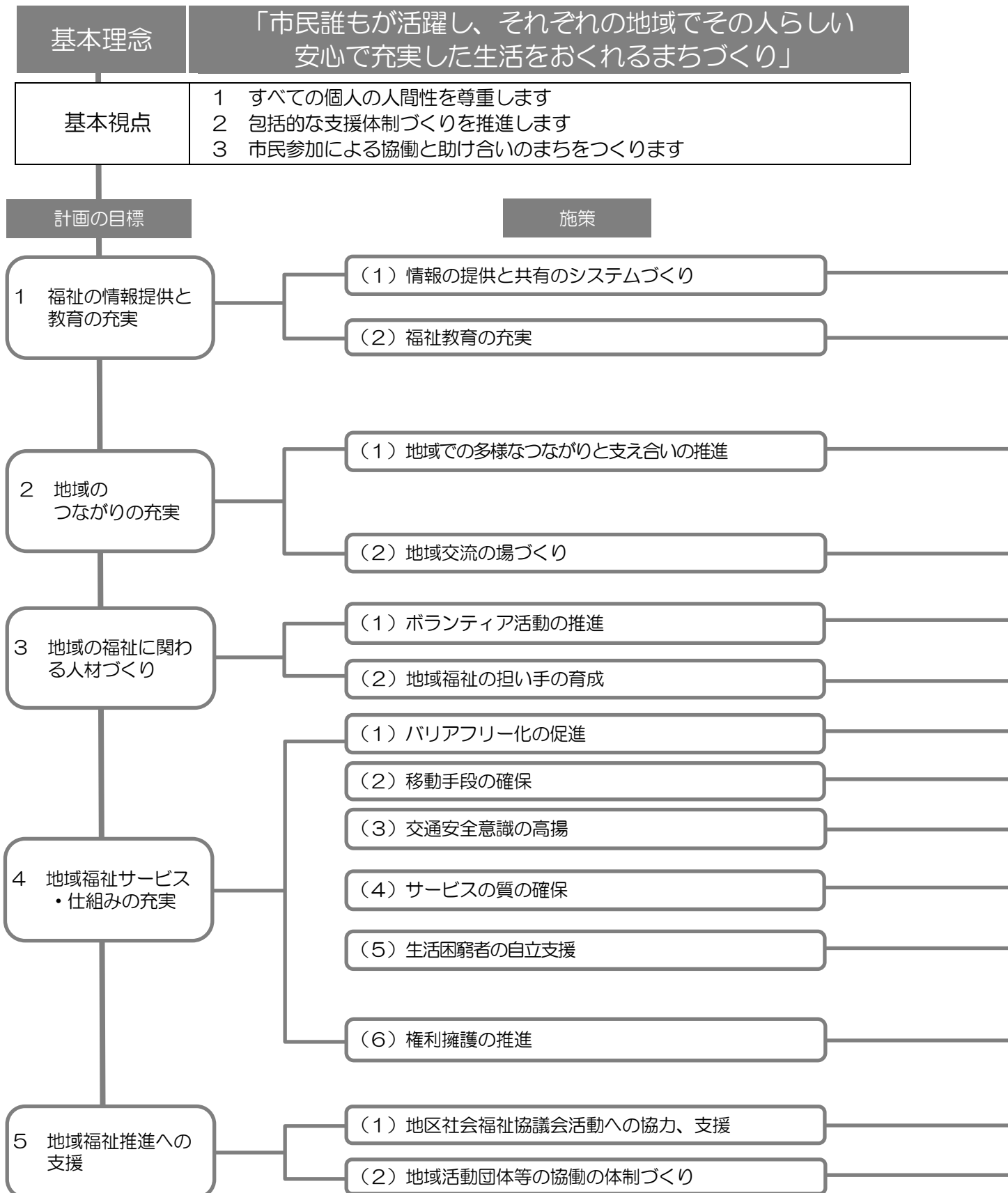
地区社会福祉協議会等と協力して、地域における既存の活動・仕組みを維持・充実させるとともに、定期的な情報共有及び連携強化を図る機会を設けるなどして、地域の課題を地域で支え合い、解決できる基盤を構築・発展させることを目指します。

そのため、この目標では、次の施策に取り組みます。

- (1) 地区社会福祉協議会活動への協力、支援
- (2) 地域活動団体等の協働の体制づくり

3 計画の体系

本計画の施策体系を、以下のとおり定めます。これらの施策を総合的かつ計画的に、互いに連携を図りながら推進します。



展開する施策

① 福祉に関する総合的な情報提供の充実

- ① 家庭における教育の推進
- ② 学校における福祉教育の推進
- ③ 生涯学習としての福祉教育の推進

- ① 身近な地域でのつながりを深める取組
- ② 要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進
- ③ 地域における支え合いの促進
- ④ 防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進
- ⑤ 日常における防災対策の普及
- ⑥ 災害時要援護者の支援

- ① 身近な交流の場づくりの推進
- ② 公共施設、地区集会施設等の有効活用推進

- ① ボランティアセンター等の支援
- ② 各種ボランティア養成の支援

- ① 地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援
- ② 福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上

① 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

① 移送サービスの充実

① 交通安全の推進

- ① 福祉に係る相談体制の充実
- ② 福祉に関する相談員の派遣
- ③ 福祉サービスの第三者評価等の普及啓発

① 生活困窮者の自立支援

- ① 成年後見制度利用支援事業の普及啓発
- ② 日常生活自立支援事業の普及啓発
- ③ 虐待防止対策の推進
- ④ 人権意識の啓発
- ⑤ 消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上

① 地区社会福祉協議会活動への協力、支援

① 地域活動団体等の協働に向けた支援

4 協働による計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、地域社会を構成する地域住民、福祉事業所・団体等、社会福祉協議会、行政などが地域課題への共通認識を持つとともに、「自助」、「互助」・「共助」、「公助」というそれぞれの役割を担い、自発的・自主的な取組や協働での取組を行っていくことが重要です。

（１）「自助」、「互助」・「共助」、「公助」

本計画では、「自助」、「互助」・「共助」、「公助」の定義は、以下のとおりとします。

【自助】

地域住民や家族が支え合い、自ら生活課題などに取り組むことを、「自助」といいます。また、日頃から地域の一員として地域内でのつながりを作ることや、自助のみでの解決が難しい問題について助けを求めることも「自助」といいます。

【互助】・【共助】

地域の区・自治会、民生委員・児童委員等が互いに助け合って取り組む活動や、地域内での近所づきあい、支援が必要な方を気にかけることや話し相手になること、など、相互に支え合っている状態を、広い意味で「互助」・「共助」といいます。

【公助】

市や社会福祉協議会、また、保健・医療・福祉のサービス提供事業者が地域で専門性を発揮して取り組む活動を、「公助」といいます。また、「自助」、「互助・共助」を支援する施策（環境整備など）も「公助」といえます。

（２）地域住民に期待する役割

地域福祉計画の実現には、地域住民、事業所・団体、社会福祉協議会、そして行政が一体となって主体的に推進していくことが必要です。特に、地域に住み、地域を一番よく知っている地域住民の一人ひとりが地域福祉を推進する主役といえます。地域住民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者・サポーターでもあります。

自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどをはじめとした地域活動への参加を通じて、地域福祉への関心や理解を深め、地域への愛着を持って、地域の課題を解決する活動に取り組むことが期待されます。

（３）福祉事業所・団体等などに期待する役割

地域福祉の推進には関係機関や福祉事業所・団体及び企業の果たす役割は大きいと考えられます。

福祉事業所には、自主的なサービスの質の向上と多様なサービスの提供を図っていただくとともに、専門性を生かして、積極的に関与し地域福祉の拠点としての役割を発揮してもらうことが期待されます。

団体等には、地域の支え合いの活動主体（担い手）として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けて柔軟に対応していただくとともに、地域住民に向けて、活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

（４）社会福祉協議会の役割（地区社会福祉協議会を含む）

社会福祉協議会は、従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、市の様々な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきた経緯を踏まえ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

今後は、地域福祉を地域住民主体で推進するため、現在社会福祉協議会が実施している事業等の見直しや拡充、また、６つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）に地区担当者を配置しており、その資質の更なる向上などへの取組にも期待されます。

（５）行政の役割

市は、本計画の基本理念の実現を目指して施策を総合的に推進し、地域福祉の向上に努めます。

地域福祉の活動は、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの活動を主体としていますが、その活動を支えていくためには、公的な福祉サービスの実施や地域における福祉活動の基盤整備などが重要です。必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会との連携・交流の強化を図り、福祉活動の基盤整備に取り組んでいきます。

コラム：地区社会福祉協議会（地区社協）とは

住民にとって最も身近な社会福祉協議会として、地域住民が主体となり組織されている任意の団体です。地域の福祉課題を捉え、より具体的な福祉活動（事業）を展開していく住民が主体となった福祉のまちづくりの推進役です。地区社会福祉協議会は、自治会、民生委員児童委員協議会をはじめ地域の諸団体から選出された方と地域住民などによって構成されています。袖ヶ浦市内に６地区の地区社会福祉協議会が組織されています。

第5章 基本目標と施策の展開

資料1－2

計画の目標1 福祉の情報提供と教育の充実

(1) 情報提供と共有のシステムづくり

市民が必要なときにいつでも必要な福祉サービス等の情報を入手できるよう、広報紙や回覧、掲示板、インターネットなど、いろいろな媒体を活用して、総合的な情報提供を充実します。

また、受け手に合わせた情報提供手段を選択し、情報のバリアフリー化として市民の間に情報格差をなくすことで、公平にサービスの提供が受けられるようにしていきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・日頃から自分で情報を得る手段を持つように心がけます。 ・市からの配布物は目を通すとともに、家族で情報の共有に努めます。 ・得た情報は周りの人と共有するようにします。
地域（互助・共助）	・自治会で各種（スポーツ、文化）グループの紹介と参加の働きかけをします。 ・集会の場でパンフレットを配るなど、ボランティア・住民活動などの情報を広げ、地域で共有します。 ・市や社協などからの情報を地域で共有します。 ・福祉事業所・団体等も地域の集まりに積極的に参加し、自らの活動内容や関連機関の福祉情報などのPRをします。
市、社協（公助）	・福祉情報を総合的に伝えるように努めます。 ・広報、インターネットによる情報提供を分かりやすくし、内容の充実に努めます。 ・対象者に合わせた方法での情報提供に努めます。 ・SNSをはじめとした新しい媒体の活用を模索します。 ・事業者や団体の活動拠点にパンフレット・チラシ等の設置協力を進め、福祉サービスや地区の取組等を伝えていきます。 ・地域福祉の担い手にパンフレット・チラシ等を提供し、福祉サービスや地区の取組などを伝えていきます。 ・行政、自治会、民生委員・児童委員の間で個人情報の保護に配慮しつつ、支援を必要としている人の情報の共有化に努めます。

■展開する施策

①福祉に関する総合的な情報提供の充実			
「広報そでがうら」(市)、「社協だより」(社協)、各種福祉サービスガイドなどの配布や、市や社協のホームページへの掲載、福祉施設への各種パンフレットの設置等、対象者の年齢を考慮して届きやすい方法によって、制度の内容や改正などを含めた総合的な情報を提供します。また、障がいのある人や高齢者に配慮した情報提供に努めるとともに、多様なメディアへの対応も検討します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
福祉に関する情報提供の充実 【地域福祉課】 【障がい者支援課】 【介護保険課】 【高齢者支援課】 【子育て支援課】 【保育課】 【社会福祉協議会】	福祉に関するチラシ等の配布による制度の周知やホームページ等による情報提供を行います。 ・福祉に関する各種チラシの配布 ・日本赤十字社からのチラシの窓口配布 ・社会福祉協議会からのチラシの窓口配布、ホームページによる情報提供 ・各種義援金に関する広報、ホームページ等による情報提供 また、福祉に関するより良い情報提供の内容、方法について検討を行います。	チラシ、広報及びホームページ等における福祉に関する各種情報提供回数 【各課ごと】	
		2回	2回
子育て支援ポータルサイトによる情報提供 【子育て支援課】	子育て支援ポータルサイト「はっぴー ネット」にて、各種子育て関連団体の情報提供を行います。	年間閲覧数	
		2,674 (単年度)	4,000 (単年度)

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
市民活動情報サイトによる情報提供 【市民活動支援課】	市民に対して、市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民活動情報サイトへのアクセス数	
		2,728回	4,100回
市政(まちづくり)講座 【市民活動支援課】	地域コミュニティで活動する担い手を養成するため、地域づくりに役立つ知識を学ぶ講座を実施します。	まちづくり講座参加者	
		14人	16人
		まちづくり講座開催数	
		7回	7回
職員出前講座 【生涯学習課】	市民の学習機会の拡大を図り、市政に関する情報を市民に提供します。	開講数	
		170	180
		受講者数	
		6,182人	6,200人

(2) 福祉教育の充実

地域福祉の推進を図るには、高齢者や障がいのある人に対する理解と思いやりの心を育むことや、どのようなことが地域の福祉につながるのかということを理解することが重要です。

このため、幼児期から高齢期にいたるまで、生涯にわたり、すべての生活の場面において優しさを育み、地域への関心を深められるよう、講座やイベントなどを通じて福祉への理解を広めたり、福祉体験の機会を増やすなど、様々な対象に向けた福祉教育を推進していきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・積極的に講座やイベントなどをはじめとした学習の場へ参加します。 ・家庭で親子の会話を大切にしていきます。 ・高齢者や障がいのある方など、身近に支援を必要とする人がいることに関心を持つようにします。 ・地域の生活課題などに関心を持つようにします。
地域（互助・共助）	・高齢者や障がいのある人が参加しやすい地域活動に努めます。 ・地域の生活課題などをみんなで話し合う機会を持つよう努めます。 ・福祉講座やイベント等を開催し、福祉教育を進めます。 ・商店・企業等は、高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人に配慮したサービス提供に努めます。
市、社協（公助）	・地域福祉の認知度を高め、理解を深めるため、幅広い層に向けた福祉教育の充実に努めます。 ・蓄積した福祉教育の経験をプログラム化し、地域の中で理解されにくい課題について、積極的に理解を進めていきます。 ・学校だけでなく、地域や企業等を含めた福祉教育の実践に努めます。 ・周知方法や実施方法、内容などの改善を検討します。

■展開する施策

①家庭における教育の推進
幼児期においては、愛情により結ばれた親子のふれ合いを通じて、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりなど子どもの心を育む家庭での教育を推進するための情報を提供していますが、今後はより幅広く提供できるよう、関係各課や関係機関等とともに実施方法や内容などの改善などを検討していきます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
子どもを育む、学校・家庭地域推進事業 【学校教育課】	学校・家庭・地域が連携しながら子どもを育むため、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりを進めるとともに、その指針である「袖ヶ浦市子育ての提言」や基本的生活習慣を身につけさせるための「がうらっ子の心得」を活用し、健全育成のための啓発を行います。	1 中学校区あたりの学校支援ボランティア登録者数	
		155人	120人※1
家庭教育総合推進事業 【生涯学習課】 【市民会館・公民館】	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育支援に関する総合的な取組について検討し、各公民館実施の家庭教育学級により、家庭教育力の向上を図ります。 家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	子育てに関する悩みや不安を軽減できたとする受講者の割合	
		—	70%
		家庭教育学級参加人数	
		1,033人	800人※2

※1…学校として確保したい登録者数を目標値として設定

※2…講座内容を精査し、講座回数、参加予定人数の見直しを行い、目標値を設定

■展開する施策

②学校における福祉教育の推進
学校教育として福祉に関する体験学習などを実施し、引き続き、児童や生徒などが地域の一員として福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てるとともに、今後は学習内容の更なる充実も図っていきます。

事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
福祉教育推進事業 【社会福祉協議会】	多様な生き方を受け入れ共に生きる力を育むとともに、豊かな福祉観を形成して、福祉に対する理解を促進するため、福祉教育を推進します。	福祉教育の実施回数	
		7回	7回

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
福祉体験学習等による福祉教育の推進 【学校教育課】	学校において車いすや障がい者・高齢者の疑似体験器具を使用した福祉体験学習等を実施し、児童生徒が地域の一員として、福祉に関する理解を深め、実践的な態度を育てます。	高齢者・障がい者と触れ合う体験的学習をした割合	
		99.6%	100%

■展開する施策

③生涯学習としての福祉教育の推進			
市民を対象として、福祉や家庭教育に関する内容の講座などを開催します。また、生涯各期にわたる全ての世代に向けた福祉教育の実施や、その時々々の社会情勢などに拠る課題にも対応していけるよう、関係各課や関係機関等とともに講座内容の検討を進めていきます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地域福祉フェスタ 【社会福祉協議会】	各地区の公民館を使用して、地域の特色を活かしたイベントを企画をし、多くの方が地域福祉を身近に感じられる機会を設けるために、各団体と協力し実施します。	地域福祉フェスタ開催回数	
		1回	1回
ボランティア養成事業 【社会福祉協議会】	福祉意識の醸成とボランティアの発掘ため、世代や対象者別等の入門講座を開催します。 ボランティアリーダーの養成のため、ボランティアグループの役員等へ研修会の情報提供及び参加の促進を行います。	ボランティア入門講座開催回数	
		2回	3回
		ボランティアリーダー養成講座への参加者数	
福祉教育推進事業 (再掲) 【社会福祉協議会】	多様な生き方を受け入れ共に生きる力を育むとともに、豊かな福祉観を形成して、福祉に対する理解を促進するため、福祉教育を推進します。	福祉教育の実施回数	
		7回	7回

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
家庭教育総合推進事業 (再掲) 【生涯学習課】 【市民会館・公民館】	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育支援に関する総合的な取組について検討し、各公民館実施の家庭教育学級により、家庭教育力の向上を図ります。 家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	子育てに関する悩みや不安を軽減できたとする受講者の割合	
		—	70%
		家庭教育学級参加人数	
青少年教育推進事業 【生涯学習課】 【市民会館・公民館】	児童等を対象に体験活動の機会を提供し、社会生活に必要な規範意識や協調性を醸成するため、青少年健全育成団体への支援や講座等を実施します。	講座開催回数	
		61回	63回
		参加延べ人数	
		1,395人	1,500人

※3…講座内容を精査し、講座回数、参加予定人数の見直しを行い、目標値を設定

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
成人教育推進事業 【生涯学習課（三学 分）】	市民の学習ニーズと地域課題や生活課題に 対応した講座等を実施します。	参加者数 【三学大学分】	
		1,800人	1,350人 ※4
		年間開催 【三学大学分】	
		4回	3回※4
		講座の延べ開催回 数 【各公民館分】	
		100回	83回※4
		延べ参加人数 【各公民館分】	
高齢者いきがい促進事 業 【市民会館・公民館】	健康で充実した生活を送ることができるよ う、学習や交流活動を通して一人ひとりの生き がいを促進するとともに、仲間づくりを行いま す。	高齢者学級等の開 催回数	
		45回	44回※5
		高齢者学級等の延 べ参加人数	
		1,709人	1,670人 ※5

※4…講座回数、参加予定人数を見直し、講座内容を充実させる方向で目標値を設定

※5…講座回数、参加予定人数を見直し、講座内容を充実させる方向で目標値を設定

計画の目標 2 地域のつながりの充実

(1) 地域での多様なつながりと支え合いの推進

近所のつき合いが希薄になっていることに対して、地域のつながりを回復していくため、あいさつなどを励行し、身近な隣近所での日常的なつながりを深める取組から、区・自治会への加入促進によるコミュニティの推進、そして、福祉の支援を必要とする要援護者への「見守り・声かけ・支え合い」の推進を図ります。

防災や防犯の対策については、区・自治会をはじめとした地域の日ごろからの連携・協力による体制づくりが、いざという時に大きな力となります。近年の社会的背景の中、地域内の防災意識や防犯対策は強化されているところですが、地域住民や関係機関の連携などによる災害時要援護者支援対策など、引き続き非常時や緊急時に備えた地域の体制づくりを進めていきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・日ごろから、隣近所とのあいさつを心がけ、交流を持ちます。 ・地区の行事へ積極的に参加し、自分の地区について知るようにします。 ・困りごとを相談できるよう、普段から近所づきあいを心がけます。 ・地域の防災や防犯の活動に積極的に参加します。
地域（互助・共助）	・講座やイベントなど、住民が地域でつながるきっかけをつくりま - す。 ・地域での防災や防犯の活動を積極的に進めます。 ・災害時要援護者の把握を行い、地域の協力体制を確立します。 ・商店・企業等は、通学児童への声かけや高齢者の見守りなど、地域防犯に協力します。 ・福祉事業所・団体等は、地区での話し合いの場に参加し、いざというときの専門的な助言と支援をします。
市、社協（公助）	・住民と専門職とのつながりづくりの機会を提供します。 ・地域内の福祉施設と地域をつなげる支援を行います。 ・自治会活動など、支え合い・助け合い活動の支援を行います。 ・孤立しがちな人を地域で見守り、声かけが行えるよう支援します。 ・自分たちの地域にもたらされる課題を地域の中で考えていく体制確立に向けた支援をします。 ・自主防犯活動を推進するとともに、各種団体の安全に関する情報交換の調整をします。 ・災害時要援護者登録台帳を活用し、必要な支援体制づくりを進めていきます。

■展開する施策

①身近な地域でのつながりを深める取組
人と人とのつながりの基本であるあいさつを励行し、身近な隣近所での日常的なつながりを深める取組を進めます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
自治会の加入促進への取組 【市民活動支援課】	転入の手続きをした市民等に対して、自治会への加入を促すチラシを配付します。また、賃貸住宅等の入居者に対しても、千葉県宅地建物取引業協会南総支部等の協力のもと、チラシを配布していきます。加えて、市ホームページや広報紙を活用して、自治会活動に関する記事を定期的に掲載し、自治会への加入促進に努めます。	自治会加入率（加入世帯数÷常住世帯数）	
		62.80%	66.00%
子どもを育む、学校・家庭地域推進事業（再掲） 【学校教育課】	学校・家庭・地域が連携しながら子どもを育むため、地域ぐるみで学校を支援する体制づくりを進めるとともに、その指針である「袖ヶ浦市子育ての提言」や基本的生活習慣を身につけさせるための「がうらっ子の心得」を活用し、健全育成のための啓発を行います。	1 中学校区あたりの学校支援ボランティア登録者数	
		155人	120人※6

※6…学校として確保したい登録者数を目標値として設定

■展開する施策

②要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進			
児童、高齢者、障がいのある人への虐待や犯罪行為などを未然に防止するためにも、市民一人ひとりが地域に関心を持つことが重要です。今後は対象となる方の更なる増加が予想されることから、高齢者見守りネットワーク事業の協力事業者の拡大などを含め、隣近所の見守りや声かけなどの地域で安心して生活できる地域づくりを推進します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値	目標値
		(H30年度末)	(R7年度末)
		協力事業者数・関係団体数	
		59団体	65団体
高齢者見守りネットワーク事業 【高齢者支援課】	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、協力事業者、関係団体等によるネットワークにより「さりげない見守り」を実施します。	事業の周知回数	
		2回	3回

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議 【生涯学習課】 【市民会館・公民館】	子ども会、PTA、自治会、青少年相談員、小中学校など青少年健全育成団体で組織された青少年育成袖ヶ浦市民会議、地区住民会議の活動を支援し、安心して生活できる地域づくりを推進します。	子ども安全パトロール登録者数	
		822人	900人

■展開する施策

③地域における支え合いの促進			
住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、地域住民同士のつながりを基本とした「お互いさま」の関係を築くため、地区社会福祉協議会など地域団体の活動活性化の促進や、自治会やシニアクラブ等への加入促進などにより、共に支え合い、助け合う仕組みづくりを促進します。また、生活支援体制整備事業において住民等の多様な主体が参画し、生活支援の多様なサービスを実施することにより、地域における支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を実施します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地区社会福祉協議会運営事業の支援 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会に対し、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や交流の場づくりなどを支援し、地域の住民同士のつながりをつくることで、地域福祉を推進します。	各地区社協の広報紙の自治会回覧 (各地区ごと)	
		1回以上	1回以上
地域福祉活動団体支援事業＜新規＞ 【地域福祉課】	地域コミュニティの形成を目的として、主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援します。	子ども食堂・学習支援事業開催箇所	
		1箇所	4箇所
介護予防・生活支援サービス事業（住民主体型サービス） 【高齢者支援課】	住民主体の助け合いによる生活支援活動を行う団体に対し、その活動の維持・拡大に対する支援を行うとともに、新たな活動団体の創出を支援します。（生活支援体制整備事業と一体的なものとして実施）	住民主体の支援活動団体数	
		4団体	8団体
		担い手養成研修開催回数	
		0回	12回
生活支援体制整備事業 【高齢者支援課】	担い手の育成やサービスの創出につながるよう普及啓発を行います。 住民主体の支援活動団体間の連携づくりに努めます。	住民主体の支援活動団体数	
		4団体	8団体
		担い手養成研修開催回数	
		0回	12回
シニアクラブ活動支援事業 【高齢者支援課】	単位シニアクラブ及びシニアクラブ連合会の社会参加活動、文化活動、体力・健康づくり事業などの支援を行います。また、クラブとの連携により会員の加入促進を図ります。	事業の周知回数	
		2回	2回
認知症サポーター等養成事業 【高齢者支援課】	認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、認知症に対する正しい理解を深め、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を、地域住民や企業等幅広く実施していきます。また、認知症サポーターステップアップ研修の開催により、サポーターが地域で自主的に活動できるよう意識付けや情報提供を行っていきます。	認知症サポーター累計数	
		8,769人	11,769人
		認知症サポーター養成講座開催回数	
		26回	26回

事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
シルバー人材センター 支援事業 【高齢者支援課】	高齢者が健康でいきいきとした暮らし、生活の充実を図るため、高齢者の経験と技能を活かした就労の場を確保するシルバー人材センターの運営を支援します。	業務の受託件数	
		1,482件	1,485件
		事業の周知回数	
		3回	3回
世代間支え合い家族支援事業 【高齢者支援課】	高齢者と子等が新たに袖ヶ浦市で同居又は近隣に居住するため、住宅の新築、購入、増改築、転居等に要する費用の一部を助成することにより、世代間でお互いに支え合いながら生活する多世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに、家族の絆の再生を図ります。	制度利用者数	
		14件	13件※7
		制度の周知回数	
		18回	15回※7

※7…過去の実績値を考慮して目標値を設定

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
自治会の加入促進への取組 (再掲) 【市民活動支援課】	転入の手続きをした市民等に対して、自治会への加入を促すチラシを配付します。また、賃貸住宅等の入居者に対しても、千葉県宅地建物取引業協会南総支部等の協力のもと、チラシを配布していきます。加えて、市ホームページや広報紙を活用して、自治会活動に関する記事を定期的に掲載し、自治会への加入促進に努めます。	自治会加入率（加入世帯数÷常住世帯数）	
		62.80%	66.00%

■展開する施策

④防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進
子どもの通学時や遊びの時間帯などにおいて、不審者から子どもの安全を守るため、保護者、区・自治会、学校、警察などの関係機関が連携した防犯パトロールや「ながらパトロール」などの自主防犯活動がより活発になるよう支援し、地域の防犯活動の充実に取り組みます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地域防犯体制強化事業 【市民活動支援課】	市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、防犯指導員や自主防犯組織の活動を支援するとともに、高齢者を対象とした防犯講習会を実施します。	自主防犯組織の設立数	
		41団体	46団体
		自主防犯組織未結成地区への説明会	
		1回	2回
子どもの安全確保事業 【学校教育課】	登下校時の子どもの安全確保のため、地域住民に協力を仰ぎ、「子ども110番連絡所」を設置します。 全児童に持たせる防犯ブザーの購入費の一部を補助します。	「子ども110番連絡所」登録件数	
		488件	500件
児童・生徒指導センター運営事業 【総合教育センター】	市内小学校新1年生対象に、「いかのおすし」を合言葉にした安全指導（不審者対応の合言葉）を実施します。 また、児童生徒の安全を確保するため、警察等の関連機関と連携しながら、パトロール等の安全対策を実施します。	防犯教室実施回数	
		8回	7回※8
		学区パトロール回数	
		1,421回	1,020回 ※8
子ども安全パトロールの実施 【市民会館・公民館】	地域住民が「オレンジ帽子」を着用し、散歩や買い物時に「ながらパトロール」を実施し、地域で子どもを見守ります。また、協力者への研修や情報交換などの機会を設け、引き続き、協力者の拡充を推進します。	子ども安全パトロールの登録者数	
		822人	900人
		協力者への研修・情報交換の実施回数	
		1回	5回

※8…実施回数は学校数に基づくため、幽谷分校の廃止に伴い目標値が減少

■展開する施策

⑤日常における防災対策の普及			
日常における火災や事故、急病等にも備えた情報の伝達、防災訓練の実施、住宅用火災警報器等の各種防災機器システムの普及などを進めてきましたが、引き続き、様々な方法で情報の伝達を行い、防災訓練の普及啓発に努め、各種防災機器システムの設置を促進します。 また、自主的な防災組織の結成促進を図るため、その必要性の周知や地域住民の意識啓発に取り組んできましたが、地域によって関心度が異なるため、地域性を考慮して周知や啓発に取り組めます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
災害ボランティアセンター事業 【社会福祉協議会】	いつ起こるかわからない災害に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等を実施し、災害に備えます。	災害ボランティア立上げ・運営訓練	
		1回	1回

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
福祉避難所の指定・整備 【危機管理課】	福祉避難所の指定整備に努め、災害時要援護者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ配備するように努めます。	福祉避難所運営訓練回数	
		1回	1回
防災訓練の実施 【危機管理課】	大規模災害に備え、市及び関係機関が連携し、地域住民と一体となった実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化及び防災意識の向上を図ります。	防災訓練の実施	
		1回	1回
自主防災組織整備事業 【危機管理課】	地域において「共助」の中核をなす自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災組織への資機材の貸与や防災訓練を実施し、地域防災力の向上を図ります。	自主防災組織の結成数	
		74組織	81組織
住宅用火災警報器の設置促進 【消防本部・予防課】	住宅火災時に発生する死傷者の低減を目的に、市火災予防条例で義務化されている住宅用火災警報器の設置促進を図ります。	袖ヶ浦市内住宅用火災警報器設置率	
		69%	80%

■展開する施策

⑥災害時要援護者の支援
高齢者や障がいのある人などは、災害発生時には自力での避難が困難となり、地域による支援が必要となります。特に、要援護者を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにしていく必要があるため、個人情報の保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を活用し、自治会や民生委員・児童委員等と連携し地域で要援護者を見守る体制の整備を進めます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
災害時要援護者の支援 【危機管理課】	災害時に自力又は家族の支援だけでは対応が困難な高齢や障がいのある方を日頃から見守り、災害時に迅速に手を差し伸べられるようにするため、個人情報の保護に配慮した災害時要援護者登録台帳を作成・活用し、地域が連携して災害時要援護者の支援に努めます。	提供情報更新回数	
		1回	1回
福祉避難所の指定・整備 (再掲) 【危機管理課】	福祉避難所の指定整備に努め、災害時要援護者が避難生活を送るために必要となる資機材等をあらかじめ配備するように努めます。	福祉避難所運営訓練回数	
		1回	1回
木造住宅耐震化促進事業 【都市整備課】	木造住宅の耐震化を促進するため、無料耐震相談会を実施し、精密耐震診断や耐震改修工事の補助を行います。 なお、高齢者や障がい者については、耐震診断の結果により一定の条件を満たす場合は補助金を増額します。	耐震診断補助金交付件数	
		34件	35件
		耐震改修補助金交付件数	
		14件	15件

(2) 地域交流の場づくり

地域の居場所づくりは、世代間交流、地域住民のネットワークづくり、ボランティアの育成や活動の活性化、子育て、高齢者、障がいのある人への支援など、様々な効果を生むことから重要な活動です。

交流の場の形態は様々ですが、市民が身近な地域で活動できるよう、公共施設や地域内の施設などの有効活用を検討し、地域の特徴に応じた交流の場づくりを推進します。また、交流の場における様々な連携の構築を支援していきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・ 自分から進んで仲間づくりや各種活動へ参加します。 ・ 交流に参加する際は、近隣の人や友人と誘いあって参加します。 ・ 交流の場で知り合った人たちと、日ごろから声をかけ合い、つながりの輪を広げます。
地域（互助・共助）	・ 自治会の活動を魅力あるものにし、輪を広げていきます。 ・ 高齢者や障がいのある人と子ども達等の世代間交流の機会を設けていきます。 ・ 地区集会施設などを利用して集える場所を作っていきます。 ・ 新たな参加者を暖かく迎えるよう心掛けます。 ・ 交流を通じて把握した支援を必要とする人の見守りなどを進めます。
市、社協（公助）	・ 活動者同士の交流や情報交換、研修の場などを提供し、活動の継続を支援します。 ・ 地区集会施設など地域内の資源を活用した身近な交流の場づくりを支援します。 ・ 公共施設の有効利用を促進します。 ・ 福祉施設や企業、商店などへ、利用可能な施設やスペースを地域の交流の場として開放してもらえるように働きかけます。

■展開する施策

①身近な交流の場づくりの推進			
子どもから高齢者まで、地域の誰もが集まりやすく、気軽に交流できるような地域での活動の場づくりを引き続き支援します。また、地区単位で地域の核である地区社会福祉協議会に運営事業補助金を交付し、地域の特性に合った交流の場づくりを支援します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地区社会福祉協議会運営事業の支援 (再掲) 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会に対し、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や交流の場づくりなどを支援し、地域の住民同士のつながりをつくることで、地域福祉を推進します。	各地区社協の広報紙の自治会回覧 (各地区ごと)	
		1回以上	1回以上
地域ふれあいサロンの設置 【地域福祉課】 【社会福祉協議会】	身近な地域において、高齢者、子育て中の親子等が孤立しないよう交流できる場（サロン）をつくり、住民、ボランティア等が協力して、地域の特性に合わせた活動を実施し、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉の推進を目指します。	サロン開催箇所数	
		26箇所	29箇所
		サロン参加者延べ人数	
		5,169人	5,350人
地域子育て支援拠点事業 【保育課】	自宅で保育する子育て中の保護者と児童が気軽に利用できる場を設け、親子同士交流を図ります。 また、専門職による相談業務を行い、子育てに関する悩みや不安を解消します。 子育てに関する情報提供や各種イベント・講座を実施し、児童の健全な育成を支援する地域の拠点としていきます。	子育て支援センター延べ利用者数	
		29,494人	32,000人
		子育て支援センター設置箇所数	
		6箇所	7箇所
保育所（園）地域活動事業 【保育課】	世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	世代間交流事業実施箇所数	
		9箇所	9箇所
		世代間交流実施回数	
		48回	50回

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
外国人住民への交流イベントの情報提供 【市民活動支援課】	袖ヶ浦市国際交流協会等が開催する交流イベント等の情報を外国人住民に提供し、地域内住民の交流を推進します。	国際交流協会による交流イベントの開催回数	
		4回	4回
		交流イベントの周知回数	
		6回	6回
放課後子ども教室推進事業 【生涯学習課】	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供する。 異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かで健やかな児童の育成を図ります。	運営ボランティア参画人数	
		21人	40人
		参加者数	
		3,141人	3,600人
ひらおかハッピータイム 【平岡公民館】	住民が主体となって活動できる環境づくりを推進するため、世代間交流などの事業を行い、郷土愛を育みます。	事業実施回数	
		1回	1回
		事業参加者数	
		11人	20人

■展開する施策

②公共施設、地区集会施設等の有効活用の推進			
地区社会福祉協議会の拠点や、世代間交流、地域交流、ボランティア交流の場とするため、公民館などの公共施設等の有効活用などを検討し、地区集会施設などの施設を拠点として活用できるよう支援します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
公共施設等の有効利用の促進 【地域福祉課】 【社会福祉協議会】	地域活動団体の交流や活動の場、サロンの会場などとして、公民館、老人福祉会館、社会福祉センター、地域の集会場などの公共施設等の有効利用を促進します。	令和元年度以降のサロン新規開催箇所数	
		0箇所	3箇所

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
区等集会施設整備補助事業 【市民活動支援課】	自治会活動の拠点となる集会施設の維持管理を目的として、集会施設の建設及び修繕等に要する経費の一部を補助します。	集会施設等の建設、修繕に対する補助金の交付件数	
		7件	12件

計画の目標 3 地域の福祉に関わる人材づくり

(1) ボランティア活動の推進

市民自身が主体的に福祉活動に参加するため、ボランティアに関する必要な情報の提供や活動の場の確保などを一体的・総合的に支援することで、継続的な地域福祉活動の推進が図れるよう、また、様々な地域の福祉ニーズに対応するため、ボランティアによるきめ細かな活動を促進することが重要です。そのため、ボランティア・NPOをはじめ、地域住民、事業所などの関係者が連携し、市全体のボランティア活動を幅広く推進する体制づくりを目指します。

加えて、高齢者が現役時代に培ってきた知識や技術をはじめとした、その人が得意なことを地域に還元できるよう、生涯学習や世代間交流の場等、様々な機会の創出を図るとともに、ボランティア活動参加者の高齢化が進む現状を改善するために、若年層や壮年層に向けた啓発などにも注力していきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・ボランティア活動に積極的に参加します。 ・ボランティア活動に参加する際に知り合いなどを誘ったり、ボランティア活動の体験を伝えて、仲間を増やします。 ・自らが福祉サービスの受け手であると同時に、担い手にもなれることを認識します。
地域（互助・共助）	・地域活動に協力、支援できる組織づくりに努めます。 ・地域でボランティア活動を行います。 ・地域に貢献した活動を積極的にPRして、交流の輪を広げます。 ・福祉事業所・団体等は、活動への助言や支援をし、ボランティアの育成に協力します。
市、社協（公助）	・ボランティア活動の啓発を行います。 ・ボランティアセンターの運営を支援します。 ・ボランティアに関する情報の提供、共有化を推進します。 ・ボランティアの養成・活動を支援します。 ・福祉事業所や関係機関、当事者団体などとのつながりを生かし、多様なボランティア活動場面を広げます。 ・新たな担い手を発掘するための取組を進めます。

■展開する施策

①ボランティアセンター等の支援			
ボランティアの養成・確保や活動の活性化のため、社会福祉協議会が設置・運営するボランティアセンター機能の充実、NPOなどの活動を支援し、周知についてはボランティア受け入れ側の視点も考慮して、より一層力を入れていきます。また、ボランティアセンターやNPOなどとの情報共有による連携を推進し、市民活動情報サイトの利便性向上を図るなどボランティア活動の活性化に役立つ施策に関する周知に努めます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
ボランティアセンター の運営支援 【地域福祉課】	ボランティア活動を通じた地域福祉活動への支援や、地域福祉を推進する人材の育成を目的として、ボランティアセンターの運営やボランティア保険加入促進など活動環境整備を支援し、新規ボランティアの開拓等、活動の拡大につなげます。	ボランティア登録数	
		1,372人	1,400人
		ボランティア参加延べ人数	
		3,085人	3,200人
ボランティアセンター の運営 【社会福祉協議会】	ボランティア活動に興味がある方、ボランティアを求めている方などの相談に応じ、コーディネートするとともにボランティア交流の場を設けボランティア活動を支援します。 広報紙やホームページを利用してボランティア情報の提供を図ります。	ボランティア登録数	
		1,372人	1,400人
		ボランティア参加延べ人数	
		3,085人	3,200人
		広報紙及びホームページにおけるボランティア情報提供回数	
		12回	12回
		ボランティア交流回数	
		3回	3回
関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
市民活動情報サイトによる情報提供 (再掲) 【市民活動支援課】	市民に対して、市民活動情報サイト「ガウラ・ナビ」により、市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体等の情報提供を行います。	市民活動情報サイトへのアクセス数	
		2,728回	4,100回

■展開する施策

②各種ボランティア養成の支援			
高齢者、障がいのある人、子育て中の親への援助活動などを行うボランティアを育成するため、社会福祉協議会が開催する各種ボランティアやボランティアリーダー養成を支援し、幅広い年齢層のボランティアの確保、特に若年層ボランティアの確保に向けた支援の充実を目指します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
ボランティア養成事業 (再掲) 【社会福祉協議会】	福祉意識の醸成とボランティアの発掘ため、世代や対象者別等の入門講座を開催します。 ボランティアリーダーの養成のため、ボランティアグループの役員等へ研修会の情報提供及び参加の促進を行います。	ボランティア入門講座開催回数	
		2回	3回
		ボランティアリーダー養成講座への参加者数	
		2人	2人
関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
生涯学習ボランティア促進事業 【生涯学習課】	市民の主体的な生涯学習活動を支援するため、地域の人材活用を図ります。 養成講座や各種の研修活動を通してボランティアを養成し、社会教育機関等で実施する事業で活用を図ります。 【生涯学習ボランティア】 ・社会教育推進員 ・保育ボランティア ・ユースボランティア ・アドバイザーバンク	生涯学習ボランティアの人数	
		126人	130人
		保育ボランティア実施件数	
		37件	40件
おはなし会ボランティア推進事業 【中央図書館】	子どもの読書活動を促進するため、図書館及び保育所・幼稚園・学校等でのおはなし会を実施するためのボランティアを養成します。	おはなし会・ブックスタートボランティア登録数	
		49名	53名
		おはなし会参加者数	
		12,516人	10,000人 ※9

※9…今後の参加対象となる子どもの減少見込みによる

（２）地域福祉の担い手の育成

地域福祉の担い手として、福祉関係事業者・団体、自治会や民生委員・児童委員、ボランティアなど様々な分野の人が活動し、地域福祉を推進しています。

しかし、それらの活動のうち家族、友人、隣人などによる支援が希薄化している状況にあります。この要因として、地域で活動する新たな人材育成が進んでいないことや事業所・団体などの役割がお互いに理解されていないため、協力しながら進めていくことができないことがあげられます。

これから地域福祉を進めていく上で、「市民参加・市民協働」を基本として、多くの担い手により支え合える地域づくりのための様々な分野の人材の育成を推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・自分の持っている能力や技術を地域社会に生かせるように心がけます。 ・支援を必要とする人も、自分でできることは自分でするように努めます。 ・研修や会議に積極的に参加し、ボランティア活動についての学びを深めます。
地域（互助・共助）	・助け合いの地域づくりに努めます。 ・福祉についての経験や学んだことを深め、住民に広く伝えます。 ・各組織や団体の活動を通じて、地域の福祉活動をけん引します。
市、社協（公助）	・民生委員・児童委員をはじめとした福祉活動に携わる人を支援します。 ・ボランティアやリーダーなどの養成を支援します。 ・地区社会福祉協議会の基盤強化を支援します。 ・行政や関係機関が行う研修やセミナー、講演会などの情報を集め、それぞれの活動主体へ適切に情報を提供します。

■展開する施策

①地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援			
地域福祉活動の内容を充実し活動を継続していくため、身近で福祉活動を行う人材を発掘するとともにその養成を支援していきます。また、ボランティア養成と同様に、幅広い年齢層、特に若年層の取り込みを目指した施策を検討していきます。 地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動が効果的に展開されるよう、地域福祉に関する情報などを適時提供するとともに、その活動を地域に周知を図るための支援を行います。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
民生委員児童委員活動事業 【地域福祉課】	民生委員・児童委員の活動に必要な環境づくりを推進するため、助成金を交付し支援します。 また、民生委員・児童委員の活動内容を周知することで、各委員が活動しやすい環境づくりを目指します。 民生委員・児童委員の活動に適した活動地区割についても検討します。	広報、ホームページ等による民生委員・児童委員の活動内容の周知	
		0回	1回
民生委員児童委員協議会活動事業 【社会福祉協議会】	民生委員児童委員協議会の事務局として、民生委員児童委員活動が効果的に展開できるよう様々な支援を行います。	広報紙、ホームページ等による民生委員・児童委員の活動内容の周知	
		1回	1回

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
市政（まちづくり）講座 （再掲） 【市民活動支援課】	地域コミュニティで活動する担い手を養成するため、地域づくりに役立つ知識を学ぶ講座を実施します。	まちづくり講座参加者	
		14人	20人
		まちづくり講座開催数	
		7回	7回

■展開する施策

②福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上			
地域福祉活動を円滑に進めるために、総合的な相談や指導に応じられるよう福祉専門職（社会福祉士）等をはじめ、職員の福祉に関する知識の充実に取り組んでいきます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
福祉専門職員等の資質向上の取組 【地域福祉課】 【障がい者支援課】 【介護保険課】 【高齢者支援課】 【子育て支援課】 【保育課】 【社会福祉協議会】	適切なサービスの提供や相談支援の充実、対応強化を図るため、研修等への参加を行い、職員の資質向上を図ります。	福祉に関する研修への参加回数	
		1回以上	1回以上

計画の目標 4 地域福祉サービス・仕組みの充実

(1) バリアフリー化の促進

公共施設を中心に高齢者や障がいのある人、乳幼児とその保護者など、外出に支援を必要とする人にとって、障がいになっている箇所のバリアフリー化の促進に努め、人にやさしいまちづくりを進めています。

外出に支援を必要とする人が安心して日常生活がおくれるよう、公共施設を整備するにあたってはバリアフリー化に努めるとともに、心のバリアフリーに関する啓発活動も含めて、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・生活の中でバリアフリー化が必要な部分について理解を深めます。 ・道路に私有物が出ないようにします。 ・お互いに社会のマナーを意識し、声をかけ合うなど、心のバリアフリーを進めます。 ・危険箇所を発見したときは行政に通報します。
地域（互助・共助）	・公共の場でのマナー向上を呼びかけます。 ・区・自治会が主体となり、市民の声を行政に反映するようにします。 ・高齢者や障がいのある人に対して、周りの人が助け合います。 ・地域内のバリアフリー化が必要な部分について、地域で何ができるか話し合います。 ・福祉事業所・団体等は、日ごろの活動を生かし、地域の環境整備や社会参加に向けた助言や支援をします。
市、社協（公助）	・普段の暮らしに支援や配慮を必要とする人がいることを、広く周知します。 ・公共施設の設備のバリアフリー化を進めます。 ・安全な道路などの整備に努めます。 ・高齢者や障がいのある人に対して、居宅等のバリアフリー化の促進を支援します。

■展開する施策

①誰もが暮らしやすいまちづくりの推進			
高齢者、障がいのある人、妊婦や子育て中の人など、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「千葉県福祉のまちづくり条例」も踏まえ、ユニバーサルデザイン※の考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進していきます。また、高齢者などが住み慣れた家で生活できるよう居宅等のバリアフリー化の促進を支援します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
高齢者等住宅整備資金貸付事業 【高齢者支援課】	高齢者が自宅で日常生活を営むことができるよう浴室やトイレの改修、段差の解消、手すり、スロープの設置等の住宅改修に対し、資金を無利子で貸付けます。	事業の周知回数	
		2回	3回

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
道路・交通安全施設の整備 【土木建設課】 【土木管理課】	全ての人々が安全で快適に利用できるよう、安全性の高い道路整備を進めます。	市民意識調査（市内の道路が整備されていると思う割合）	
		55.4%	67%
公園の整備 【都市整備課】	都市公園のバリアフリー化を図ると共に支障となっている樹木の間引きや老朽施設の撤去・改修等環境整備に努め、市民に憩いと安らぎを与える施設となるよう整備を進めます。	老朽施設の改修件数	
		33件	93件

※ユニバーサルデザイン：

年齢、障がいの有無に関わらず、また、外国人等を含め、誰もが使いやすいように、建築（設備）、製品、情報などを計画したり、設計したりすることです。

(2) 移動手段の確保

市民の交通利便性を図り、外出しやすい環境づくりに取り組みます。

また、高齢者、障がいのある人などの移動が困難な市民については、市民の協力による送迎手段の確保を検討します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・ 家族などの理解と協力により、移動手段を自ら確保します。 ・ 周りの人が移動に困っている場合に支援できるよう心掛けます。
地域（互助・共助）	・ 普段から地域で、お互い気軽に移動の手助けを頼める人間関係を築きます。 ・ ボランティア活動により移動に困っている人を支えます。
市、社協（公助）	・ 高齢者、障がいのある人などの移動手段の確保に努めます。 ・ 公共交通の利便性を高めます。

■展開する施策

①移送サービスの充実			
高齢者、障がいのある人などの移動が困難な市民が、公共施設や医療機関などを利用する際、移送ボランティアなど、市民の協力による送迎手段を確保することを推進します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
重度心身障がい者福祉 タクシー事業 【障がい者支援課】	在宅の重度心身障がい者（児）の社会参加促進のため、タクシー利用料金の一部を助成します。	広報紙による制度周知の実施回数	
		3回	3回
福祉カー管理運営事業 【障がい者支援課】	障がい者及びその家族にスロープ付きワゴン車等を貸し出し、社会参加を促進します。	福祉カー貸出件数	
		48件	48件
		福祉カー移送件数	
高齢者移動支援事業 ＜新規＞ 【高齢者支援課】	居宅で生活する移動手段を持っていない高齢者世帯に対し、日常生活に必要な移動手段の確保と経済的負担を軽減するため、高齢者移動支援タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成することにより高齢者の移動を支援します。	高齢者移動支援タクシー利用率（％）	
		—	60%
		制度の周知回数	
		—	3回
通院送迎（移送）サービス事業 【社会福祉協議会】	一般の交通手段では医療機関への通院等が困難な低所得の方を対象に、ボランティアの協力により近隣医療機関までの送迎サービスを実施します。	利用登録者数	
		65人	70人
		延べ利用件数	
		207件	220件

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地域公共交通づくり支援事業 【企画課】	交通弱者の移動手段について、地域住民・NPO等が主体となった取組に対して支援します。	各団体の平均外出支援者数	
		15.2 人/日	15.5 人/日
		周知活動回数	
		2回	2回

(3) 交通安全意識の高揚

交通事故に遭わないよう、交通安全に対する市民意識の向上を図ります。

また、交通事故の発生の危険性の高い箇所への安全対策として信号機の設置などについて警察への要望を行うとともに、道路、歩道等の整備を推進します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・ 交通マナーを守ります。 ・ 家庭で子どもへの交通安全教育を行います。 ・ 交通安全パトロールなどに参加します。 ・ 危険な所など、気付いたことは声をかけ合い、地域の交通安全に対する意識を高めます。
地域（互助・共助）	・ 地域での交通安全指導や啓発を行います。 ・ 通学路などの交通安全の見守りを行います。
市、社協（公助）	・ 警察とも連携したうえで、地域や学校等に対する交通安全教室などや啓発などを行います。 ・ 交通安全施設（道路照明や反射鏡など）の整備を推進します。 ・ 高齢者、障がい者、子ども等に配慮した信号機や横断歩道等の設置について、警察への要望を行います。

■展開する施策

①交通安全の推進
幼児から高齢者までの交通安全教育を実施し、市民意識の向上を図ります。特に、近年は高齢者の交通事故が増加傾向にあるため、シニアクラブなどを通じた交通指導の充実を図ります。また、運転者に向けた啓発活動にも取り組みます。高齢者、障がいのある人、子ども等に配慮した信号機や横断歩道等の設置について、引き続き、警察への要望を行います。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
交通安全対策事業 【市民活動支援課】	交通安全意識の向上を図るため、交通安全指導や広報・啓発活動、街頭監視活動等を行うとともに、関係団体の活動を支援します。	交通安全教室・講習会の実施回数	
		153	133※10
		交通事故防止啓発活動	
		109	74※10
児童・生徒指導センター運営事業 (再掲) 【総合教育センター】	市内小学校新1年生対象に、「いかのおすし」を合言葉にした安全指導(不審者対応の合言葉)を実施します。 また、児童生徒の安全を確保するため、警察等の関連機関と連携しながら、パトロール等の安全対策を実施します。	防犯教室実施回数	
		8回	7回※11
		学区パトロール回数	
		1,421回	1,020回 ※11

※10…過去の実績と今後の予定を考慮して目標値を設定

※11…実施回数は学校数に基づくため、幽谷分校の廃止に伴い目標値が減少

(4) サービスの質の確保

相談者の状況に応じて幅広くニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関へつなぐ仕組みづくりまで、幅広い相談体制を整えます。

また、地域において「つぶやきを拾う」、「声なき声を積極的に聞き出す」ようにして、福祉サービス提供事業者サービス改善を求める声が届くよう、相談員を派遣し、地域住民と事業者や行政との間の橋渡しとなるようにしていきます。

さらに、福祉サービスの利用者が質の高いサービスを受けることができ、事業者が適切に事業所運営を行うことができるよう、福祉サービス情報の公表や第三者評価等について普及・啓発します。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・ 民生委員児童委員や相談員、福祉支援室など、様々な地域にある身近な相談窓口を知ります。 ・ サービスを受けるだけでなく、サービス利用の悩みや不安があれば積極的に発信します。 ・ 苦情解決のための相談窓口を積極的に活用します。
地域（互助・共助）	・ 地域で自分たちの必要な情報を得る方法や場をつくっていきます。 ・ 地域の事業者などと話し合う場をつくっていきます。 ・ 活動からわかった地域の困難な課題解決に向けて、専門的な相談窓口と連携します。
市、社協（公助）	・ 福祉制度の理解や、サービス利用の手続きなどが難しい人への支援の充実を図ります。 ・ 高齢や障がい、子育て、市民相談など各種分野の相談窓口を充実します。 ・ 福祉サービス情報の公表、第三者評価等について普及・啓発します。 ・ 苦情内容などの情報を把握し、苦情解決からサービス改善につなげる体制の整備に努めます。

■展開する施策

①福祉に係る相談体制の充実			
引き続き、生活困窮者に関しては自立支援相談窓口、高齢者に関しては地域包括支援センター、障がいのある人に関しては相談支援事業所、子育て支援に関しては子育て世代総合サポートセンターや保育所・子育て支援センターなど、相談体制の一層の整備に努め、必要に応じて各関係窓口が連携・協力するようにします。 また、高齢者などへの訪問や情報提供を通じた地域ニーズの把握にも努めます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
ながうら・ひらかわ健康福祉支援室運営事業 【地域福祉課】	身近な地域での保健福祉に関する相談窓口としての健康福祉支援室について、地域包括支援センターを含めた運営体制の検討・見直しを図り、より良い体制を目指します。	運営体制の検討	
		検討	見直し
生活困窮者自立支援事業 【地域福祉課】	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	情報発信、チラシ等の作成と配布	
		1回	1回
相談支援事業 【障がい者支援課】	障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するため、相談窓口により障がい者や障がい者の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な支援を行います。	障害者相談支援事業相談件数	
		768件	1,008件
		発達障害児等療育支援事業申請件数	
		79件	103件
子育て世代包括支援事業 【子育て支援課】 【健康推進課】	子育て世代の市民が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。	子育て世代総合サポートセンター周知回数	
		3回	3回
地域子育て支援拠点事業 (再掲) 【保育課】	自宅で保育する子育て中の保護者と児童が気軽に利用できる場を設け、親子同士交流を図ります。 また、専門職による相談業務を行い、子育てに関する悩みや不安を解消します。 子育てに関する情報提供や各種イベント・講座を実施し、児童の健全な育成を支援する地域の拠点としていきます。	子育て支援センター延べ利用者数	
		29,494人	32,000人
		子育て支援センター設置箇所数	
		6箇所	7箇所

■展開する施策

②福祉に関する相談員の派遣			
要介護認定を新規に受けた人については、介護相談員が訪問し、サービスの利用状況を聞き取るほか、各種相談に応じます。また、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに定期的に訪問し、利用者の声を聞いて施設サービスの改善に反映させます。こうした活動がサービスの周知や見守りなどに効果があがっており、更なる質の向上を図ります。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
介護相談員派遣等事業 【介護保険課】	新規で要介護認定を受けた人や施設利用者を介護相談員が訪問し、介護サービスの利用に関する相談等に応じます。 また、相談等の内容を介護サービスの改善に反映させ、介護サービスの質の向上に努めます。	在宅相談訪問件数	
		555件	480件 ※12
		施設利用者相談訪問件数	
		430件	420件 ※12

※12…新規の要介護認定数、施設入居者数が年度によりばらつきがあることを考慮

■展開する施策

③福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発			
事業所等における福祉サービスの質の向上や、福祉サービス利用者による事業所の適切な選択に資するため、福祉サービス情報の公表や第三者評価等について普及・啓発します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発 【障がい者支援課】 【介護保険課】 【子育て支援課】	事業者等がサービスの質を高め、市民に良質かつ適正なサービスを提供する一方で、利用者が適正にサービスを選択できるよう、事業所や千葉県の指定する機関等が公表する福祉サービス情報や第三者評価の内容について周知されるよう普及・啓発します。	福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及・啓発	
		必要に応じて実施	必要に応じて実施

（５）生活困窮者の自立支援

平成27年４月から施行された生活困窮者自立支援法に基づいて、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給、既存の相談支援や権利擁護の各種施策との連携による支援を講じていきます。

実施に当たっては、本市における生活困窮者の状況などを把握するとともに、福祉事務所やハローワーク等の関係機関との連携をしながら支援を展開していきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・生活が困窮している場合は、積極的に相談窓口を活用します。 ・自立に向けた取組を有効に活用します。 ・周りに生活に困っている人がいたら、地域の民生委員・児童委員や市等の相談窓口を紹介します。
地域（互助・共助）	・日常的な見守り活動を通じて、地域で生活に困窮している人を把握したら、相談窓口の利用を進めます。 ・生活困窮者が孤立しないよう、地域でのつながりを持ちます。
市、社協（公助）	・生活困窮者の状況などを常に把握するよう努めます。 ・多様な問題を抱える生活困窮者の自立に向けた支援が包括的に行われるよう、関係機関との連携を図ります。

■展開する施策

①生活困窮者の自立支援			
生活困窮者が生活保護に陥らないように、その前段階で早く自立できるように、専門性を有する支援員を配置した相談窓口を設置し、支援につなげていきます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
生活困窮者自立支援事業 (再掲) 【地域福祉課】	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言をし、関係機関との連絡調整を行うとともに、様々な支援を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ります。	情報発信、チラシ等の作成と配布	
		1回	1回
学習支援事業 【地域福祉課】	子どもが将来自立した生活が出来るよう、学習機会及び居場所を提供し、学習習慣や日常生活習慣の形成、社会性の育成等を図ります。	制度の利用者数	
		20人	30人
地域福祉活動団体支援事業<新規> (再掲) 【地域福祉課】	地域コミュニティの形成を目的として、主に、子ども食堂や学習支援事業など、貧困家庭やひとり親家庭の子ども及び保護者への支援活動を行う団体を支援します。	子ども食堂・学習支援事業開催箇所	
		1箇所	4箇所
生活福祉資金貸付 【社会福祉協議会】	低所得世帯、障がい者世帯などで、経済的な困窮により経済的支援が必要な方に対して、生活福祉資金の貸付窓口となり、生活の安定に必要な資金の貸付を行います。	制度の周知（広報紙掲載回数）	
		1回	1回

(6) 権利擁護の推進

日常生活において、金銭管理や契約行為に不安がある人も個人の人權が尊重されるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を促進します。

また、児童、高齢者、障がいのある人への虐待の防止と関係機関の連携に基づく虐待への対応を図るとともに、複雑化・多様化する消費者問題に巻き込まれないよう、消費者意識の啓発や情報提供体制の強化を図ります。

■施策の役割分担

主体	役割
市民（自助）	・一人ひとりの違いを認め合い、思いやりの心をもって行動します。 ・日頃から、家族のコミュニケーションを多く持つようにします。 ・権利擁護の仕組みにはどのようなものがあるか、制度について理解を深めます。 ・制度などのサポートが必要かもしれないと感じた場合は、まず相談窓口などに相談してみます。 ・隣近所において、虐待が行われていると疑われる場合には、市に相談してみます。 ・商品の契約などで疑問を感じたら、すぐに消費者問題の窓口などに問い合わせます。
地域（互助・共助）	・子ども、障がいのある人及び高齢者など権利侵害を受けやすい人たちを、地域で見守っていく体制づくりに努めます。 ・制度などのサポートが必要と感じる人がいたら、相談窓口の紹介などを行います。 ・地域における防犯や消費者問題の情報を共有します。
市、社協（公助）	・権利擁護の制度の普及啓発に努めます。 ・権利擁護は深刻な状態になる前の対処や相談が重要であることの周知を図ります。 ・地域における関係機関や専門職団体の連携と対応力の強化を推進し、後見人等を支援する中核機関を整備します。 ・虐待防止に取り組む組織・体制を整備し、市民や関係者に分かりやすい相談窓口や相談方法を整備します。 ・新たな消費者問題の情報提供体制を強化し、消費者保護施策を推進します。 ・警察等の関係機関や法律の専門家と連携体制を強化します。

■展開する施策

①成年後見制度利用支援事業の普及啓発			
認知症高齢者、知的障がい者又は精神障がい者であって、日常生活を営むのに支障があり、後見等開始の審判請求を行うことが困難で、福祉サービスを利用する必要がある人に対して、後見等開始の審判請求、報酬費用の助成を行います。また、制度の普及啓発にも引き続き取り組みます。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
成年後見制度利用促進事業 【地域福祉課】 【障がい者支援課】 【高齢者支援課】 【社会福祉協議会】	成年後見制度について普及啓発を図るとともに、袖ヶ浦市地域包括支援センター、基幹相談支援センター「えがお袖ヶ浦」及び袖ヶ浦市社会福祉協議会における個別相談等を通し、制度の利用を促進します。 制度の利用が必要な高齢者・障がい者で申立てを行う親族がいない場合などに市長が申立てを行い、必要に応じて後見人等への報酬費用を助成します。また、親族等による申立てについても、必要に応じて申立て費用や後見人等への報酬を助成します。 法人後見事業の実施や市民後見人の養成、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の設置などについて検討を行います。	中核機関の設置・運営	
		検討	設置・運営
		成年後見制度に関する普及のための周知回数	
		2回	2回

コラム：成年後見制度利用促進について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年5月13日施行）に基づき国が策定した成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図るとされています。

地域連携ネットワークの構築とは

（１）中核機関の設置

中核機関は、地域連携ネットワークのコーディネートを担う。

（２）地域連携ネットワークおよび中核機関が担うべき具体的機能等

・広報機能

パンフレットの配布や講演会等を実施し制度の周知・啓発をするとともに、権利擁護の必要な人を発見し支援につなげる。

・相談機能

制度の利用に関する相談体制を構築し、後見ニーズの精査を行う。

・成年後見制度利用促進機能

受任者調整機能（マッチング）等の支援及び担い手の育成・活動の促進、日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行を行う。

・後見人支援機能

本人の意向を尊重した柔軟な対応やチームによる支援を行う。

・不正防止機能

本人や後見人等をチームで支援することにより不正防止効果が期待される。

■展開する施策

②日常生活自立支援事業の普及啓発			
高齢者や障がいのある人で、利用に必要な契約の内容を説明すれば理解できる人に対して、福祉サービスの利用に関する援助、財産管理サービス、財産保全サービスの利用の促進を図ります。また、制度の利用が必要となる前の段階での対処が重要であることの周知を図り、効果的な制度の活用を目指します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
日常生活自立支援事業 【社会福祉協議会】	高齢者や障がいのある方が地域で安心して日常生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービス等の利用援助を行います。	制度の周知回数	
		1回	1回

■展開する施策

③虐待防止対策の推進			
児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を実施しており、今後もそれぞれのケースにきめ細かく対応し、一層の支援充実を目指します。高齢者や障がいのある人については、制度の周知を図りつつ、成年後見制度の活用支援、老人福祉施設等への措置に関する相談、虐待への対応等をしていきます。また、関係機関や近隣市との情報共有など連携体制の構築を検討します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
障がい者虐待防止対策 支援事業 【障がい者支援課】	障がい者虐待の防止や早期発見に努め、虐待事例に対しては対象者を一時保護し、適切な支援を行います。	相談・通報・届出受理件数	
		3件	3件
高齢者虐待防止事業 【高齢者支援課】	高齢者虐待の防止に向けて地域住民や関係機関への普及啓発を行うとともに、虐待に至る可能性のあるハイリスク家庭を早期に把握し、適切な対応を行います。また、虐待発生時には、対象者の保護や養護者の適切な支援を行います。	高齢者虐待防止に関する周知回数	
		2回	2回
		高齢者虐待に関する研修への職員の受講回数	
虐待防止対策の推進 【子育て支援課】	リーフレット等を作成し、虐待防止の啓発活動を行います。また、袖ヶ浦市要保護児童対策地域協議会を定期的かつ状況に応じ随時開催し、各関係機関と連携の充実を図り虐待の未然防止や早期発見、早期対応を行います。	袖ヶ浦市要保護児童対策地域協議会実務者会議開催回数	
		12回	12回
		子育て世代総合サポートセンター周知回数	
		3回	3回

■展開する施策

④人権意識の啓発
障がいの有無・性別・国籍等をはじめとした「違い」について理解し、お互いを認め合い、差別されることなく一人ひとりが尊重される社会、また、男女がともに個性と能力を発揮し、自分らしい生き方ができる社会を目指し、意識醸成に向けた啓発活動に取り組みます。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
人権擁護事業 【市民活動支援課】	人権について理解を深め、意識の高揚を図るため、小中学生を対象とした人権教室や広く市民を対象とした啓発活動を実施します。 また、人権に関するトラブルや問題の解決に向け、相談体制の充実に努めます。	差別があると感じる市民の割合	
		39.6%	30.0%
男女共同参画推進事業 【市民活動支援課】	男女が共に個性や能力を生かし、自らの選択によって参画できる社会を実現するため、男女共同参画の意識づくりに向けた啓発事業を展開します。	男女が平等だと思う市民の割合	
		49.5%	55.0%

■展開する施策

⑤消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上
悪質商法や架空請求等、消費者問題は複雑化・多様化していることから、消費者問題に関する情報の収集に努め、注意喚起のための情報提供体制の強化や消費生活相談員のスキルアップ、相談体制の充実、関係機関との連携の強化を図ることにより、消費者保護施策を推進します。

関連事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
消費生活相談・消費者意識啓発事業 【商工観光課】	消費者の利益を保護するため、相談業務を実施するとともに、消費者教室や消費生活相談員による出前講座を開催し、啓発を行います。	消費生活センター開設日数	
		243日	244日
		出前講座・消費者教室の開催回数	
		7回	10回

計画の目標 5 地域福祉推進への支援

(1) 地区社会福祉協議会活動への協力、支援

身近な地域の生活課題や福祉課題を解決し、地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）活動への支援に取り組んでいきます。

■施策の役割分担

主体	役割
市、社協（公助）	・ 地域で福祉活動を主体的に推進する体制などを検討し、実施できるよう支援を行います。

■展開する施策

①地区社会福祉協議会活動への協力、支援			
地区社会福祉協議会を地域福祉推進のための中核的役割を担う組織として位置づけ、積極的な活動展開ができるよう支援します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地区社会福祉協議会運営事業の支援 (再掲) 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会に対し、身近な地域の特性に合わせた活動の実施や交流の場づくりなどを支援し、地域の住民同士のつながりをつくることで、地域福祉を推進します。	各地区社協の広報紙の自治会回覧 (各地区ごと)	
		1回以上	1回以上
地区社会福祉協議会活動の充実 【社会福祉協議会】	地域福祉を地域住民主体で推進するため、6つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）を設置し、活動の充実に努めていきます。	各地区社協の広報紙発行（各地区ごと）	
		1回以上	1回以上

地区社会福祉協議会事業	実施事業名等
昭和地区社会福祉協議会	敬老会、見守り訪問事業、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、わくわくチャレンジ、広報誌「いきすこ」発行
長浦地区社会福祉協議会	敬老会、見守り訪問事業、なぎさ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、なごやか交流会、広報誌「長浦地区社協便り」発行
蔵波地区社会福祉協議会	敬老会、見守り訪問事業、たんぽぽ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、なごやか交流会、広報誌「蔵波地区社協便り」発行

地区社会福祉協議会事業	実施事業名等
根形地区社会福祉協議会	敬老会、見守り訪問事業、お花見昼食会（あやめ祭り）、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、福祉教育の推進、広報誌「根形地区社協だより」発行
平岡地区社会福祉協議会	敬老会、見守り訪問事業、お楽しみ昼食会、ふれあいバスハイク、いきいきサロン、名幸ヶ丘子育てサロン、広報誌「ふくし名幸ヶ丘」発行
中富地区社会福祉協議会	敬老会、見守り訪問事業、たんぽぽ通信発行、お花見昼食会、ふれあいバスハイク、いきいき料理教室、いきいきサロン、広報誌「中富地区社協だより」発行

(2) 地域活動団体等の協働の体制づくり

地域福祉推進にあたり、身近な地域の課題を把握し、その特性に合わせた活動を行うため、地区社会福祉協議会をはじめ、地域で活動する様々な団体等と連携し、支え合いの輪を広げていけるよう協働の体制づくりの支援に取り組みます。

■施策の役割分担

主体	役割
市、社協（公助）	・ 地区の多様な主体同士の顔つなぎや課題の共有化のための体制確立に向けた継続的な支援をします。

■展開する施策

①地域活動団体等の協働に向けた支援			
地区社会福祉協議会や地域で活動している各種団体の協働が促進されるよう、相互に連携・情報共有できるよう支援します。			
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地域福祉推進地区懇談会の設置 【地域福祉課】	地区社会福祉協議会や地域で活動している各種団体の協働が促進され、地区内での助け合いを進める仕組みづくりに結び付けられるよう、地域福祉推進地区懇談会を開催し、相互に連携・情報共有できるようにします。	地域福祉推進地区懇談会の開催回数	
		1回	1回
生活支援体制整備事業（再掲） 【高齢者支援課】	担い手の育成やサービスの創出につながるよう普及啓発を行います。 住民主体の支援活動団体間の連携づくりに努めます。	住民主体の支援活動団体数	
		4団体	8団体
		担い手養成研修開催回数	
		0回	12回
青少年育成地区住民会議への支援 【生涯学習課】 【市民会館・公民館】	身近な地域で青少年の健全育成に取り組むため、子ども会、PTA、自治会、青少年相談員、小中学校など青少年健全育成団体で組織された市内5地区の地区住民会議を支援します。 ・ 世代間交流事業（昭和地区住民会議） ・ 通学合宿（長浦及び平岡地区住民会議） ・ デイキャンプ（根形及び中富地区住民会議） ・ 子ども安全パトロール（全地区住民会議）	子どもパトロール登録者	
		822人	900人
		愛のパトロール回数	
		24回	25回

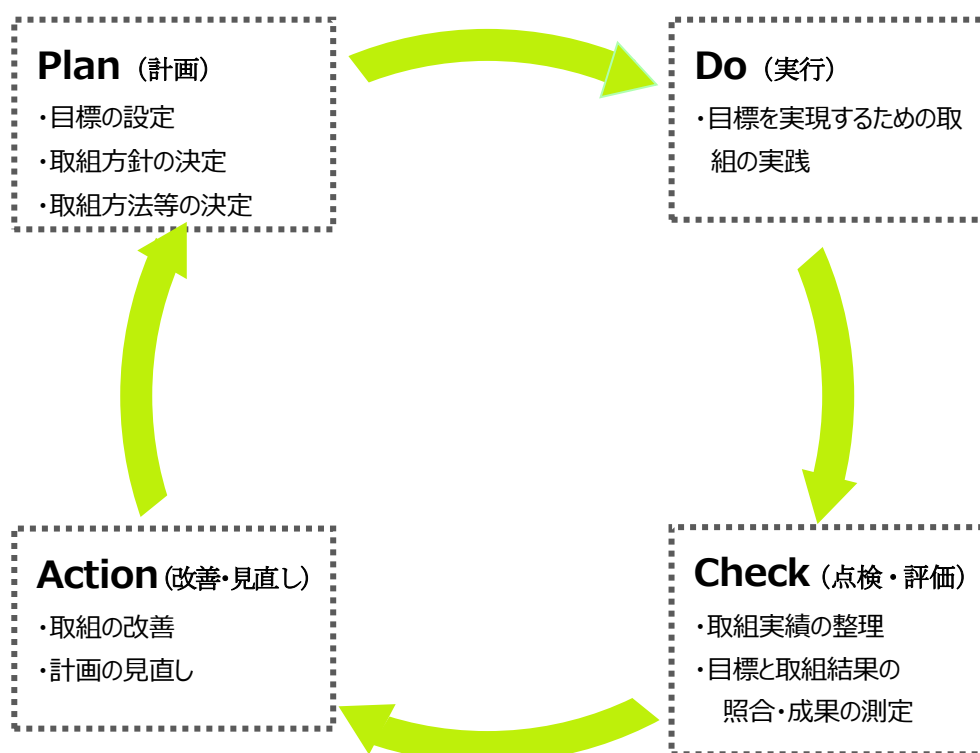
事業名 【所管課等】	事業内容	取組	
		現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
総合型地域スポーツクラブ活性化事業 【体育振興課】	スポーツ、レクリエーション等の活動を通して、地域の子どもから高齢者まで共に活動できる市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、地域住民の交流促進を目指します。 ・5地区の連携を目的とした連絡協議会の運営 ・スポーツイベントの実施（スポーツ教室、交流大会、ウォーキングフェスタ） ・クラブマネージャーの育成	クラブ会員数（5クラブの総合計）	
		1,296人	1,540人
		PR活動回数	
		5回	5回

第6章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、庁内関係部局に事業の進捗状況を毎年度照会し、実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。

その進捗管理・評価を、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」で提示し、PDCAサイクル*に基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善点を明らかにし、今後の施策の充実に向けた提言をいただいた上で、その内容を公表します。

さらに、地域の特性や実情を把握する必要がある事業については、地域福祉推進地区懇談会により地区ごとの進捗状況の評価などを行います。



市民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、保健・医療・福祉とともにそれ以外の施策の取組も重要であることから、福祉部だけではなく幅広く庁内の関係部局との連携を図り、地域福祉の推進に関わる施策を効果的に推進します。

また、本計画と「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）」の一体的な推進により、袖ヶ浦市社会福祉協議会との連携を図ります。このほか、区・自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の市民団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

※PDCAサイクル：

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Action（改善・見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方です。

1 地区懇談会のまとめ

ここでは、各地区の第1回地区懇談会で出された気になる事・困り事、及び第2回地区懇談会で出されたそれらに対する解決策などの主な意見を取りまとめました。

■昭和地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・高齢者の支援【3位】 ・見守り【1位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・高齢者の集いの場 ・子ども会などの活動拠点
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・福祉教育の充実【2位】 ・高齢者に対する学習の場 ・スポーツの場【5位】
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・住民のマナー ・交通の便【4位】 ・子どもの安全 ・防犯・防災 ・医療施設

■昭和地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
見守り	自助	見守り対象者への呼びかけ
	互助・共助	何かにつけて声をかけるよう、心掛ける
	公助	見守りの環境整備
福祉教育の充実	自助	ボランティア意識はまず我が家から
	互助・共助	高齢者や障がい者が参加しやすい地域活動
	公助	福祉教育の整備（ボランティア精神含む）
高齢者の支援	自助	「ちょっとおせっかい」なオバサンになる
	互助・共助	買い物等の支援
	公助	「おたすけ手帳」を充実普及させる
交通の便	自助	近くであれば乗せてあげる
	互助・共助	
	公助	コミュニティバスの活用 タクシーの割引券の配布
スポーツの場	自助	自分の周りの人にわかりやすく説明して加入してもらう
	互助・共助	「いきすこ」などの場を利用して、スポーツ（ウォーキング・ストレッチなど簡単なもの）の体験をする
	公助	活動しやすい環境整備

■昭和地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会、近所づきあい【3位】 ・住民の現状把握 ・困ったとき（相談先や連絡先）【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・公園の問題 ・公共施設の活用【5位】 ・イベントについて（参加者が少数、固定化等）【1位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・スポーツ活動 ・スポーツ施設
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・防災、防犯【2位】 ・環境問題 ・家族関係 ・今後の交流の方法

■昭和地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
イベントについて （参加者が少人数、固定化等）	自助	色々なイベント等を参加利用して人を知る。楽しさを味わい、地域のいいところを発掘するような思いを伝える
	互助・共助	企画、準備、片付けまでお客様だけでなく参加型
	公助	色々なイベントに多くの人に参加できるように広報をする。例えば、市内の公共施設、民間のイベント等を年間一覧表にして、申し込み方法、対象者等を明記してPRすると、特定の人たちではなく、より多くの人たちが参加できる
防災・防犯	自助	緊急時等の場合、自分、家族の行動・対応について、日頃から話し込み周知、共通認識しておく
	互助・共助	地域で活動中の防犯パトロール、児童見守りパトロール、防災訓練・研修について、更なる充実（パトロール時間、頻度等）を図る 防災訓練・研修については、地区住民全員参加することを目指す
	公助	木更津警察 生活安全課の出張出前講座については、有意義と考える。地域の分区、班単位の家庭も対象に近所の助け合いの重要性も含めて指導していただくと、更なる効果が期待できる
自治会、近所づきあい	自助	個人の都合のみを考えて自治会を退会する人が増えているので、自治会全体で対応できるように検討中
	互助・共助	一斉清掃の集まりを魅力的に 家族呼びかけ、お茶タイム
	公助	自治会入会する事によるメリットをPRする

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
困ったとき (相談先や連絡先)	自助	なんでも相談できるところがあることを、家族、近所にも認識させる
	互助・共助	地域、自治会等で生活支援全般（問題点、相談事にも対応する）ができるシステム（お助け隊）を立ち上げる
	公助	行政も相談窓口、要望受付部署はあるが、更なる取組を強化する。相談、悩み情報等を行政自ら聞き取り対応検討する仕組みをつくる。自治会会議等に参加して地域の問題点に対応する（さわら市の取組、地域地元住民の市職員が地域の会議に参加して行政との繋がりが強く対応が早い）
公共施設の活用	自助	
	互助・共助	近所の自治会館、公園等を活用できるように、施設の活用、管理方法を検討する（雨天時の児童の遊び場等部屋の活用等）
	公助	より多くの人が利用できるシステムを検討する（特にスポーツ施設等は限られた人達の利用頻度が高い） 学校時間外の校庭の利用について自由に利用できるようにする

■昭和地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・協力体制が弱い【3位】 ・自治会への加入が少ない ・となりは誰だ？【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・箱も中身も魅力的に【2位】 ・いつも同じ人 ・ふれあう場所が少ない ・集まりやすい場所が欲しい【5位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・もっと学びたい！ ・心身ともに豊かな老後
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・平時の安全確保 ・災害時、大丈夫なの？【1位】

■昭和地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
災害時に大丈夫なの？	自助	災害意識の高揚
	互助・共助	自治会等の主催する防災訓練に近所を誘って参加する
	公助	広報体制の強化
箱も中身も魅力的に	自助	各種イベントに積極的に参加する
	互助・共助	サークル等の活動へ誘い合う 地域イベントへの参加を呼び掛ける 公共施設での参加を呼び掛ける
	公助	映画や音楽（オペラや交響楽を開催できる設備を大ホールに設ける） 大きなホール等の運営
協力体制が弱い	自助	自ら参加しよう
	互助・共助	集まれる工夫
	公助	自治会と密に接触して、自治会離れを防ぐ対策を練る
となりは誰だ？	自助	お互いに「声掛け合う」あいさつ～世間話、特に高齢者には日常生活を通じて心がける
	互助・共助	みんなが集まる機会を大切に
	公助	近所の人とお茶会用のお金を出してくれる場所づくりの資金援助
集まりやすい場所が欲しい	自助	歩いていけることは大切（距離）
	互助・共助	子ども食堂だけでなく、高齢者のための食事提供とおしゃべりの場がほしい
	公助	ステキな空き家

■長浦地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会存続の危機【1位】 ・ボランティアの減少【5位】 ・公共交通の不足【2位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・イベントの参加者が少ない ・公共スペースの有効活用
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・現在の困りごと
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・地域の安全【3位】 ・生活マナー ・公共交通の充実 ・将来の不安【4位】

■長浦地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
自治会存続の危機	自助	先ず加入
	互助・共助	友達（協力者）を探し、仲間づくりをする
	公助	行政にも活動をアピールし協力してもらう
公共交通の不足	自助	元気であれば自力（徒歩）で頑張ろう
	互助・共助	困っていたらお互いさまで乗せる
	公助	行政は現状を認識し、地域密着したマイクロバス等、運行検討
地域の安全	自助	近所同士のコミュニケーションを日頃からする
	互助・共助	近所と付き合う（立ち話しでも）
	公助	防犯灯、街灯を増やしてほしい
将来の不安	自助	食と運動に心掛け、薬に頼らずおいしいものを食べる
	互助・共助	小さなグループの範囲でお互いを見守る
	公助	行政は住民のために生きたお金を使ってほしい
ボランティアの減少	自助	楽しんで自分の出来る範囲で活動する
	互助・共助	喜びを感じられ楽しく活動できるような地域
	公助	拠点は便利な場所で集まりやすく細分化する

■長浦地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・近所づきあい【2位】 ・担い手不足 ・安否確認 ・高齢者への助け
2. 身近な場所・あつまりなど	・子どもが遊べる場所 ・身近に歩いて集まれる場所【1位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・世代間の交流 ・福祉避難所の周知 ・生きがいのつくり方【3位】
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・要支援者対策【4位】 ・街の清掃 ・交通安全と防犯【4位】

■長浦地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
身近に歩いて集まれる場所	自助	空き家がどこにあるのか情報集め
	互助・共助	空き家と公共施設の活用
	公助	広報の活用 広報やネットで交流をもっとアピールする
近所づきあい	自助	日常的な挨拶 積極的に声掛け活動をする
	互助・共助	交流（お年寄りの方に昔の遊びを小学校に行ってもらって子どもと交流する、広いところで凧揚げなどの大会をやる、自治会などでのイベント、子どもと年寄りの交流会を（絵本の読み聞かせ、その他遊び）
	公助	施設の活用
生きがいのつくり方	自助	定年後も仕事や地区活動を行う
	互助・共助	各種の会に参加し、趣味を伸ばす
	公助	市民が楽しめるイベントの企画
要支援者対策	自助	支援をしてほしいと皆に伝え、共有していく仕組みが必要
	互助・共助	近所の高齢者の把握に努める 要支援者の情報把握が必要 近隣住民での要支援者の把握
	公助	福祉に関する行政サービスの整備
交通安全と防犯	自助	家族で普段から交通安全や防犯対策を話す
	互助・共助	災害に対する地域（自治会）での話し合いの機会をつくる
	公助	街灯や防犯カメラの設置（防犯カメラの増設、防犯カメラのネットワーク化、学校周辺への防犯カメラを設置する、道路にもっと電灯とミラーを）

■蔵波地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会の危機【4位】 ・SOSはどこへ【1位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域のインフラの有効利用 ・子どもが忙しい ・世代間交流【5位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・リーダーのなり手不足 ・参加者の減少・固定化
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・高齢者問題【3位】 ・防犯対策 ・交通モラル【2位】 ・住民モラル

■蔵波地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
SOSはどこへ	自助	家族のコミュニケーション（素直に言おう）
	互助・共助	声を掛け合う 隣組SOSの収集
	公助	相談されたらすみやかに ワンストップサービス
交通モラル	自助	家族で話し合う場 交通モラルを守る
	互助・共助	見守り強化 危険な場所の把握
	公助	交通モラル教育 防犯カメラの設置 警察のパトロール強化
高齢者問題	自助	家族内で協力し合う 素直に言おう 親に御用聞き
	互助・共助	近所で御用きき ネットショップお助け 車運転当番 近隣の異変など注意（窓が明かない、新聞がたまっている等）
	公助	市内循環バスを増やす コミュニティバス、ミニバス、タクシー 70歳以上に電動カー貸与（電動カー購入への援助）
自治会の危機	自助	自治会の意味を考えよう
	互助・共助	お互いに声を掛け合う、協力し合う
	公助	自治会に入ったメリットの創出 自治会への補助金を増やす

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
世代間交流	自助	祖父母との交流 お年寄りに学ぶ 定年後は地域で活躍する
	互助・共助	子ども会の拡大 高齢者クラブ等をもっとつくる
	公助	地元の行事やお祭りをPR 村民運動会的な行事企画（地区別）

■蔵波地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・ 情報 ・ サポートは誰【5位】 ・ となりは誰【4位】 ・ 自治会はあるのか【4位】 ・ 車がない ・ 尾張屋
2. 身近な場所・あつまりなど	・ 集まりたくても集まらない【2位】 ・ 子どもを大切にしよう ・ 設備は十分か
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・ 教えて ・ PRについて ・ 自治会活動・サークル活動をもっと活発に【4位】
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・ ほしい物がない【1位】 ・ いらぬ物がある【3位】

■蔵波地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
ほしい物がない	自助	生協・宅食など運んでもらう
	互助・共助	スーパー等へ移動販売をお願いする
	公助	交通機関の利便性アップ
集まりたくても集まらない	自助	ギブアンドテイク
	互助・共助	空き部屋の活用（ミニ集会など）
	公助	集会場の増設
いらぬ物がある	自助	自主防犯、防犯カメラ
	互助・共助	防犯パトロールの実施
	公助	防犯カメラの設置
自治会	自助	あいさつから
	互助・共助	簡単にできる事から始めて、地域の結束を作り出す
	公助	自治会加入率アップのための支援策
サポートは誰	自助	情報誌やマップを届けてあげる
	互助・共助	ボランティア組織をつくる
	公助	生きがいを感じられる環境を整備する

■根形地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・交通【1位】 ・協働ができていない ・SOSできない【4位】 ・認知症の人がいる ・ジェネレーションギャップ ・自治会【5位】 ・近所づきあい【3位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・場所がない ・シニアSOS ・子ども ・活用できてない
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・NPOセンターがない ・学習内容がわからない ・指導者の育成 ・情報【2位】
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・マナー ・高齢者の運転 ・災害時 ・子どもの安全 ・空き家対策 ・庭木

■根形地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
交通	自助	近所においてお願い出来る人を作る
	互助・共助	デマントタクシーを早急に作る（会員をつのって）
	公助	地区のニーズに応じた施策 交通費用の補助、巡回バスの運行（将来） 前向きにガウランドの100円バス 空いている公用車、バスなどの活用
情報	自助	情報弱者に声かけする
	互助・共助	困っている人の情報を行政につなげる
	公助	福祉の情報を提供するための活動を考える
近所づきあい	自助	サロンへの呼び掛け
	互助・共助	地域イベント祭り、スポーツなどへの誘い
	公助	費用面支援イベントの行政の参加
SOSができない	自助	困り事を相談できる雰囲気作りを心掛け、困っている人を周囲の人から聞き出す
	互助・共助	困っている人の情報を行政につなげる
	公助	福祉に対する相互的なコントロールタワーを作る
自治会	自助	地区共通の奉仕活動に積極的に参加する
	互助・共助	加入するメリットをPRする 行って良かった、やって良かったことをPRする
	公助	市からの助成は自治会員ではなく、住民の数で行う

■根形地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・見守り活動 ・高齢者の移動手段【2位】 ・地域活動について【1位】 ・情報の浸透について
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域の協力体制について ・役職負担が大きい ・地域の集いについて【5位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・年齢や体力に応じた交流【3位】 ・袖ヶ浦のいいところについて ・エアサポートについて
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・相談できる関係づくり ・近所迷惑について ・防犯について【4位】

■根形地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域活動について	自助	家族間で時折話題にあげて、正解がなくてもコミュニケーションが大切と思う
	互助・共助	自治会、地域活動の必要性、楽しみ方のPRをする（持続して）
	公助	自治会や地域参加の必要性をPRし、押し付けにならない程度に必要なに応じて広報など発信の場を設ける
高齢者の移動手段	自助	家庭内で高齢者のスケジュールを周知（サポートしやすくする）
	互助・共助	割引券をもらう（高齢者に準備する）
	公助	輸送サービス体制 高齢者の運転能力をチェックする体制
年齢や体力に応じた交流について	自助	100歳体操など積極的に参加する
	互助・共助	高齢者の交流の場を設ける
	公助	イベントの企画・プロデュース周知
防犯について	自助	ご近所と連絡が取りやすいように、日頃からお付き合いなどをする
	互助・共助	見守り活動をする
	公助	防犯メールの周知・拡充 下校時の連絡メール等
地域の集いについて	自助	出来るだけ自治会に加入して近所の付き合いを多くする
	互助・共助	挨拶や声掛けなどを心掛け、新住民との接点をもつようにする
	公助	新住民への働きかけ（自治会加入、子ども会）

■根形地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・リーダー不在 ・ボランティア不足【1位】 ・近所づきあいが希薄 ・人口問題【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域のイベントが減少【3位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・介護の情報発信不足
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・空き家問題 ・交通手段が少ない【2位】 ・防災への取組【5位】 ・通学路の安全確保

■根形地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
ボランティア不足	自助	家族でボランティアについて話し合う機会をもつ
	互助・共助	出来そうな人に声掛けをして内容について話す
	公助	補助をする
交通手段がない	自助	家族で送迎する
	互助・共助	スーパーなど（地域の）宅配サービスを充実させる
	公助	交通手段を増やす
地域のイベントが減少	自助	イベントに関わりを持つ
	互助・共助	1回だけでなく、2、3回知らせる
	公助	子どもが楽しんでもらえるイベントを考える
人口問題	自助	生きがいを見つける
	互助・共助	
	公助	働く場所として企業誘致をしてもらう
防災への取組	自助	高齢者をかかえている世帯として認識してもらう
	互助・共助	訓練の仕方を細かく指導するチャンスを持つ
	公助	避難所を増やす

■平岡地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・ 少子高齢化【3位】 ・ 絆が薄い ・ おたすけコール ・ 組の協力なし ・ 死後安心できるように
2. 身近な場所・あつまりなど	・ 集まる場所がない【2位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・ 相談する場所がわからない ・ 人口が増えない【5位】 ・ 地域問題をとりいれる
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・ 移送手段の問題【1位】 ・ 都市計画【4位】 ・ 道路の問題 ・ 災害関係 ・ コミュニケーションが薄い ・ 安心

■平岡地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
移送手段の問題	自助	病気にならない 家族間での助け合い
	互助・共助	お互いに声をかけ合い、協力していくこと
	公助	高齢者（～歳以上）の人が安く使えるタクシーがあるとよい 国土交通省の法改正により行政が活動に車を貸すことが出来る
集まる場所がない	自助	行事への積極的な参加への促し
	互助・共助	サロンは高齢者のみでなく、小さい幼児からの交流
	公助	集会所の増設 空き家を市で借り、集会場、カフェ等を使うようにする
少子高齢化	自助	下校時に家の前に出て子どもに声掛けをする見守りも
	互助・共助	地域の安全点検活動を行う
	公助	平岡地区内でのネットでの掲示板（ままネットのような）
都市計画	自助	遠く買い物に行かず、近くの商店を利用する
	互助・共助	地域で組合を作って、農作物の販売や食べ物店を出す
	公助	平岡地区に道の駅のような場所ができるとよい
人口が増えない	自助	空き家や空き部屋を使ってシェアハウスや貸家を行う
	互助・共助	地域の道路や公園など公共の場や空き家の周辺などをきれいにする
	公助	空き家をあっせんし、他市の人に住んでもらう

■平岡地区／第２班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・障がいを持つ方の将来 ・なり手不足【２位】 ・近隣交流【５位】 ・助け合い、協力意識の ・高齢者の孤立【４位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・働き世代は時間がない ・高齢者の孤立【４位】（再掲） ・子どもの遊び場（子どもが少ない） ・子育て情報が届きにくい
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・指導者の情報不足 ・外出しやすい環境づくり ・生涯学習、趣味継続の支援 ・障がいのある方の施設支援・施設不足
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・高齢者の移動支援【１位】 ・地域の安全（災害、防災、交通安全）【３位】 ・見守りの大切さ

■平岡地区／第２班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
高齢者の移動支援	自助	情報を家族で共有して行政に訴える
	互助・共助	自治会等でボランティアを募り実施する ボランティア募集
	公助	巡回バスまたは予約制タクシーを低料金で
なり手不足	自助	役員の方の家族も理解し協力する
	互助・共助	自治会の仕組みの見直し（一人ひとりの負担が少なくなるように会議などには順番で参加する。住みやすい地域を目指し、自治会も自治会の仕事をやりやすくする。自治会での行事、会議等を減らす。または時間を短縮する。会議の回数・時間を減らす。どの団体申し訳ない身内にこだわらず、新しい人を受け入れる気持ちを持つ。人数が減ってきている地域の統合などの仲介をする）
	公助	高齢になるとなり手が少なくなるので、若者が入居できるような住宅（魅力的な住宅）を増やす
地域の安全（災害・防災・交通安全）	自助	登下校の小学生を見守る 登下校時間は意識して様子を見る（車での通りすがり、ウォーキングや犬の散歩を子どもたちの登下校に合わせる）
	互助・共助	高齢者サロン等で情報を広める
	公助	避難訓練の頻度を増やす 地域ごとの避難訓練を実施する
高齢者の孤立	自助	気になっている高齢者がいたら民生委員に知らせる
	互助・共助	一斉清掃など参加した際に近所、地域に住んでいる人と挨拶をしたり顔をつないでおく 地区の子ども会と共同の行事を行う
	公助	歩いて行ける場所、またはサロンのような場所の提供・運営支援

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
近隣交流	自助	まず、外に出る 運動もかねて積極的に外に出るようにする
	互助・共助	イベント開催（飲み会、盆踊り） サロン等を実施し、できるだけ参加する。お互いに誘い合う
	公助	よい地域にするためには、近隣の人々と交流して協力し合えるようにすること。教育の中に取り入れていく（学校）

■平岡地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会の危機【1位】 ・空き家問題【5位】 ・一人が怖い【3位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域交流の不毛 ・人が少ない【4位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・イベント参加者の固定 ・教育、情報
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・モラル ・ゴミ ・不便【2位】 ・道路の整備不良

■平岡地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
自治会の危機	自助	役員に任せるのではなく、自分もその一員になったつもりで協力していく
	互助・共助	活動の時間をその人に合った時間に合わせてみる 自治会役員の負担を軽減（特に平日昼間）
	公助	自治会をもっと大切にする（公式のルート権限大）
不便	自助	できるだけ家族で送り迎え
	互助・共助	近所の人とマメに連絡を取り合い、乗り合わせで行く
	公助	バス、タクシーの無償化。移動市役所の普及
一人が怖い	自助	挨拶と日頃の付き合い（いざという時に頼める）
	互助・共助	隣近所の声かけ。親睦を深める
	公助	シェアハウス等の推進。空き家の活用
人が少ない	自助	用事をつくって学校、公民館、図書館へ出かける
	互助・共助	サロン、百歳体操の参加呼びかけ、良い点の話をする
	公助	楽しく遊べる場所を増やす（スポーツをのびのびとできる場所など）
空き家問題	自助	将来、空き家になってしまう時、家をどうするのか家族で話し合っておく
	互助・共助	近所で空き家の管理を考える
	公助	空き家の活用

■中富地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・共助の希薄【2位】 ・買い物難民 ・無気力
2. 身近な場所・あつまりなど	・コミュニケーションが無い ・PR不足
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・少子化【4位】 ・健康づくり
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・空き家がいっぱい【3位】 ・若者はどこへ【1位】 ・見守り、声掛け ・野生動物 ・キャッシュレス ・モラルの低下

■中富地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
若者はどこへ	自助	家族の中でも同居出来る環境を作る
	互助・共助	若者向けのイベント参加の推奨
	公助	いなかの不便さよりいい所を知ってもらう（PR）
共助の希薄	自助	家族での地区活動への積極的な参加
	互助・共助	色々なサークル等呼び掛ける。近隣の状況を知ることができる
	公助	地区活動への支援
空き家がいっぱい	自助	日常の会話の話題として取り上げる
	互助・共助	地域内での環境整備への取組
	公助	人が住まない家は危険で近隣への被害が出る旨の説明をし、撤去を要請する
少子化	自助	送り迎えを積極的にする
	互助・共助	子育て中の夫婦の支援や不安にならないようなアドバイスや近所の人達との交流の場を作る
	公助	若い人達の地域への勧誘での人口増を図る

■中富地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・繋がり希薄【3位】 ・個人情報の壁 ・ボランティア問題【5位】 ・高齢化問題【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・子どもの遊び場問題 ・子どもの集まり ・時代の変化（考えの多様化） ・高齢者の集まる場
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・若い人の参加が少ない ・情報の共有 ・交通手段 ・参加しやすい組織づくり
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・人口減少と高齢化【1位】 ・交通手段 ・子どもの通学路の安全【2位】 ・モラル意識の低下

■中富地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
人口減少と高齢化	自助	自分の生まれ育ったところに関心を持つ
	互助・共助	空き家を賃貸として登録して人を集める
	公助	都市計画の見直し
子どもの通学路の安全	自助	子どもへの家庭での教育（マナーや危険な事を教育）
	互助・共助	地域内で当番制の見守り
	公助	スクールバスを導入する・出す
繋がり希薄	自助	声かけ意識（関心を持つ（災害対応可能か？）、積極的な声かけ、近所の方とのコミュニケーションを図る（挨拶からでも）
	互助・共助	地域イベントへの参加（地区でBBQ等のイベント開催、地域で集まる行事を作る、地域の活動に参加し繋がりを作ったら、地区で何か行事があるといい、盆踊りや祭り）
	公助	地域イベントへの補助金を出し支援する
高齢化問題	自助	空き家・田畑の土地等の管理を若年から考える（畑を売る）
	互助・共助	自治会で話し合う（地域で会議をして方向を決める）
	公助	移動支援（無料バスをグルグル回す）
ボランティア問題	自助	ボランティア活動の誘いかけ
	互助・共助	自治会活動の良さを知らせる
	公助	ボランティア活動の広報

■中富地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・声掛けをしよう【2位】 ・跡取りがいらない【5位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・交流が少なくなる【1位】 ・少子化 ・遊び場が少ない
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・新しい参加者が少ない【3位】 ・認知症の方との接し方
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・災害時にどうする！ ・通学路の安全【4位】

■中富地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
交流が少なくなる	自助	近所の方に声掛けを心掛ける
	互助・共助	子どもから高齢者までが参加出来るようなイベントをする
	公助	大人と子どもたちが意見を出し合える機会を持つ
声掛けをしよう	自助	家族の間でも明るく笑顔の挨拶
	互助・共助	祭りなどに積極的に参加
	公助	中学生ぐらいから具体的に現状を少しでも知ってもらう（道徳等の時間）
新しい参加者が少ない	自助	高齢者や子どもが積極的に参加する
	互助・共助	地域活動に参加
	公助	色々な方に希望を聞く（アンケート）
通学路の安全	自助	危険な箇所気づいたら、区長さんや役所にすぐ伝える
	互助・共助	登下校の見守り
	公助	子ども達を守る施設（横断歩道、ポールなど）を優先的に点検・補修等の安全点検を
跡取りがいらない	自助	
	互助・共助	人数の少ない自治会は近くの自治会と合併する
	公助	働く場の確保

2 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、袖ヶ浦市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し推進するため、袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の推進方策に関する事項
- (3) 計画の進捗状況の点検及び評価に関する事項
- (4) その他計画の策定及び推進に必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員23人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体の代表
- (2) 民生委員・児童委員の代表
- (3) 主任児童委員の代表
- (4) ボランティアの代表
- (5) 地域団体の代表
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 市民
- (8) 関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第138号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第138号）

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の公示以後、初めての委員会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

3 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定委員会委員名簿

番号	区分	氏名	所属団体・役職名	備考	
1	社会福祉団体の代表	手塚 正二	袖ヶ浦市心身障害者（児）福祉会		
2		置田 和子	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会		
3		石井 啓	袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会	委員長	
4		飯野 芳郎	袖ヶ浦市社会福祉協議会	平成30年4月1日～令和元年6月20日	
		小島 直子		令和元年6月20日～令和3年3月31日	
5		近藤 信子	昭和地区社会福祉協議会		
6		伊庭 洋司	長浦地区社会福祉協議会		
7		中村 隆	蔵波地区社会福祉協議会		
8		荻谷 文介	根形地区社会福祉協議会		
9		井口 清一郎	平岡地区社会福祉協議会		
10		鶴岡 公一	中川・富岡地区社会福祉協議会		
11	民生委員・児童委員及び主任児童委員の代表	中山 文敏	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会	平成30年4月1日～令和元年11月30日	
		石井 美喜男		令和元年12月1日～令和3年3月31日	
		12		石井 文夫	平成30年4月1日～令和元年11月30日
				木村 アサ子	令和元年12月1日～令和3年3月31日
		13		竹元 悦子	
		14		齋藤 眞理子	
15	ボランティアの代表	土屋 則子	袖ヶ浦市ボランティア連絡協議会		
16	地域団体の代表	亀井 教安	袖ヶ浦市自治連絡協議会	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
		宮野 浩		平成31年4月17日～令和2年3月31日	
				令和2年4月 日～令和3年3月31日	
17		小野 和夫	袖ヶ浦市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	令和2年4月 日～令和3年3月31日	

番号	区分	氏名	所属団体・役職名	備考
18	地域団体 の代表	二宮 義文	青少年育成袖ヶ浦市民会議	副委員長
19	学識経験者	今井 恵子	家庭教育関係者	
20		根布長 沙織	子育て関係者	平成30年4月1日～ 令和2年3月31日
			子育て関係者	令和2年4月 日～ 令和3年3月31日
21	一般市民	高橋 裕二	公募	
22	関係行政機関 の職員	南 啓介	教育関係職員（教育指導主事）	
23		長谷川 操	教育関係職員（生涯学習関係職員）	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日
		浦邊 宜文	教育関係職員（生涯学習関係職員）	平成31年4月1日～ 令和3年3月31日

任期：平成30年4月1日～令和3年3月31日

4 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）庁内検討委員会委員名簿

番号	職名	氏名	備考
1	福祉部長	今関 磨美	委員長
2	企画課長	小島 悟	
3	財政課長	高橋 広幸	
4	危機管理課長	根本 正雄	
5	市民活動支援課長	鈴木 真紀夫	
6	健康推進課長	渡邊 弘	
7	地域福祉課長	斉藤 明博	
8	障がい者支援課長	溝口 輝	
9	介護保険課長	石井 正則	
10	高齢者支援課長	野呂 幸晴	
11	子育て支援課長	生方 和義	
12	保育課長	田中 敦則	
13	学校教育課長	鈴木 大介	
14	生涯学習課長	小阪 潤一郎	
15	市民会館館長	濱崎 雅仁	
16	社会福祉協議会事務局長	鹿嶋 章夫	

5 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定の経過

年	月日	内容
平成30年	8月21日	平成30年度第1回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定・推進委員会 議題：正副委員長の選出について 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）の進捗状況及び推進について 次期計画策定に伴う住民意識調査について
	10月	住民意識調査（1,000票配布、528票回収、有効回収率52.8%）
	12月	事業所・福祉関係団体調査 （事業所：41票配布、30票回収、有効回収率73.2%） （福祉関係団体：45票配布、29票回収、有効回収率64.4%）
平成31年	2月	事業所・福祉関係団体ヒアリング：事業所・福祉関係団体調査の回答団体のうち、14事業所・福祉関係団体について、ヒアリングを実施
	2月25日	平成30年度第2回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定・推進委員会 議題：地域福祉に関する住民意識調査報告について 計画策定に伴う今後のスケジュール等について
令和元年	5月17日	令和元年度第1回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定・推進委員会 議題：袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）の策定について 地域福祉に関する住民意識調査報告について 地域福祉に関する事業所・福祉関係団体調査報告について 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）の進捗状況報告について 計画策定に伴う今後のスケジュール等について
	5月20日	令和元年度第1回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）庁内検討委員会 議題：袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）の策定について 地域福祉に関する事業所・福祉関係団体調査報告について 袖ヶ浦市地域福祉計画（第2期）の進捗状況報告について 計画策定に伴う今後のスケジュール等について
	5月20日 ～27日	第1回地区懇談会（昭和地区、長浦・蔵波地区、根形地区、平岡地区、中富地区） 地区の「気になること」、「困りごと」を見つける
	6月3日 ～10日	第2回地区懇談会（昭和地区、長浦・蔵波地区、根形地区、平岡地区、中富地区） 「何ができるのか」、「何を必要としているのか」を見つける
	7月5日	令和元年度第2回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）庁内検討委員会 議題：計画策定に伴う会議等スケジュール表の確認について 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）第1章～第4章について 施策体系（案）新旧対応表について
	7月29日	令和元年度第2回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定・推進委員会 議題：計画策定に伴う会議等スケジュール表の確認について 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）第1章～第4章について 施策体系（案）新旧対応表について
	12月26日	令和元年度第3回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）庁内検討委員会 議題：袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）案について 計画策定に伴うスケジュール変更案について

年	月日	内容
令和2年	2月14日	令和元年度第4回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）庁内検討委員会 議題：袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）案について 計画策定に伴うスケジュール案について
	3月6日	令和元年度第3回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定・推進委員会 議題：袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）案について 計画策定に伴う会議等スケジュールについて
	月 日	令和2年度第1回 袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）策定・推進委員会 議題：パブリックコメントの実施結果について

袖ヶ浦市地域福祉計画(第3期)と(第2期)の掲載事業比較一覧

資料 2

第3期計画（案）				第2期計画			
計画の目標	施策	展開する施策	事業名、関連事業名	所管課等	事業名、関連事業名	所管課等	
1.福祉の情報提供と教育の充実	(1)情報の提供と共有のシステムづくり	①福祉に関する総合的な情報提供の充実	福祉に関する情報提供の充実(P59)	福祉部各課、社協	福祉に関する情報提供の充実(2－(3)－①)	福祉部各課、社協	
			子育て支援ポータルサイトによる情報提供(P59)	子育て支援課	子育て支援ポータルサイトによる情報提供(2－(3)－①)	子育て支援課	
	(2)福祉教育の充実	①家庭における教育の推進	市民活動情報サイトによる情報提供(P59)	市民活動支援課	市民協働推進事業(2－(3)－①)	市民活動支援課	
			市政(まちづくり)講座(P59)	市民活動支援課	市政(まちづくり)講座(2－(3)－①)	市民活動支援課	
			市職員出前講座(P59)	生涯学習課	市職員出前講座(2－(3)－①)	生涯学習課	
			子どもを育む、学校・家庭地域推進事業(P61)	学校教育課	子どもを育む、学校・家庭地域推進事業(1－(3)－①)	学校教育課	
			家庭教育総合推進事業(P61)	生涯学習課、市民会館・公民館	家庭教育総合推進事業(1－(3)－①)	生涯学習課、市民会館・公民館	
			②学校における福祉教育の推進	福祉教育推進事業(P62)	社会福祉協議会	福祉教育推進事業(1－(3)－②)	社会福祉協議会
				福祉体験学習等による福祉教育の推進(P62)	学校教育課	総合的な学習の時間における福祉教育の推進(1－(3)－②)	学校教育課
			③生涯学習としての福祉教育の推進	地域福祉フェスタ(P63)	社会福祉協議会	地域福祉フェスタ(1－(3)－③)	社会福祉協議会
				ボランティア養成事業(P63)	社会福祉協議会	ボランティア養成事業(1－(3)－③)	社会福祉協議会
				福祉教育推進事業(再掲)(P63)	社会福祉協議会	福祉教育推進事業(1－(3)－②)	社会福祉協議会
家庭教育総合推進事業(再掲)(P63)	生涯学習課、市民会館・公民館	家庭教育総合推進事業(再掲)(1－(3)－①)		生涯学習課、市民会館・公民館			
青少年教育推進事業(P63)	生涯学習課、市民会館・公民館	青少年教育推進事業(1－(3)－③)		生涯学習課、市民会館・公民館			
成人教育推進事業(P64)	生涯学習課、市民会館・公民館	成人教育推進事業(1－(3)－③)		生涯学習課、市民会館・公民館			
2.地域のつながりの充実	(1)地域での多様なつながりと支え合いの推進	①身近な地域でのつながりを深める取組み	高齢者いきがい促進事業(P64)	市民会館・公民館	高齢者いきがい促進事業(1－(3)－③)	市民会館・公民館	
			自治会の加入促進への取組み(P66)	市民活動支援課	自治会の加入促進への取組み(2－(1)－①)	市民活動支援課	
		②要援護者への見守り・声かけ・支え合いの推進	子どもを育む、学校・家庭地域推進事業(再掲)(P66)	学校教育課	子どもを育む、学校・家庭地域推進事業(再掲)(1－(3)－①)	学校教育課	
			高齢者見守りネットワーク事業(P67)	高齢者支援課	高齢者見守りネットワーク事業(2－(1)－②)	高齢者支援課	
		③地域における支え合いの促進	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議(P67)	生涯学習課、市民会館・公民館	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議(2－(1)－②)	生涯学習課、市民会館・公民館	
			地区社会福祉協議会運営事業の支援(P68)	地域福祉課	地区社会福祉協議会運営事業の支援(3－(1)－①)	地域福祉課	
			地域福祉活動団体支援事業(P68)	地域福祉課	<新規>令和2年度から		
			介護予防・生活支援サービス事業(住民主体型サービス)(P68)	高齢者支援課	計画への掲載としては新規	高齢者支援課	
			生活支援体制整備事業(P68)	高齢者支援課	計画への掲載としては新規	高齢者支援課	
			シニアクラブ活動支援事業(P68)	高齢者支援課	シニアクラブ活動支援事業(3－(1)－①)	高齢者支援課	
			認知症サポーター等養成事業(P68)	高齢者支援課	計画への掲載としては新規	高齢者支援課	
			シルバー人材センター支援事業(P69)	高齢者支援課	計画への掲載としては新規	高齢者支援課	
			世代間支え合い家族支援事業(P69)	高齢者支援課	計画への掲載としては新規	高齢者支援課	
			自治会の加入促進への取組み(再掲)(P69)	市民活動支援課	自治会の加入促進への取組み(再掲)(2－(1)－①)	市民活動支援課	
			④防犯パトロールなどの自主防犯活動の推進	地域防犯体制強化事業(P70)	市民活動支援課	地域防犯体制強化事業(4－(1)－①)	市民活動支援課
		子どもの安全確保事業(P70)		学校教育課	子どもの安全確保事業(4－(1)－①)	学校教育課	
		児童・生徒指導センター運営事業(P70)		総合教育センター	児童・生徒指導センター運営事業(4－(1)－①)	総合教育センター	
		子ども安全パトロールの実施(P70)		市民会館・公民館(地区住民会議)	子ども安全パトロールの実施(4－(1)－①)	市民会館・公民館(地区住民会議)	
		⑤日常における防災対策の普及	※第3期計画からは削除		高齢者等家具転倒防止器具設置事業(4－(2)－①)	障がい者支援課、高齢者支援課	
			災害ボランティアセンター事業(P71)	社会福祉協議会	災害ボランティアセンター事業(4－(2)－①)	社会福祉協議会	
			福祉避難所の指定・整備(P71)	危機管理課	福祉避難所の指定・整備(4－(2)－①)	危機管理課	
			防災訓練の実施(P71)	危機管理課	防災訓練の実施(4－(2)－①)	危機管理課	
			自主防災組織整備事業(P71)	危機管理課	震災火災対策自主防災組織整備事業(4－(2)－②)	危機管理課	
			住宅用火災警報器の設置促進(P71)	消防本部・予防課	住宅用火災警報器の設置促進(4－(2)－①)	消防本部・予防課	
		⑥災害時要援護者の支援	災害時要援護者の支援(P72)	危機管理課	災害時要援護者の支援(4－(2)－①)	危機管理課	
	福祉避難所の指定・整備(再掲)(P72)		危機管理課	災害時要援護者避難支援対策(4－(2)－③) ※統合	危機管理課		
	(2)地域交流の場づくり	①身近な交流の場づくりの推進	福祉避難所の指定・整備(再掲)(P72)	危機管理課	福祉避難所の指定・整備(再掲)(4－(2)－①)	危機管理課	
			木造住宅耐震化促進事業(P72)	都市整備課	木造住宅耐震化促進事業(4－(2)－③)	都市整備課	
			地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲)(P74)	地域福祉課	地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲)(2－(2)－①)	地域福祉課	
			地域ふれあいサロンの設置(P74)	地域福祉課・社会福祉協議会	地域ふれあいサロンの設置(2－(2)－①)	地域福祉課・社会福祉協議会	
			地域子育て支援拠点事業(P74)	保育課	地域子育て支援拠点事業(2－(2)－①)	保育課	
			保育所(園)地域活動事業(P74)	保育課	保育所(園)地域活動事業(2－(2)－①)	保育課	
			外国人住民への交流イベントの情報提供(P75)	市民活動支援課	外国人住民への交流イベントの情報提供(2－(2)－②)	市民活動支援課	
			放課後子ども教室推進事業(P75)	生涯学習課	放課後子ども教室推進事業(2－(2)－②)	生涯学習課	
		②公共施設、地区集会施設等の有効活用の推進	ひらおかハッピータイム(P75)	平岡公民館	平岡地域ふれあい推進事業(2－(2)－②)	平岡公民館	
			公共施設等の有効利用の促進(P75)	地域福祉課・社会福祉協議会	公共施設等の有効利用の促進(2－(2)－②)	地域福祉課・社会福祉協議会	
			区等集会施設整備補助事業(P75)	市民活動支援課	区等集会施設整備補助事業(2－(2)－①)	市民活動支援課	
ボランティアセンター等の支援			ボランティアセンターの運営支援(P77)	地域福祉課	ボランティアセンターの運営支援(1－(1)－①)	地域福祉課	
3.地域の福祉に関わる人材づくり	(1)ボランティア活動の推進	①ボランティアセンター等の支援	ボランティアセンターの運営(P77)	社会福祉協議会	ボランティアセンターの運営(1－(1)－①)	社会福祉協議会	
			ボランティアセンター情報発信事業(1－(1)－①) ※統合	社会福祉協議会			
			ボランティア交流事業(1－(1)－①) ※統合	社会福祉協議会			
		②各種ボランティア養成の支援	市民活動情報サイトによる情報提供(再掲)(P77)	市民活動支援課	市民協働推進事業(再掲)(1－(1)－①)	市民活動支援課	
			ボランティア養成事業(再掲)(P78)	社会福祉協議会	ボランティア養成事業(再掲)(1－(1)－②)	社会福祉協議会	
			生涯学習ボランティア促進事業(P78)	生涯学習課	ボランティアリーダー養成事業(1－(1)－②) ※統合	社会福祉協議会	
	(2)地域福祉の担い手の育成	①地域リーダーや福祉活動に携わる人の養成支援	おはなし会ボランティア推進事業(P78)	中央図書館	生涯学習ボランティア促進事業(1－(1)－②)	生涯学習課	
			民生委員児童委員活動事業(P80)	地域福祉課	おはなし会ボランティア推進事業(1－(1)－②)	中央図書館	
			民生委員児童委員協議会活動事業(P80)	社会福祉協議会	民生委員児童委員協議会活動事業(1－(2)－①)	地域福祉課	
		②福祉活動の相談指導専門職員等の資質向上	市政(まちづくり)講座(再掲)(P80)	市民活動支援課	民生委員児童委員協議会活動事業(1－(2)－①)	社会福祉協議会	
			福祉部各課、社協	福祉部各課、社協			
			福祉専門職員等の資質向上の取組み(P81)	福祉部各課、社協	福祉専門職員の資質向上の取組み(1－(2)－②)	福祉部各課、社協	
			職員研修事業(1－(2)－②) ※統合	社会福祉協議会			

袖ヶ浦市地域福祉計画(第3期)と(第2期)の掲載事業比較一覧

資料 2

第3期計画（案）				第2期計画			
計画の目標	施策	展開する施策	事業名、関連事業名	所管課等	事業名、関連事業名	所管課等	
4.地域福祉サービス・仕組みの充実	(1)バリアフリー化の促進	①誰もが暮らしやすいまちづくりの推進	高齢者等住宅整備資金貸付事業(P83)	高齢者支援課	高齢者等住宅整備資金貸付事業(3-(2)-①)	高齢者支援課	
			※第3期計画からは削除		重度障がい者(児)居室等増改築・改造資金貸付(3-(2)-①)	社会福祉協議会	
			道路・交通安全施設の整備(P83)	土木建設課	道路・交通安全施設の整備(3-(2)-①)	土木建設課	
	(2)移動手段の確保	①移送サービスの充実	公園の整備(P83)	都市整備課	公園・児童公園の整備(3-(2)-①)	都市整備課	
			重度心身障がい者福祉タクシー事業(P84)	障がい者支援課	重度心身障がい者福祉タクシー事業(3-(3)-②)	障がい者支援課	
			福祉カー管理運営事業(P84)	障がい者支援課	福祉カー管理運営事業(3-(3)-②)	障がい者支援課	
			高齢者移動支援事業(P84)	高齢者支援課	<新規>令和2年度から		
			通院送迎(移送)サービス事業(P84)	社会福祉協議会	通院送迎(移送)サービス事業(3-(3)-②)	社会福祉協議会	
	(3)交通安全意識の高揚	①交通安全の推進	地域公共交通づくり支援事業(P85)	企画課	地域支え合い推進実証事業(3-(3)-①)	企画課	
			交通安全対策事業(P87)	市民活動支援課	交通安全対策事業(4-(3)-①)	市民活動支援課	
	(4)サービスの質の確保	①福祉に係る相談体制の充実	児童・生徒指導センター運営事業(再掲)(P87)	総合教育センター	児童・生徒指導センター運営事業(再掲)(4-(3)-①)	総合教育センター	
			ながうら・ひらかわ健康福祉支援室運営事業(P89)	地域福祉課	ながうら・ひらかわ健康福祉支援室運営事業(3-(1)-②)	地域福祉課	
			生活困窮者自立支援事業(P89)	地域福祉課	生活困窮者自立支援事業(再掲)(3-(6)-①)	地域福祉課	
			相談支援事業(P89)	障がい者支援課	相談支援事業(3-(1)-②)	障がい者支援課	
			子育て世代包括支援事業(P89)	子育て支援課、健康推進課	計画への掲載としては新規	子育て支援課、健康推進課	
		②福祉に関する相談員の派遣	地域子育て支援拠点事業(再掲)(P89)	保育課	地域子育て支援拠点事業(2-(2)-①)	保育課	
			介護相談員派遣等事業(P90)	介護保険課	介護相談員派遣等事業(3-(5)-②)	介護保険課	
			③福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及啓発	福祉サービス情報の公表や第三者評価等の普及啓発(P90)	介護保険課・障がい者支援課・子育て支援課	事業者の第三者評価への実施のはたらきかけ(3-(5)-①)	介護保険課・障がい者支援課・子育て支援課
		(5)生活困窮者の自立支援	①生活困窮者の自立支援	生活困窮者自立支援事業(再掲)(P92)	地域福祉課	生活困窮者自立支援事業(再掲)(3-(6)-①)	地域福祉課
				学習支援事業(P92)	地域福祉課	計画への掲載としては新規	地域福祉課
	地域福祉活動団体支援事業(再掲)(P92)			地域福祉課	<新規>令和2年度から		
	生活福祉資金貸付(P92)			社会福祉協議会	生活福祉資金貸付(3-(6)-①)	社会福祉協議会	
	(6)権利擁護の推進	①成年後見制度利用支援事業の普及啓発 ②日常生活自立支援事業の普及啓発 ③虐待防止対策の推進 ④人権意識の啓発 ⑤消費者保護対策の推進及び消費者意識の向上	成年後見制度利用促進事業(P94)	地域福祉課・障がい者支援課・高齢者支援課・社会福祉協議会	成年後見制度利用支援事業(3-(4)-①)	障がい者支援課・高齢者支援課	
			日常生活自立支援事業(P96)	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業(3-(4)-②)	社会福祉協議会	
			障がい者虐待防止対策支援事業(P96)	障がい者支援課	障がい者虐待防止対策支援事業(3-(4)-③)	障がい者支援課	
			高齢者虐待防止事業(P96)	高齢者支援課	高齢者虐待防止事業(3-(4)-③)	高齢者支援課	
			虐待防止対策の推進(P96)	子育て支援課	虐待防止対策の推進(3-(4)-③)	子育て支援課	
			人権擁護事業(P97)	市民活動支援課	人権擁護事業(3-(4)-③)	市民活動支援課	
			男女共同参画推進事業(P97)	市民活動支援課	男女共同参画推進事業(3-(4)-③)	市民活動支援課	
消費者生活相談・消費者意識啓発事業(P97)			商工観光課	消費者生活相談・啓発事業(4-(1)-②)	商工観光課		
5.地域福祉推進への支援	(1)地区社会福祉協議会活動への協力、支援	①地区社会福祉協議会活動への協力、支援	地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲)(P98)	地域福祉課	地区社会福祉協議会運営事業の支援(再掲)(5-(1)-①)	地域福祉課	
			地区社会福祉協議会活動の充実(P98)	社会福祉協議会	地区社会福祉協議会活動の充実(5-(1)-①)	社会福祉協議会	
	地域福祉推進地区懇談会の設置(P100)		地域福祉課	地域福祉推進地区懇談会の設置(5-(2)-①)	地域福祉課		
	(2)地域活動団体等の協働の体制づくり	①地域活動団体等の協働に向けた支援	生活支援体制整備事業(再掲)(P100)	高齢者支援課	計画への掲載としては新規	高齢者支援課	
			青少年育成地区住民会議への支援(P101)	生涯学習課、市民会館・公民館	青少年育成地区住民会議への支援(5-(2)-①)	生涯学習課、市民会館・公民館	
			総合型地域スポーツクラブ活性化事業(P101)	体育振興課	世代間交流事業(2-(2)-②) ※統合 総合型地域スポーツクラブ活性化事業(5-(2)-①)	市民会館(昭和地区住民会議) 体育振興課	

袖ヶ浦市地域福祉活動計画 (第4期)

【案】

令和2年 月

袖ヶ浦市社会福祉協議会

目 次（案）

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 地域福祉とは	3
3 計画の位置づけ	4
4 計画期間	5
5 計画の策定体制	5
第2章 統計からみる市の状況	6
1 人口と世帯の状況	6
2 各地区の概況	8
3 福祉に関する対象者数等	14
第3章 これまでの取組と課題	22
1 地域福祉活動計画（第3期）の振り返り	22
2 第4期計画の実施に向けて	33
第4章 計画の基本的な考え方と目標	35
1 基本理念	35
2 計画の目標	36
3 計画の体系	37
4 協働による計画の推進	38
第5章 事業の展開	40
基本目標1 広報、啓発活動の充実	40
基本目標2 地域活動の活性化	44
基本目標3 生活課題に応える支援の充実	49
第6章 地区の特性に応じた事業の展開	53
1 昭和地区社会福祉協議会	53
2 長浦地区社会福祉協議会	54
3 蔵波地区社会福祉協議会	55
4 根形地区社会福祉協議会	56
5 平岡地区社会福祉協議会	57
6 中富地区社会福祉協議会	58
第7章 計画の推進体制	59

資料編	60
1 地区懇談会のまとめ	60
2 袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定委員会要綱	79
3 袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定委員名簿	79
4 策定の経過	79

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加、プライバシー意識の高まり等を背景として地域住民のつながりの希薄化はますます加速するとともに、価値観の多様化、格差の拡大などにより、地域社会を取り巻く環境は大きく変化し続けています。

また、そうした状況が続いている中で、引きこもりや8050問題※、自殺、孤独死、虐待、子育て家庭の問題、生活困窮者の増加や貧困の連鎖など、次々に社会的問題が浮き彫りになってきています。さらに、災害時への対応も重要な課題であり、市民が抱える福祉課題は多様で複雑化してきています。

これらの地域における様々な課題は、行政だけの取組で対応することが困難になりつつあり、あらためて地域での支え合いやコミュニティの重要性が問われているといっても過言ではありません。そのため、公的サービスの充実だけではなく、地域住民や各種団体、事業者等が相互に助け合い、協働で地域における福祉を推進していく必要があります。

昨今、国では、子ども・子育て支援新制度の開始、介護保険制度の改正、障害者差別解消法の施行、生活困窮者自立支援制度の本格実施などを進めており、すべての人々が一人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り高めあう「地域共生社会」の実現をめざした取組を推進しています。

さらに、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、市町村地域福祉計画は、新たに高齢者、障がい者、子ども、子育てといった対象ごとに根拠法の異なる計画の分野を超えた共通の取組や包括的な支援体制づくりなどについて定めることが求められています。

袖ヶ浦市社会福祉協議会では、平成12年3月に「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第1期）」を、平成21年10月には「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第2期）」を、平成27年3月には「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第3期）」（以下、「前計画」という。）を策定し、「市民皆が支えあい、一人ひとりが安心して健やかに暮らせるまち」を基本理念として地域福祉を推進する様々な取組を展開してきました。

前計画が令和元年度に計画の最終年度を迎えることから、前計画を振り返るとともに、新たな国等の考え方や社会情勢を踏まえ、市が同時期に策定する「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」と有機的に連携しながら、市内のさらなる地域福祉の推進を図るため、このたび、「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）」を策定するものです。

■社会福祉法より抜粋■

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

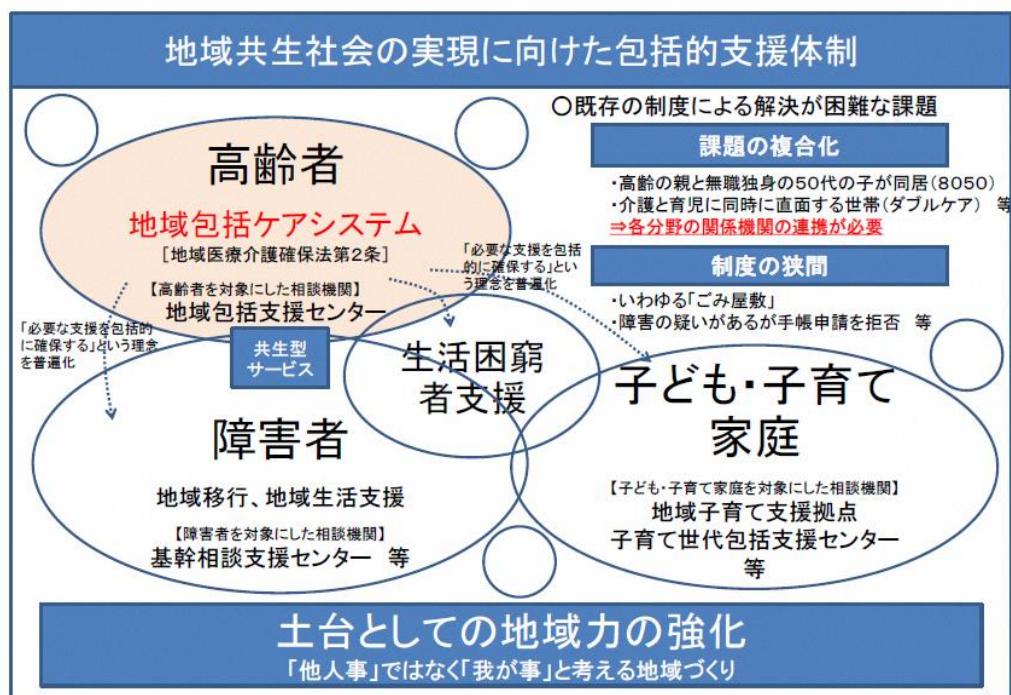
※8050問題：

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の親が面倒を見るケースが増えているという社会問題のこと。

コラム：包括的な支援体制と地域包括ケアシステムなどの関係性

地域包括ケアシステムは、高齢者が病気や要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるための体制づくりとして、高齢者分野で掲げられたものです。が、その基本的な考え方は、支援の包括化、地域連携、ネットワークづくりにあります。

社会福祉法や地域共生社会の実現のために触れられている包括的な支援体制と、地域包括ケアシステムなどの関係性については、次のように整理されています。



資料：厚生労働省

つまり、包括的な支援体制とは、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て・家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと理解できます。

そして、その土台として「地域力の強化」が位置づけられていることに留意することが重要です。

2 地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれているものを思い浮かべることが一般的です。これら分野別の福祉は、その対象者ごとに必要な福祉サービスを提供するもので、「特定の人のため」という意味合いが強いものです。

しかし、福祉サービスのような支援を必要としているのは特定の人だけではなく、地域に暮らす誰もが、日ごろの生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合があります。

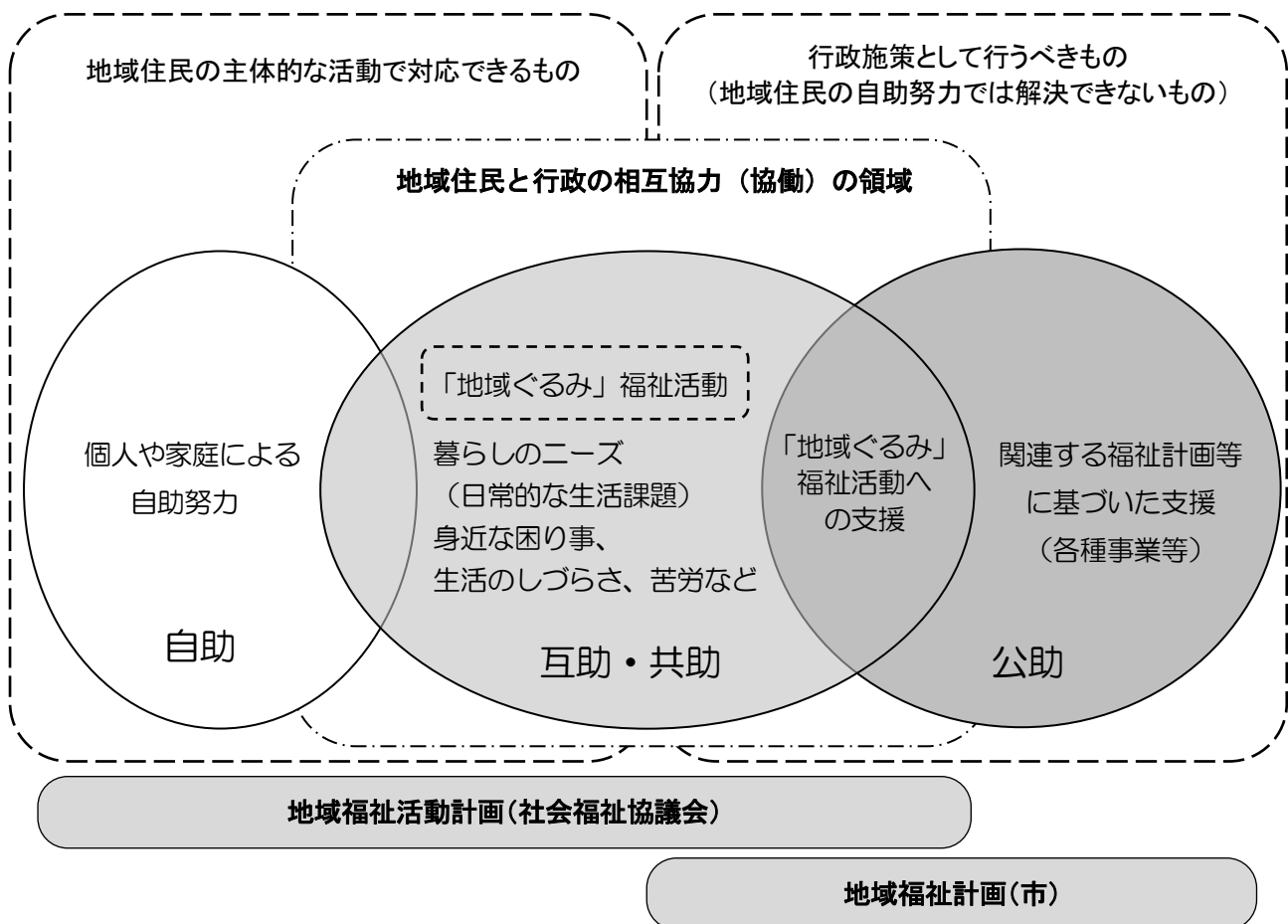
そのような場合、特定の人だけではなく、誰もが地域で安心して暮らし続けるためには、

- ①日ごろ身の回りで起こる問題はまず個人や家庭の努力で解決(自助)する。
- ②個人や家族内で解決できない問題は、隣近所の力やボランティアやNPOなどの活動(互助・共助)で解決する。
- ③地域で解決できない問題は行政で解決(公助)する。

といった、重層的な取組が必要となってきます。

いわば、公的な福祉サービス等の隙間を埋めるものとして、地域住民相互の助け合い・支え合いの力があり、これらの「自助」「互助・共助」「公助」を組み合わせた、地域における助け合いの仕組みが地域福祉といえます。

◆「自助」「互助・共助」「公助」のイメージ



3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図る団体」として位置づけられた袖ヶ浦市社会福祉協議会が、住民や地域の社会福祉関係者などが相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。具体的な活動目標等について明らかにし、地域住民の地域福祉への参加意識の高揚を図り、住民や地域の諸団体の参加や協力、協働などによる多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的としています。

■社会福祉法より抜粋■

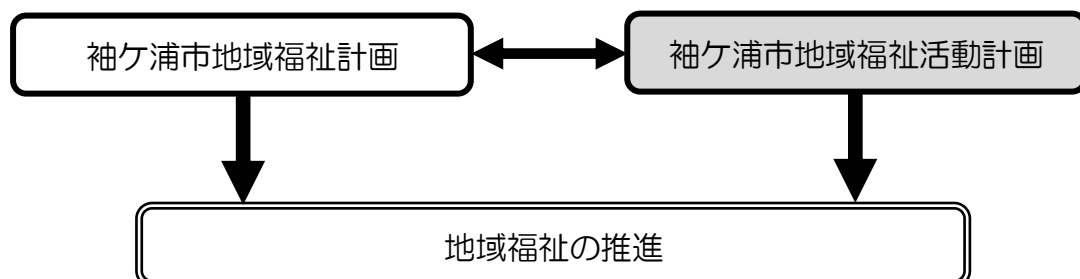
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

また、袖ヶ浦市の策定する「袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）」とともに“地域福祉の推進”という共通の目標を掲げ、地域の生活課題や社会資源の状況などを共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、相互に補完・協働・連携して地域福祉を推進していくため、整合を図り策定したものです。

相互に補完・協働・連携



4 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。

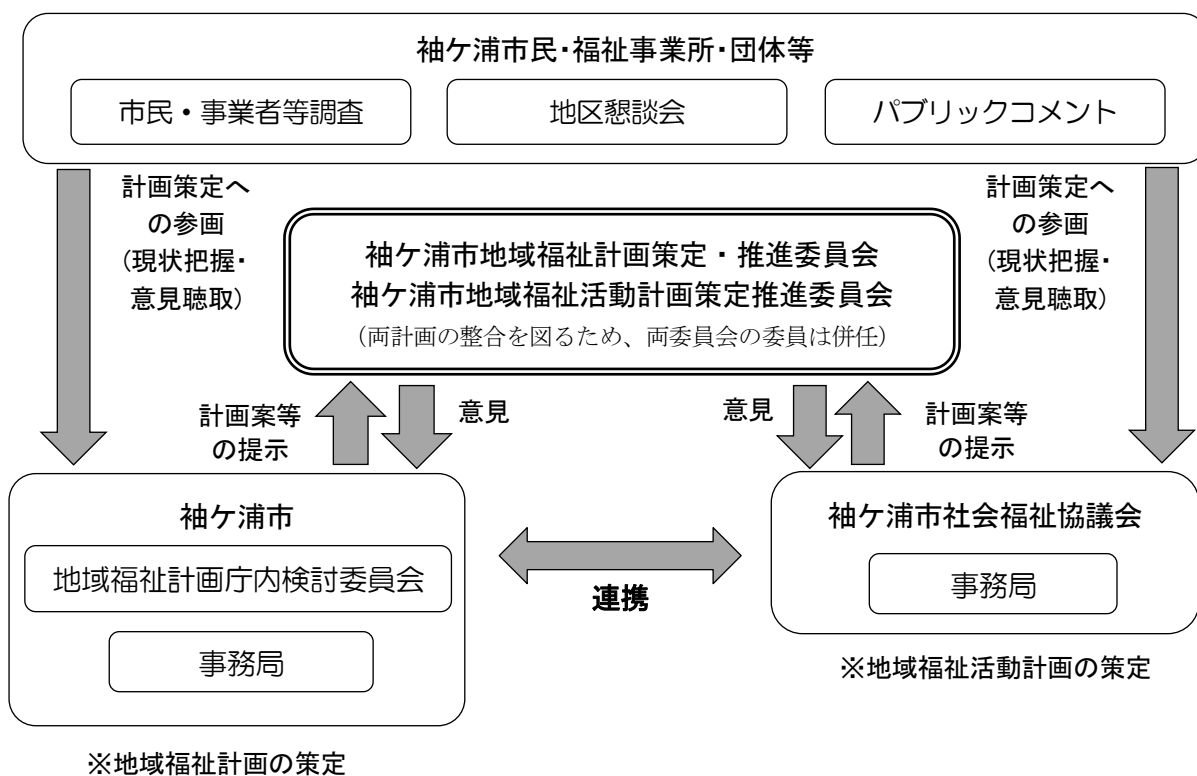
なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
見直し	袖ヶ浦市地域福祉計画（第3期）					
見直し	袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）					

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、福祉団体の代表や学識経験者、市民等に参画いただく「袖ヶ浦市地域福祉計画策定・推進委員会」及び「地域福祉活動計画策定推進委員会」（計画の整合性をとるために、委員は併任）を設置し、地域福祉を推進するための施策や実施事業等について検討し、計画案などの作成を進めました。

また、市民や福祉関係事業所及び団体等の参画体制として、①住民意識調査（アンケート）、②福祉関係事業所及び団体アンケート、同ヒアリング、③地区社会福祉協議会エリアごとの地区懇談会を実施し、地域福祉のあり方に関する様々な意見を反映させることに努めました。



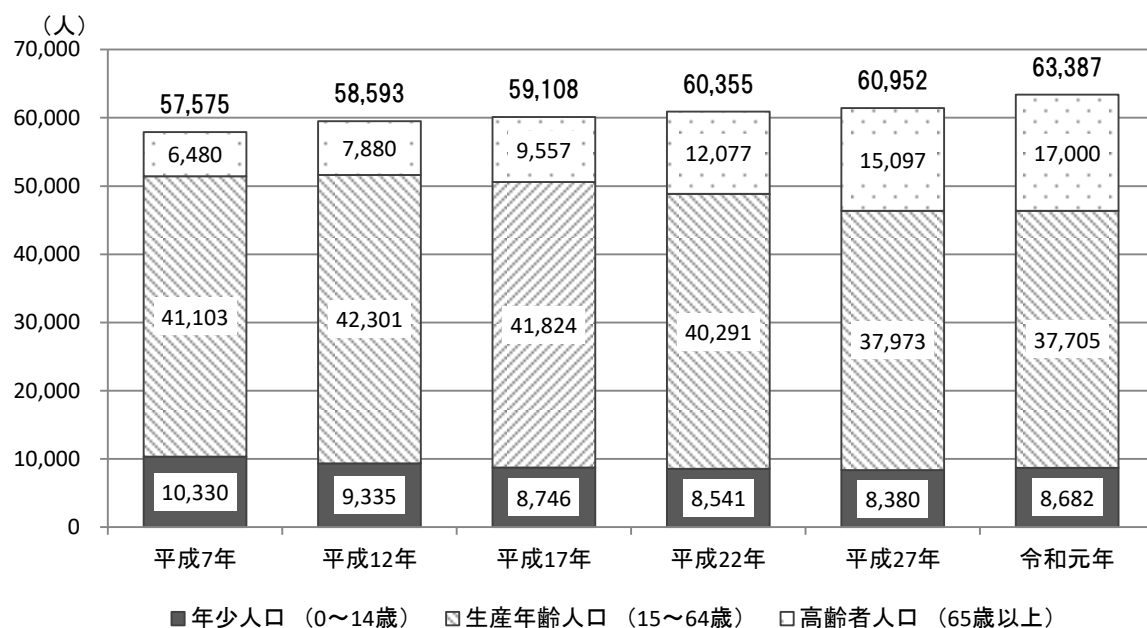
第2章 統計からみる市の状況

1 人口と世帯の状況

本市の人口は年々増加しており、令和元年10月1日現在で63,387人となっています。

(令和元年10月1日現在 外国人を含めた人口は、64,225人)

年齢層別にみると、令和元年10月1日現在で「15歳未満」が8,682人、「15～64歳」が37,705人、「65歳以上」が17,000人となっています。「65歳以上」は増加傾向が続いています。また、「15歳未満」は減少傾向がみられましたが、平成27年から令和元年にかけて増加に転じました。



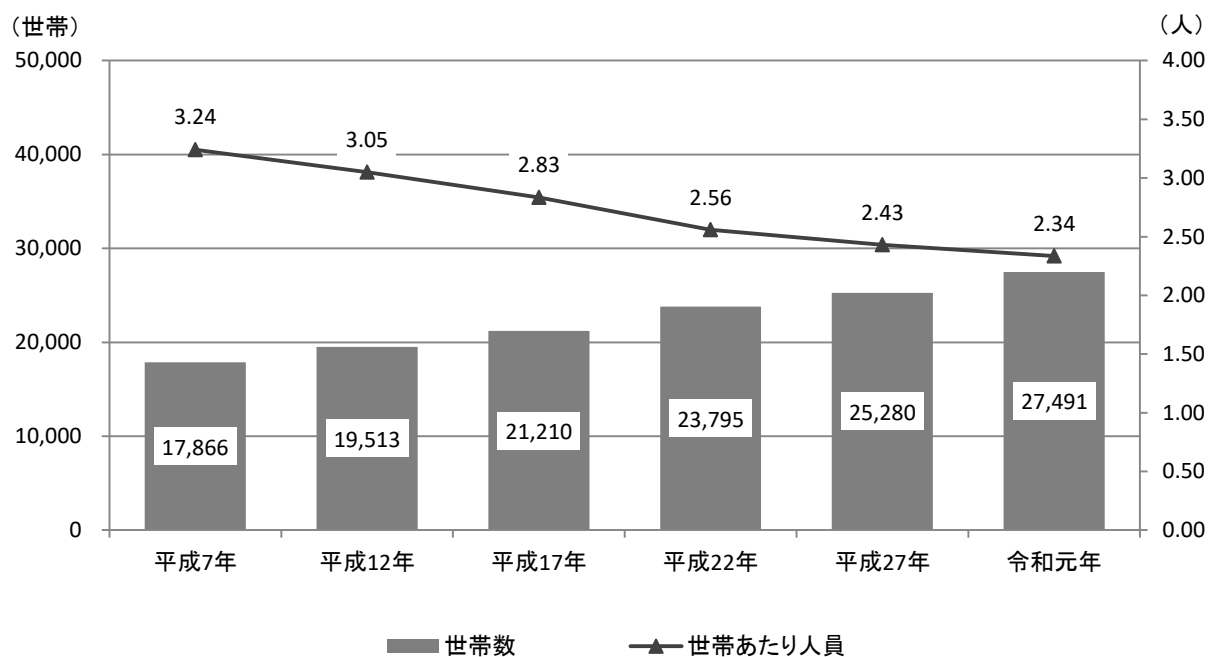
資料：平成7年～令和元年は住民基本台帳（10月1日現在）

※外国人は含まれていません。（住基法改正以前は外国人の年齢別の統計がないため。）

◆将来人口

本市の将来人口については、「袖ヶ浦市総合計画」において、令和13年（基本構想の目標年次）の目標人口を、総合計画に基づく効果的な施策の展開を図ることにより、65,000人以上を維持することとしています。

世帯の状況をみると、「世帯数」は年々増加しています。また、「世帯数」の増加に対して、「世帯あたり人員」は減少を続けており、世帯構成員の減少がうかがえます。令和元年10月1日現在で「世帯数」は27,491世帯、「世帯あたり人員」は2.34人となっています。



資料：平成7年～令和元年は住民基本台帳（10月1日現在）

2 各地区の概況

(1) 地区の構成

本計画の構成を検討する際に、市内を5地区に分けて検討しました。各地区の構成は以下の通りです。



地区名	地域（大字名等）
昭和地区	坂戸市場、奈良輪、奈良輪1～2丁目、福王台1～4丁目、神納、神納1～2丁目、南袖、袖ヶ浦駅前1～2丁目
長浦地区	今井、今井1～3丁目、蔵波、蔵波台1～7丁目、久保田、久保田1～2丁目、代宿、久保田代宿入会地、椎の森、北袖、中袖、長浦、長浦駅前1～8丁目
根形地区	飯富、下新田、三ツ作、大曽根、野田、勝、のぞみ野
平岡地区	永地、下泉、高谷、三箇、川原井、林、野里、上泉、永吉、岩井、三箇錯綜
中富地区	百目木、横田、大鳥居、三黒、谷中、真里錯綜、下内橋錯綜、戸国飛地、百目木錯綜、百目木飛地、下根岸、阿部、堂谷、打越、大竹、滝の口、吉野田、玉野、上宮田、下宮田

(2) 各地区の人口・世帯数等

◆昭和地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	16,299	19,244	2,945	26.6	30.4	3.8
男性	8,225	9,737	1,512	50.5	50.6	0.1
女性	8,074	9,507	1,433	49.5	49.4	▲ 0.1
15 歳未満	2,563	3,239	676	15.7	16.8	1.1
15～64 歳	10,303	12,019	1,716	63.2	62.5	▲ 0.8
65 歳以上	3,433	3,986	553	21.1	20.7	▲ 0.3
世帯数	6,570	8,088	1,518	26.3	29.9	3.6

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	6 カ所	介護事業所	8 カ所
認定こども園	1 園	障がい福祉サービス事業所	9 カ所
放課後児童クラブ	5 カ所	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	22 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	1 校	文化・教養施設（図書館等）	2 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	2 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	3 カ所	公園	21 カ所

◆長浦地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	26,907	27,084	177	43.9	42.7	▲ 1.1
男性	13,758	13,778	20	51.1	50.9	▲ 0.3
女性	13,149	13,306	157	48.9	49.1	0.3
15 歳未満	3,980	3,805	▲ 175	14.8	14.0	▲ 0.7
15～64 歳	17,198	16,250	▲ 948	63.9	60.0	▲ 3.9
65 歳以上	5,729	7,029	1,300	21.3	26.0	4.7
世帯数	11,444	11,843	399	45.8	43.8	▲ 2.0

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	5 カ所	介護事業所	13 カ所
放課後児童クラブ	7 カ所	障がい福祉サービス事業所	43 カ所
幼稚園	2 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	22 カ所
中学校	2 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	1 カ所
特別支援学校	1 校	健康づくり・スポーツ施設	3 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	5 カ所	公園	35 カ所

◆根形地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	6,069	5,831	▲ 238	9.9	9.2	▲ 0.7
男性	3,089	2,958	▲ 131	50.9	50.7	▲ 0.2
女性	2,980	2,873	▲ 107	49.1	49.3	0.2
15 歳未満	668	617	▲ 51	11.0	10.6	▲ 0.4
15～64 歳	3,896	3,376	▲ 520	64.2	57.9	▲ 6.3
65 歳以上	1,505	1,838	333	24.8	31.5	6.7
世帯数	2,322	2,400	78	9.3	8.9	▲ 0.4

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	1 カ所	介護事業所	3 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	9 カ所
幼稚園	0 園	その他福祉関係施設	4 カ所
小学校	1 校	医療機関	2 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	2 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	3 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	5 カ所	公園	7 カ所

◆平岡地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	6,291	5,818	▲ 473	10.3	9.2	▲ 1.1
男性	3,097	2,904	▲ 193	49.2	49.9	0.7
女性	3,194	2,914	▲ 280	50.8	50.1	▲ 0.7
15 歳未満	578	472	▲ 106	9.2	8.1	▲ 1.1
15～64 歳	3,562	3,101	▲ 461	56.6	53.3	▲ 3.3
65 歳以上	2,151	2,245	94	34.2	38.6	4.4
世帯数	2,504	2,539	35	10.0	9.4	▲ 0.6

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	1 カ所	介護事業所	7 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	7 カ所
幼稚園	0 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	2 校	医療機関	2 カ所
中学校	0 校	市民会館・公民館（分館含む）	1 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	0 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	2 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	7 カ所	公園	3 カ所

◆中富地区

	人口・世帯数（人・世帯）			割合（％）		
	平成 26 年	令和元年	差	平成 26 年	令和元年	差
総人口	5,788	5,410	▲ 378	9.4	8.5	▲ 0.9
男性	2,882	2,711	▲ 171	49.8	50.1	0.3
女性	2,906	2,699	▲ 207	50.2	49.9	▲ 0.3
15 歳未満	637	549	▲ 88	11.0	10.1	▲ 0.9
15～64 歳	3,452	2,959	▲ 493	59.6	54.7	▲ 4.9
65 歳以上	1,699	1,902	203	29.4	35.2	5.8
世帯数	2,135	2,181	46	8.5	8.1	▲ 0.5

※平成 26 年 10 月 1 日現在、令和元年 10 月 1 日現在

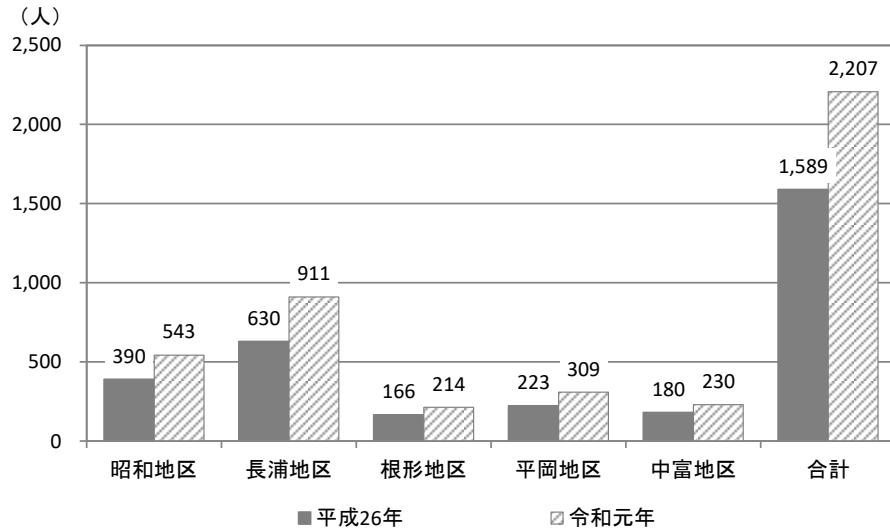
※総人口と世帯数は全市（外国人住民を除く）に対する割合。人口の内訳は地区の総人口に対する割合

施設等の社会資源の状況			
保育所等	1 カ所	介護事業所	9 カ所
放課後児童クラブ	1 カ所	障がい福祉サービス事業所	10 カ所
幼稚園	1 園	その他福祉関係施設	0 カ所
小学校	1 校	医療機関	4 カ所
中学校	1 校	市民会館・公民館（分館含む）	2 カ所
高等学校	0 校	文化・教養施設（図書館等）	1 カ所
特別支援学校	0 校	健康づくり・スポーツ施設	0 カ所
児童福祉施設（子どもの遊び場・児童館等）	9 カ所	公園	6 カ所

3 福祉に関する対象者数等

(1) 65歳以上のひとり暮らし高齢者

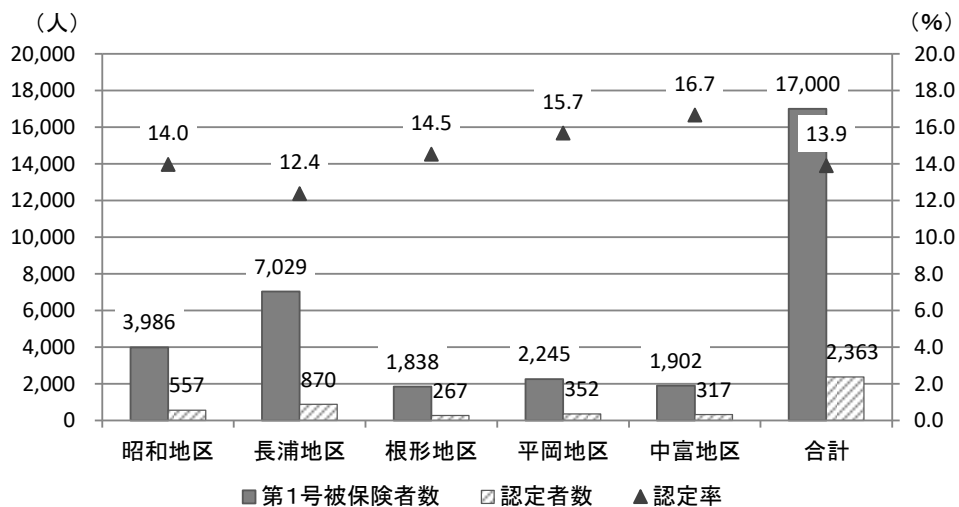
65歳以上ひとり暮らし高齢者数の平成26年からの変化をみると、どの地区でも増加しており、“合計”では令和元年5月1日現在で2,207人となっています。



資料：高齢者支援課（平成26年5月1日現在、令和元年5月1日現在）

(2) 介護保険の第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者

介護保険の第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数をみると、“根形地区”と“平岡地区”と“中富地区”で「認定率」が高くなっています。“合計”での「認定者数」は2,363人、「認定率」は13.9%となっています。



資料：介護保険課（令和元年10月1日現在）

(3) 要介護（支援）認定者の内訳

要介護（支援）認定者の内訳について、平成26年からの変化をみると各地区とも認定者合計数は増加しています。

(人)

地区		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
昭和	平成26年	35	40	92	65	69	63	41	405
	令和元年	61	67	138	98	75	71	47	557
	差	26	27	46	33	6	8	6	152
長浦	平成26年	74	81	125	97	77	98	83	635
	令和元年	128	113	203	119	113	113	81	870
	差	54	32	78	22	36	15	▲ 2	235
根形	平成26年	20	15	34	46	30	34	24	203
	令和元年	36	34	62	38	35	42	20	267
	差	16	19	28	▲ 8	5	8	▲ 4	64
平岡	平成26年	19	42	64	53	47	59	44	328
	令和元年	34	39	67	54	60	58	40	352
	差	15	▲ 3	3	1	13	▲ 1	▲ 4	24
中富	平成26年	25	42	44	38	42	28	29	248
	令和元年	40	39	73	55	42	41	27	317
	差	15	▲ 3	29	17	0	13	▲ 2	69
合計	平成26年	173	220	359	299	265	282	221	1,819
	令和元年	299	292	543	364	325	325	215	2,363
	差	126	72	184	65	60	43	▲ 6	544

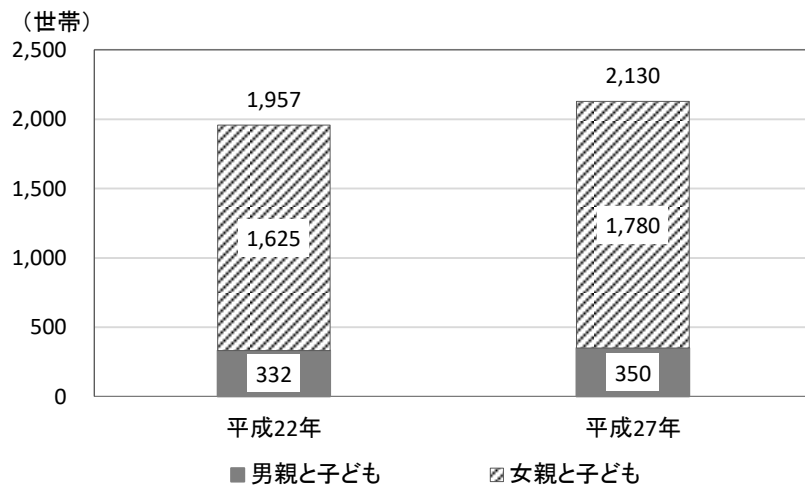
資料：介護保険課（令和元年10月1日現在）

（４）世帯の家族類型の状況

国勢調査による家族類型別世帯をみると、平成27年では核家族世帯は14,520世帯となっており、市内の世帯数の6割以上を占めています。

また、「男親と子ども」と「女親と子ども」といった、いわゆるひとり親と考えられる世帯は、平成27年に、6歳未満の親族のいる世帯で110世帯、18歳未満の親族のいる世帯で571世帯となっています。

	平成 22 年			平成 27 年		
	世帯数	6 歳未満親族 のいる世帯 数	18 歳未満の いる世帯数	世帯数	6 歳未満親族 のいる世帯数	18 歳未満の いる世帯数
総数	21,335	2,402	6,011	22,545	2,315	5,855
核家族世帯数	13,525	1,967	4,948	14,520	2,024	4,887
ひとり親世帯数	1,957	98	562	2,130	110	571
父子世帯数	332	4	57	350	7	66
母子世帯数	1,625	94	505	1,780	103	505
単独世帯数	4,655	—	6	5,354	—	6



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

(5) 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者の平成26年からの変化をみると、“根形地区”と“平岡地区”で「身体障害者手帳」の所持者数は減少していますが、どの種別でもほとんどの地区で手帳所持者数は増加しています。“全市”では、「精神障害者保健福祉手帳」の所持者数が大きく増加しています。

(人)

地区	身体障害者手帳			療育手帳			精神障害者保健福祉手帳		
	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差
昭和地区	414	432	18	87	104	17	58	84	26
長浦地区	710	710	0	213	225	12	135	184	49
根形地区	233	210	▲ 23	46	52	6	27	28	1
平岡地区	297	260	▲ 37	56	57	1	26	27	1
中富地区	218	231	13	46	48	2	22	28	6
市外	3	6	3	45	53	8	0	0	0
合計	1,875	1,849	▲ 26	493	539	46	268	351	83

資料：障がい者支援課（平成26年3月31日現在、平成31年3月31日現在 厚生労働省福祉行政報告例）

(6) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス支給決定者

障がい福祉サービス支給決定者の平成26年からの変化をみると、“合計”では23人の減少となっています。

地区別では“長浦地区”が46人減少しており、障がい支援区分別では“区分4”から“区分6”がそれぞれ20人以上増加しています。

障がい種別では“療育”を除く3つの種別で増加しています。

(人)

地区	平成26年	平成31年	差
昭和地区	91	87	▲ 4
長浦地区	216	170	▲ 46
根形地区	52	54	2
平岡地区	36	40	4
中富地区	37	39	2
市外	49	68	19
合計	481	458	▲ 23

(人)

障がい支援区分	平成26年	平成31年	差
区分1	27	9	▲ 18
区分2	72	61	▲ 11
区分3	49	56	7
区分4	36	58	22
区分5	45	68	23
区分6	65	86	21
なし	187	120	▲ 67
合計	481	458	▲ 23

資料：障がい者支援課（平成26年10月1日現在、平成31年3月31日現在）

(人)

障がい種別	平成26年	平成31年	差
身体	97	102	5
療育	290	243	▲ 47
重心	25	30	5
精神	69	83	14
合計	481	458	▲ 23

資料：障がい者支援課（平成26年10月1日現在、平成31年3月31日現在）

（７）生活保護世帯と被保護者

生活保護世帯と被保護者の平成26年からの変化をみると、根形地区とその他施設等で若干減少していますが、その他の地区では増加しています。全市でみると、平成31年3月31日現在で「生活保護世帯数」は291世帯、「被保護者数」は383人となっています。

地区	生活保護世帯数（世帯）			被保護者数（人）			保護率（‰）		
	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差	平成26年	平成31年	差
昭和地区	39	54	15	47	69	22	0.8	1.1	0.3
長浦地区	89	117	28	137	182	45	2.3	2.9	0.6
根形地区	16	12	▲ 4	18	12	▲ 6	0.3	0.2	▲ 0.1
平川地区	19	23	4	27	31	4	0.4	0.5	0.1
その他施設等	88	85	▲ 3	92	89	▲ 3	1.5	1.4	▲ 0.1
合計	251	291	40	321	383	62	5.3	6.1	0.8

資料：地域福祉課（平成26年3月31日現在、平成31年3月31日現在）

※平川地区とは、平岡地区と中富地区を合わせたもの

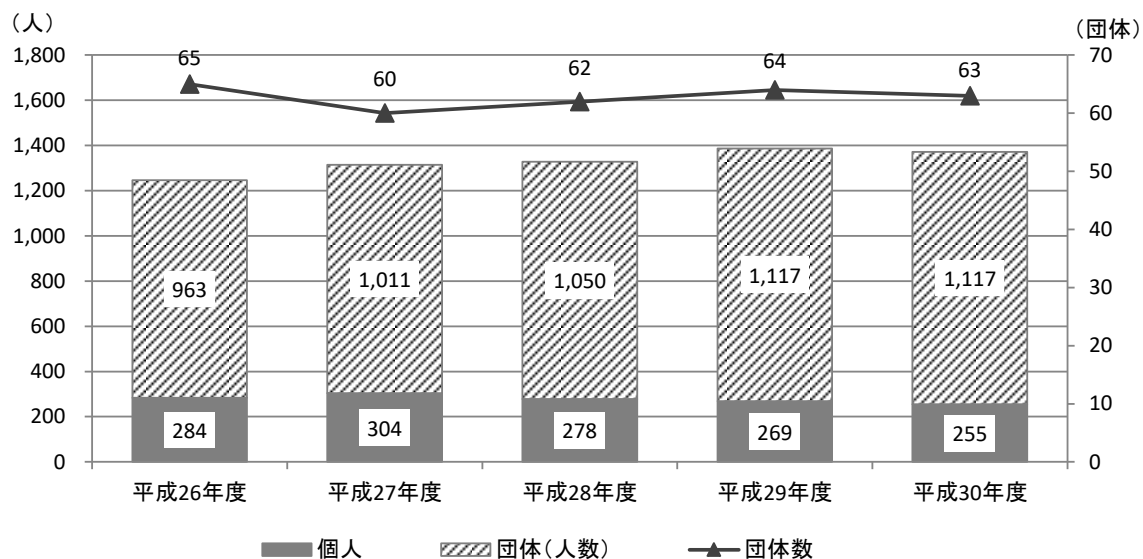
※保護率とは、常住人口に対する被保護者の割合

※‰（パーミル）は千分率を表し、ここでは1,000人あたりの被保護者の割合を示す

(8) その他

◆ボランティア登録数

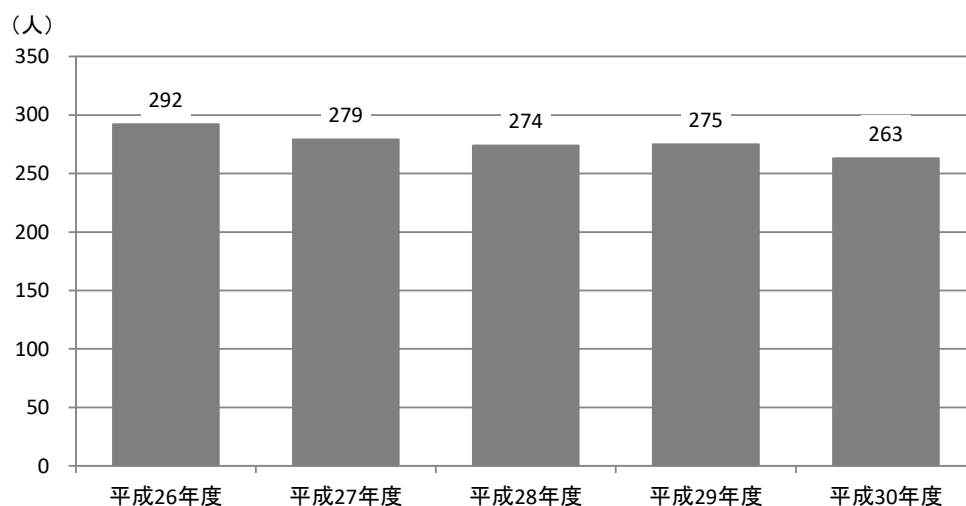
ボランティア登録数の推移をみると、「個人」の人数は平成27年度に304人となりましたが、それ以降減少傾向にあります。一方、「団体」は、平成27年度以降、人数にばらつきがあるものの、団体数はほぼ横ばいで推移しており、平成30年度で63団体、1,117人となっています。



資料：社会福祉協議会（各数値は、年度末（各年度の3月31日）の数値）

◆シルバー人材センター会員数

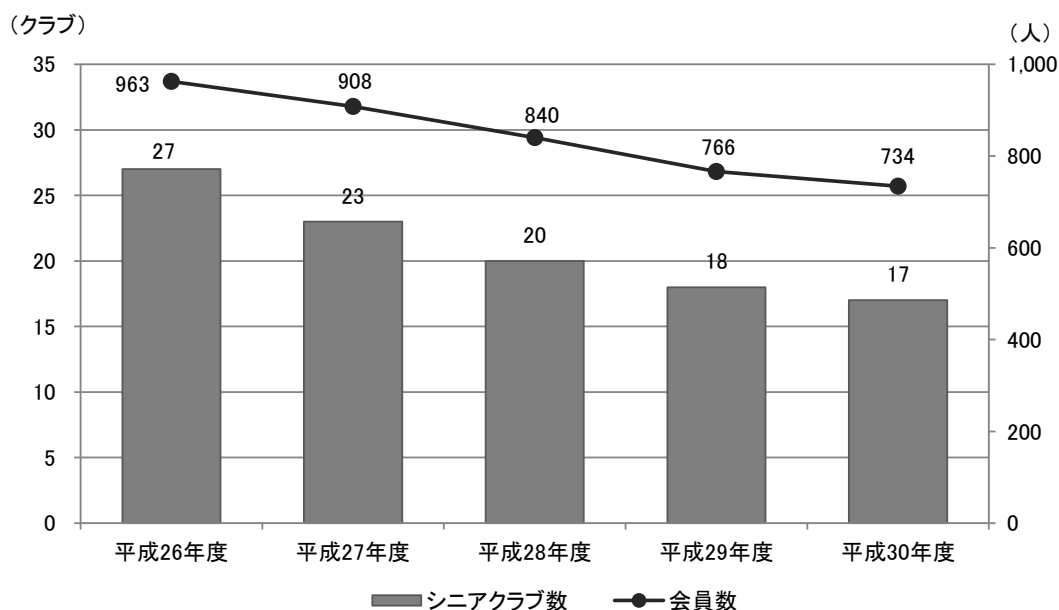
シルバー人材センター会員数の推移をみると、おおむね減少傾向がみられ、平成30年度の会員数は263人となっています。



資料：高齢者支援課（各数値は、年度末（各年度の3月31日）の数値）

◆シニアクラブ数及び会員数

シニアクラブ数と会員数の推移をみると、ともに年々減少しており、平成30年度にクラブ数は17クラブ、会員数は734人となっています。

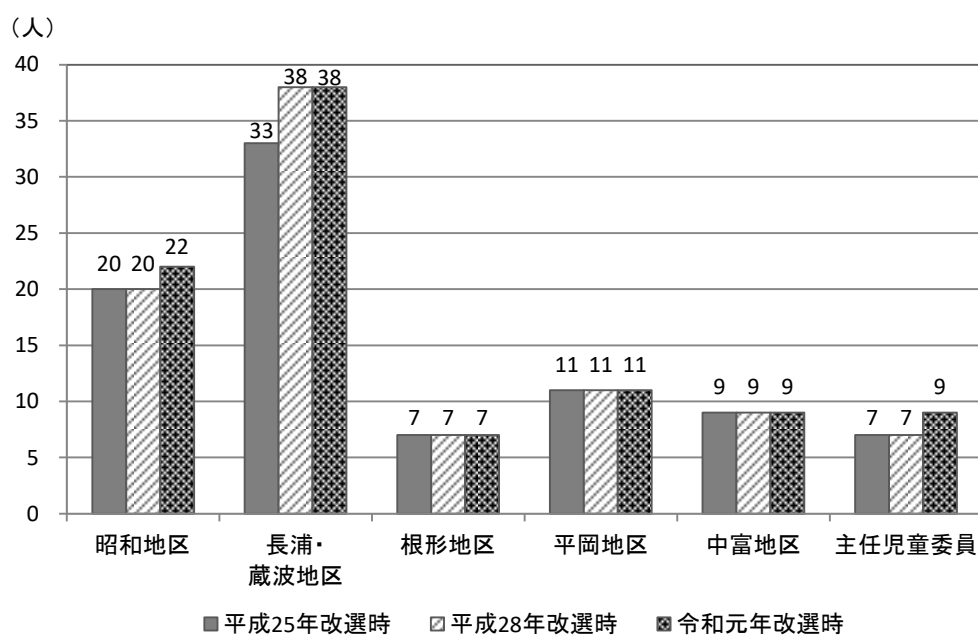


資料：高齢者支援課（各数値は、年度末（各年度の3月31日）の数値）

◆民生委員・児童委員定数

民生委員・児童委員定数をみると、平成28年の改選時に「長浦・蔵波地区」で、令和元年の改選時に「昭和地区」でわずかに増加していますが、おおむね前回・前々回と同様の定数となっています。

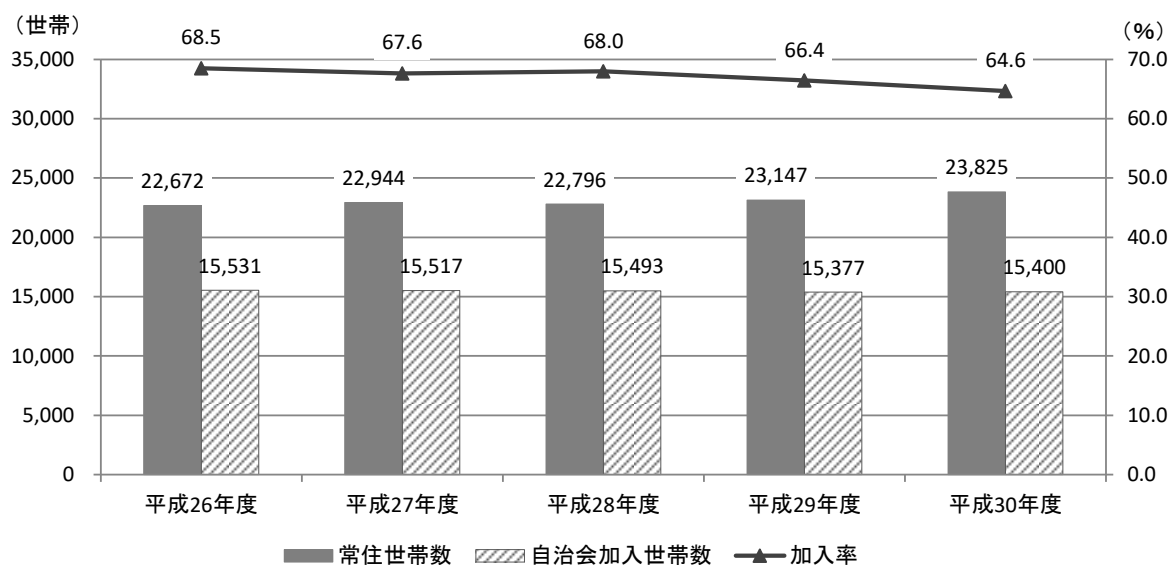
また、主任児童委員も令和元年の改選時にわずかに増加しています。



資料：地域福祉課（改選時における数値を記載）

◆常住世帯数と自治会加入世帯数

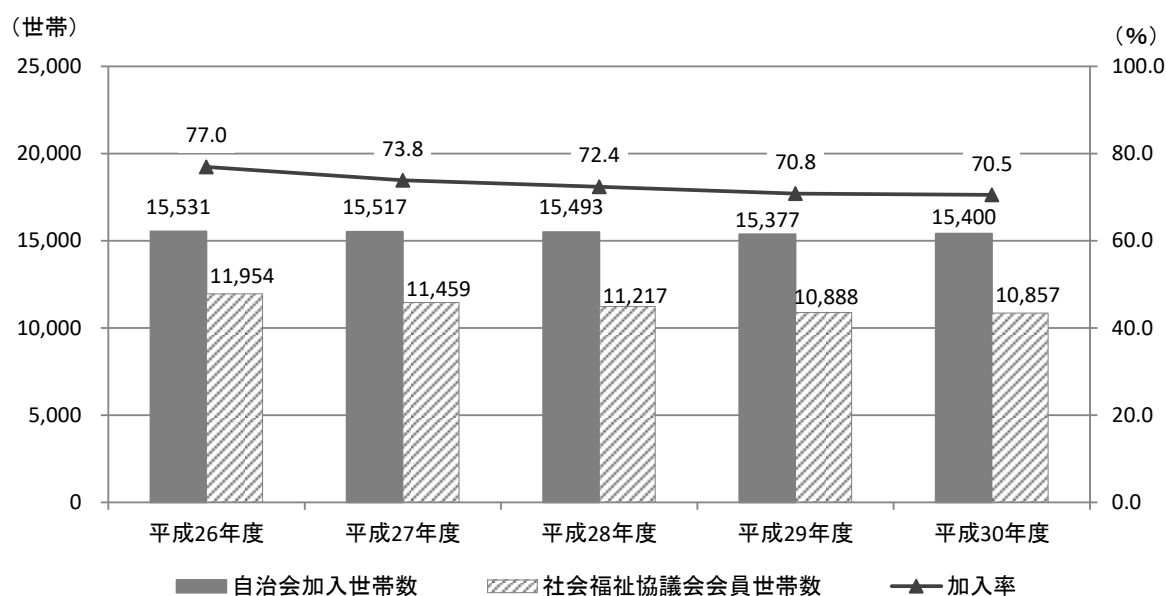
常住世帯数と自治会加入世帯数をみると、常住世帯数は微増傾向がみられますが、自治会加入世帯数はほぼ横ばいでの推移となっており、加入率は平成30年度で64.6%となっています。



資料：市民活動支援課（各年4月1日現在）

◆社会福祉協議会会員世帯数

社会福祉協議会会員世帯数などの推移をみると、自治会加入世帯数はほぼ横ばい、社会福祉協議会会員世帯数は減少傾向となっています。



資料：社会福祉協議会

※自治会加入世帯数は、年度初めの社会福祉協議会会員募集時（各年度の4月1日）の数値
社会福祉協議会会員世帯数は、年度末（各年度の3月31日）の数値

第3章 これまでの取組と課題

1 地域福祉活動計画（第3期）の振り返り

（1）事業の振り返り

地域福祉活動計画（第3期）の成果と課題について、施策体系に沿って振り返り、以下のようにまとめました。

1. 社会福祉協議会の運営基盤の強化

（1）財源の確保

主な成果					主な課題
○会員募集事業（上段：加入数 下段：円）					自治会加入率の低下や社会福祉協議会の認知度が低いことから会費や共同募金が減少傾向にあります。
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一般会員	11, 147	10, 916	10, 595	10, 582	
	5, 573, 100	5, 458, 950	5, 297, 050	5, 290, 669	
賛助会員	243	231	217	210	
	243, 000	231, 000	217, 000	210, 000	
特別賛助 会員	69	68	76	65	
	172, 000	170, 000	189, 000	161, 500	
法人会員	179	186	183	184	
	1, 780, 000	1, 848, 000	1, 825, 000	1, 828, 000	
○寄付金募集事業（円）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一般	2, 411, 665	2, 604, 737	2, 617, 524	3, 051, 312	
○自動販売機設置事業（円）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
手数料	1, 782, 442	1, 873, 180	1, 755, 675	1, 898, 489	
○有料広告募集事業（円）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
収入	114, 000	114, 000	114, 000	114, 000	
○チャリティーゴルフ大会（上段：人 下段：円）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
参加者	158	179	188	196	
寄付金額	318, 682	341, 356	359, 056	473, 288	
○共同募金事業（円）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
一般	7, 296, 791	7, 131, 533	7, 014, 844	6, 703, 399	
歳末	3, 673, 086	3, 672, 427	3, 492, 576	3, 489, 669	

1. 社会福祉協議会の運営基盤の強化

(2) 人材育成

主な成果	主な課題
職員研修方針を策定し、目指すべき職員像を示すとともに外部研修へ参加させました。 日常の業務を通じたOJTによる資質向上を図りました。	引き続き、計画的に外部研修へ参加させるとともに、OJTを活用して一層の資質向上に努める必要があります。

(3) 組織体制の強化

主な成果	主な課題
法人運営事業として、理事会や評議員会、監査会の開催をはじめ福祉サービス苦情解決第三者委員の設置、内部監査の実施等法令に基づき法人運営を行いました。 また、災害時の事業として、職員対応マニュアルを基に事業継続等の判断を行い必要な事業が実施できるように備えました。	今後も法令を遵守し、適正に法人を運営していきます。 また、災害時の各事業の初動マニュアルの見直しを行いました。定期的なマニュアルの見直しが必要です。

(4) 社会福祉センターの運営

主な成果					主な課題
指定管理者として社会福祉センターの管理運営を行いました。					改修等が必要な箇所が増えています。
○社会福祉センターの運営（人）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
利用者数	4,930	4,775	4,808	4,740	

2. 地域活動の支援

(1) ボランティア活動

主な成果					主な課題																														
ボランティアセンター運営事業を行い、コーディネートや活動を支援するとともに、ボランティア養成事業、ボランティア交流事業を実施しました。 また、介護保険制度における予防給付訪問介護・通所介護が地域支援事業に移行されることに伴い、助け合い・支え合いの理念に基づく支援体制の構築を袖ヶ浦市の動向に合わせて検討した結果、平成 30 年度から生活支援体制整備事業を受託し、第 2 層の長浦・蔵波圏域について生活支援コーディネーターの配置及び圏域協議体運営をし、社会資源調査等を実施するとともに住民向けの勉強会を 4 回開催しました。 ○ボランティア登録者数（上段：人 下段：団体・人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>個人</td><td>304</td><td>278</td><td>269</td><td>255</td></tr><tr><td>団体</td><td>60 団体 1, 011 人</td><td>62 団体 1, 050 人</td><td>64 団体 1, 117 人</td><td>63 団体 1, 117 人</td></tr></table> ○ボランティア養成事業（人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>音訳ボランティア入門講座</td><td>8</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td></tr><tr><td>夏休みボランティア講座</td><td>2</td><td>17</td><td>19</td><td>20</td></tr></table>						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	個人	304	278	269	255	団体	60 団体 1, 011 人	62 団体 1, 050 人	64 団体 1, 117 人	63 団体 1, 117 人		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	音訳ボランティア入門講座	8	2	2	4	夏休みボランティア講座	2	17	19	20	ボランティア活動者が固定化、高齢化している傾向があります。 ボランティア養成事業への参加者も少なく、ボランティアに関する情報の発信と講座の内容を検討する必要があります。 多くの方に情報提供ができるように、引き続き、広報紙、ホームページ、パンフレット等で周知を図りボランティア活動に繋がるよう支援する必要があります。 また、生活支援体制整備事業については、今後も住民主体の活動の機運を高め、側面から支援していく必要があります。
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																															
個人	304	278	269	255																															
団体	60 団体 1, 011 人	62 団体 1, 050 人	64 団体 1, 117 人	63 団体 1, 117 人																															
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																															
音訳ボランティア入門講座	8	2	2	4																															
夏休みボランティア講座	2	17	19	20																															

(2) 災害ボランティア活動

主な成果	主な課題
災害ボランティアセンター事業として、いつ起こるかわからない災害に備え、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練等を実施し、災害に備えました。	災害に備え、備蓄品の整備を図るとともに災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営が円滑に行えるよう、引き続き訓練を行っていく必要があります。

2. 地域活動の支援

(3) 地区社会福祉協議会事業

主な成果					主な課題
地域の実情に合わせて事業実施ができるように地区担当職員を配置し、地区社会福祉協議会を支援しました。					サロン事業等の事業が増えてきており、引き続き担当職員を配置して自主運営ができるよう支援するとともに、補助金や助成金などを活用し活動資金を確保する必要があります。
○平成 30 年度サロン開催					
	開催か所	延べ開催回数	延べ参加人数	延べボランティア人数	
昭和	3	36	678	421	
長浦	4	19	393	210	
蔵波	6	16	606	237	
根形	2	13	178	103	
平岡	4	78	1,461	189	
中富	7	41	515	178	
合計	26	203	3,831	1,338	
○地区敬老会参加者（人）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
昭和	393	398	—	400	
長浦	210	212	200	200	
蔵波	311	276	330	250	
根形	116	102	119	136	
平岡	219	185	180	174	
中富	230	170	215	174	
合計	1,479	1,343	1,044	1,334	
○地区社会福祉協議会助成事業（円）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
助成金額	4,764,858	5,027,117	5,344,339	5,229,819	

2. 地域活動の支援

(4) 各種団体

主な成果	主な課題																																																												
民生委員児童委員協議会、シニアクラブ連合会、遺族会、ボランティア連絡協議会の事務局を務め、支援するとともに助成しました。 また、聴覚障害者福祉協会などの各種福祉団体へ助成しました。 ○民生委員児童委員実数 平成 30 年度 昭和：22 名、長浦：39 名、東部：30 名 合計：91 名 ○シニアクラブ連合会事業（上段：歳 中段：クラブ 下段：人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>平均年齢</td><td>77.6</td><td>78</td><td>78.3</td><td>78.8</td></tr><tr><td>クラブ数</td><td>23</td><td>20</td><td>18</td><td>17</td></tr><tr><td>人数</td><td>908</td><td>840</td><td>766</td><td>734</td></tr></table> ○遺族会事業（人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>会員数</td><td>482</td><td>468</td><td>449</td><td>433</td></tr></table> ○ボランティア連絡協議会事業（上段：団体 下段：人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>団体</td><td>22</td><td>22</td><td>23</td><td>22</td></tr><tr><td>個人</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ○各種福祉団体等助成事業（上段：団体 下段：円） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>団体</td><td>7</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td></tr><tr><td>助成額</td><td>592,250</td><td>589,250</td><td>554,000</td><td>505,250</td></tr></table> ※視覚障害者協会は会員の高齢化により平成 28 年度をもって活動を終了しました。 ※心身障害者（児）福祉会は役員の選出ができず、平成 29 年度をもって活動を終了しました。		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均年齢	77.6	78	78.3	78.8	クラブ数	23	20	18	17	人数	908	840	766	734		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	会員数	482	468	449	433		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	団体	22	22	23	22	個人	1	2	2	2		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	団体	7	7	6	5	助成額	592,250	589,250	554,000	505,250	地域福祉の推進の中心的役割を担う民生委員児童委員は、地域福祉ニーズが複雑、多様化してきていることで活動も複雑になってきており、また、少子高齢化に伴い、活動件数が増加傾向にあります。 そのため、委員一人当たりの負担が軽減するよう行政に地区割りの見直しや委員の増員を要望していく必要があります。 シニアクラブ連合会、遺族会、ボランティア連絡協議会や各種福祉団体では会員の固定化、高齢化の傾向にあり、会員数が減少しています。 また、役員等の引き受け手が減少しています。
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																									
平均年齢	77.6	78	78.3	78.8																																																									
クラブ数	23	20	18	17																																																									
人数	908	840	766	734																																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																									
会員数	482	468	449	433																																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																									
団体	22	22	23	22																																																									
個人	1	2	2	2																																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																									
団体	7	7	6	5																																																									
助成額	592,250	589,250	554,000	505,250																																																									

2. 地域活動の支援

(5) 福祉教育

主な成果					主な課題																																																															
地域福祉フェスタの開催や地域福祉標語を募集するとともに、地区社会福祉協議会事業推進委員の協力を得て福祉体験講座の要請があった小中学校・自治会に出向き、福祉教育の推進を図りました。 ○地域福祉フェスタ（人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>出演者</td><td>168</td><td>168</td><td>214</td><td>140</td></tr><tr><td>来場者</td><td>579</td><td>547</td><td>642</td><td>597</td></tr></table> ○地域福祉標語募集事業（人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>応募者数</td><td>326</td><td>320</td><td>334</td><td>383</td></tr></table> ○福祉教育推進事業（上段：回 下段：人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td rowspan="2">小学校</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td></tr><tr><td>242</td><td>436</td><td>346</td><td>494</td></tr><tr><td rowspan="2">中学校</td><td>2</td><td></td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>328</td><td></td><td>94</td><td>88</td></tr><tr><td rowspan="2">一般</td><td>1</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>24</td><td>74</td><td>107</td><td>337</td></tr></table> <table><tr><th></th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>福祉教育係の協力ボランティア数(人)</td><td>7</td><td>23</td></tr></table>						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	出演者	168	168	214	140	来場者	579	547	642	597		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	応募者数	326	320	334	383		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	小学校	3	5	4	5	242	436	346	494	中学校	2		1	1	328		94	88	一般	1	3	2	1	24	74	107	337		平成29年度	平成30年度	福祉教育係の協力ボランティア数(人)	7	23	福祉意識（支え合い・助け合い）の醸成を図るため、引き続き地域福祉フェスタの開催や地域福祉標語を募集するとともに、地区社協事業推進委員の協力を得ながら福祉体験教室を開催して福祉に触れるきっかけを提供し続ける必要があります。
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																
出演者	168	168	214	140																																																																
来場者	579	547	642	597																																																																
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																
応募者数	326	320	334	383																																																																
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																
小学校	3	5	4	5																																																																
	242	436	346	494																																																																
中学校	2		1	1																																																																
	328		94	88																																																																
一般	1	3	2	1																																																																
	24	74	107	337																																																																
	平成29年度	平成30年度																																																																		
福祉教育係の協力ボランティア数(人)	7	23																																																																		

(6) 老人福祉会館の運営

主な成果					主な課題										
指定管理者として老人福祉会館の管理運営を行いました。 計画どおり、平成 30 年度をもって指定管理期間が終了しました。 ○老人福祉会館の運営（人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>利用者数</td><td>12, 309</td><td>12, 449</td><td>12, 178</td><td>12, 683</td></tr></table>						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	利用者数	12, 309	12, 449	12, 178	12, 683	—
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度											
利用者数	12, 309	12, 449	12, 178	12, 683											

3. 広報、啓発、相談事業の充実

(1) 広報、啓発

主な成果	主な課題
社協だよりを毎月 15 日に新聞折込しており、新聞未購読者へは広報そでがうらと併せて送付しました。 また、ホームページでは社会福祉協議会事業とボランティアなどの福祉に関する情報をホームページで広く市民に提供しました。	福祉意識の向上や情報の発信、社会福祉協議会の認知度を高めるためにも社協だより、ホームページのわかりやすさを心がけ、情報伝達をより一層図っていく必要があります。

(2) 相談

主な成果	主な課題										
心配ごと相談所を運営し、市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言を行うとともに、関係機関との連携を図りました。 また、各事業実施に伴い寄せられる相談も関係専門機関に繋げました。 ○心配ごと相談所運営事業（件） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>相談件数</td><td>52</td><td>40</td><td>58</td><td>80</td></tr></table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	52	40	58	80	心配ごと相談所の周知を図るとともに、相談内容が幅広いことから職員の更なる資質向上に努め、引き続き関係機関と連携して対応していく必要があります。
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度							
相談件数	52	40	58	80							

4. 生活支援の充実

(1) 生活困窮

主な成果					主な課題																																																																								
各種資金の貸付や災害見舞金の給付を行いました。 また、歳末たすけあい配分事業で、支援を必要とする方へ見舞金品を配分しました。 ○貸付事業（件） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>相談件数</td><td>40</td><td>44</td><td>91</td><td>93</td></tr><tr><td>貸付件数</td><td>1</td><td>11</td><td>9</td><td>5</td></tr></table> ○応急援護費給付事業（件） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>給付件数</td><td>3</td><td>3</td><td>7</td><td>3</td></tr></table> ○歳末たすけあい配分事業（上段：世帯 下段：円） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td rowspan="2">生活困窮世帯</td><td>54</td><td>53</td><td>47</td><td>42</td></tr><tr><td>564,000</td><td>574,000</td><td>469,000</td><td>438,000</td></tr><tr><td rowspan="2">ひとり親世帯</td><td>285</td><td>208</td><td>232</td><td>214</td></tr><tr><td>1,579,872</td><td>1,040,000</td><td>1,160,000</td><td>1,070,000</td></tr><tr><td rowspan="2">ひとり暮らし高齢者</td><td>637</td><td>611</td><td>606</td><td>606</td></tr><tr><td>639,803</td><td>552,979</td><td>523,584</td><td>562,853</td></tr></table> ○災害見舞金給付事業（件） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>火災</td><td>1</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td></tr><tr><td>風水害</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td></tr></table>						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	相談件数	40	44	91	93	貸付件数	1	11	9	5		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	給付件数	3	3	7	3		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	生活困窮世帯	54	53	47	42	564,000	574,000	469,000	438,000	ひとり親世帯	285	208	232	214	1,579,872	1,040,000	1,160,000	1,070,000	ひとり暮らし高齢者	637	611	606	606	639,803	552,979	523,584	562,853		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	火災	1	0	6	1	風水害	0	0	1	0	生活困窮者の生活実態等の把握に努め、自立相談支援事業（生活保護）やフードバンクなどの関係機関と連携して継続した対応をしていく必要があります。 また、歳末たすけあい配分事業については、新たなニーズの発見や把握、その解決に向けた取組につなげていけるよう「顔の見える関係づくり」を進める必要があります。
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																									
相談件数	40	44	91	93																																																																									
貸付件数	1	11	9	5																																																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																									
給付件数	3	3	7	3																																																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																									
生活困窮世帯	54	53	47	42																																																																									
	564,000	574,000	469,000	438,000																																																																									
ひとり親世帯	285	208	232	214																																																																									
	1,579,872	1,040,000	1,160,000	1,070,000																																																																									
ひとり暮らし高齢者	637	611	606	606																																																																									
	639,803	552,979	523,584	562,853																																																																									
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																																																									
火災	1	0	6	1																																																																									
風水害	0	0	1	0																																																																									

(2) 権利擁護

主な成果					主な課題
高齢者や障がいのある方が地域で安心して日常生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を実施しました。					支援ケースごとにきめ細やかな対応が求められており、専門員及び生活支援員の一層のスキル向上を図るとともに今後利用者の増加が見込まれること及び法人後見事業実施に向け専任職員を配置する必要があります。
○日常生活支援事業（人）					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
利用者数	9	9	9	7	
生活支援員	16	24	28	23	

4. 生活支援の充実

(3) 日常生活

主な成果	主な課題																														
放課後児童クラブ運営により、就労等で昼間保護者のいない家庭の小学生児童に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図りました。 また、心身障がい者（児）の集いの開催による心身障がい者（児）の交流の場を提供しました。 ○放課後児童クラブ運営事業（人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>根形</td><td>43</td><td>52</td><td>55</td><td>44</td></tr><tr><td>中川</td><td>31</td><td>42</td><td>51</td><td>60</td></tr></table> ○心身障がい者（児）の集い事業（人） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>参加者</td><td>36</td><td>32</td><td>23</td><td>27</td></tr><tr><td>ボランティア</td><td>8</td><td>8</td><td>7</td><td>3</td></tr></table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	根形	43	52	55	44	中川	31	42	51	60		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	参加者	36	32	23	27	ボランティア	8	8	7	3	放課後児童クラブでは、児童数の増加に伴い、一日の職員配置数が増えたため職員不足が続いていることから、職員数の確保に努めるとともに、指定管理者として適正運営に努める必要があります。 また、心身障がい者（児）の集いでは参加者が固定化しているため、新規参加者の増加に向け、引き続きPR活動及び内容の検討を行っていく必要があります。
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																											
根形	43	52	55	44																											
中川	31	42	51	60																											
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																											
参加者	36	32	23	27																											
ボランティア	8	8	7	3																											

(4) 法令に基づく事業

主な成果	主な課題																																								
介護保険法及び障害者総合支援法に基づきホームヘルパー等の派遣を行い、令和元年6月末をもって事業を終了しました。 ○介護保険法事業（上段：人 中段：回 下段：千円） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>利用人数</td><td>304</td><td>242</td><td>240</td><td>260</td></tr><tr><td>派遣回数</td><td>3,638</td><td>2,548</td><td>2,662</td><td>3,094</td></tr><tr><td>介護保険収入</td><td>12,364</td><td>8,572</td><td>9,110</td><td>11,127</td></tr></table> ○障害者総合支援法事業（上段：人 下段：千円） <table><tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr><tr><td>利用人数</td><td>36</td><td>38</td><td>61</td><td>96</td></tr><tr><td>派遣回数</td><td>436</td><td>470</td><td>712</td><td>915</td></tr><tr><td>居宅介護料収入</td><td>3,374</td><td>3,511</td><td>4,609</td><td>5,277</td></tr></table>		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	利用人数	304	242	240	260	派遣回数	3,638	2,548	2,662	3,094	介護保険収入	12,364	8,572	9,110	11,127		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	利用人数	36	38	61	96	派遣回数	436	470	712	915	居宅介護料収入	3,374	3,511	4,609	5,277	—
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																					
利用人数	304	242	240	260																																					
派遣回数	3,638	2,548	2,662	3,094																																					
介護保険収入	12,364	8,572	9,110	11,127																																					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度																																					
利用人数	36	38	61	96																																					
派遣回数	436	470	712	915																																					
居宅介護料収入	3,374	3,511	4,609	5,277																																					

(2) 地域福祉に関する住民意識調査等から見える課題と期待

①社会福祉協議会の課題

平成30年度に実施した住民意識調査では、社会福祉協議会の認知度は、4割以上の方に知られているものの、5年前に比べると減少しました。「広報紙「そでがうらし社協だより」」、「募金活動（赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金 など）」の事業は知られていますが、それ以外はまだまだ事業の認知度が高くありません。

事業所、福祉関係団体へのヒアリングの際には、ヒアリング参加者へ地域福祉計画と地域福祉活動計画の認知度をたずねてみましたが、あまり知られていない状況にあります。

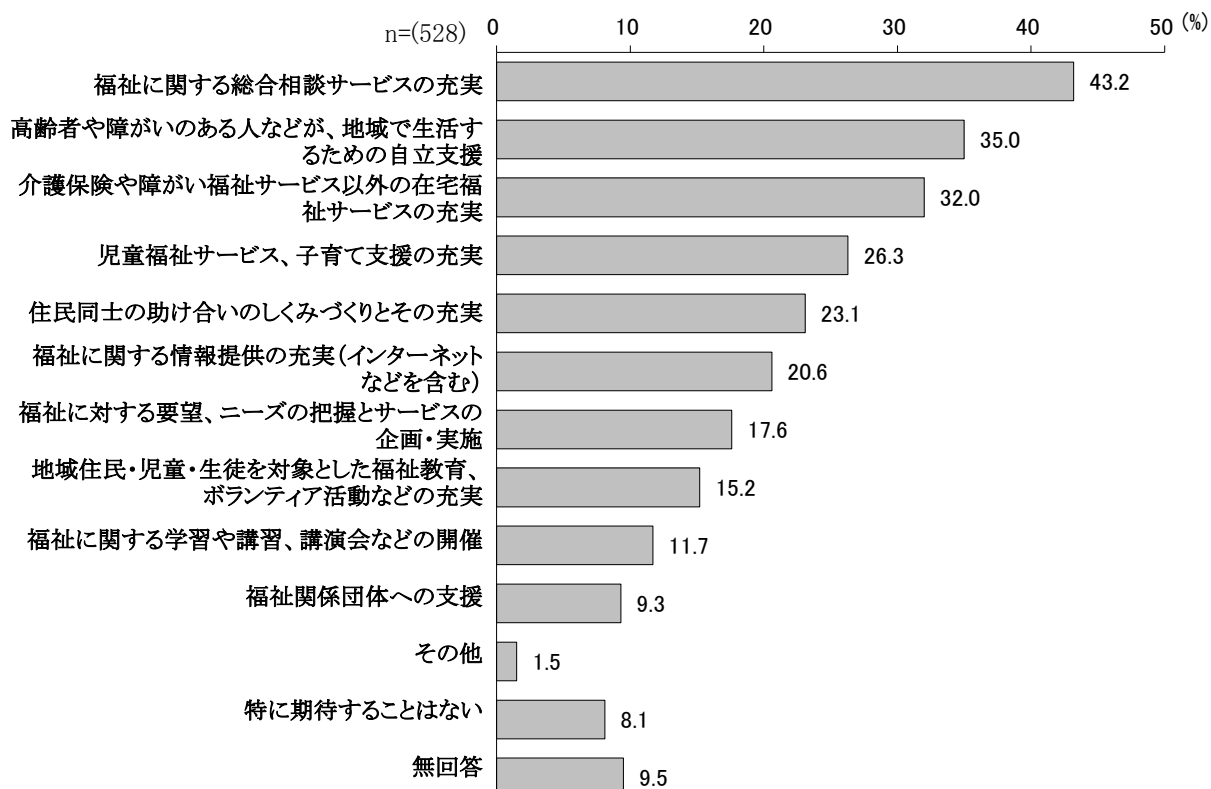
地域福祉は、地域住民、事業所、団体、行政など、みんなが一体となって取り組んでいくものであり、それに向けた行政の考え方や施策、地域における取組などを体系的にとりまとめた地域福祉計画、地域福祉活動計画を活用していくためにも、周知に向けた取組を積極的に推進していくことが重要です。

また、地区懇談会では、ボランティアに参加してくれる人が少ないのでもう少し増やしたい、福祉精神が薄れていることを改善したいといった前向きな意見もあり、そういった声の一つひとつ応えていくことが大切です。

②社会福祉協議会への期待

社会福祉協議会は、「福祉に関する総合相談サービスの充実」、「高齢者や障がいのある人などが、地域で生活するための自立支援」、「介護保険や障がい福祉サービス以外の在宅福祉サービスの充実」、「児童福祉サービス、子育て支援の充実」など、幅広い期待が寄せられています。活動の充実を図る上で重要と思われることでも、「活動内容をもっと知ってもらうこと」が重要視されており、地域福祉の推進の中心的役割を担う組織として、全世代・全対象に、より多く理解してもらうことが必要です（図表1参照）。

図表 1 社会福祉協議会に期待すること



資料 平成 30 年度地域福祉に関する住民意識調査

2 第4期計画の実施に向けて

法制度の改正（P〇 資料編参照）を含め、福祉を取り巻く環境は変化しており、これからも進行していく少子高齢化などに対応するべく、自助、互助・共助、公助のバランスが取れた地域共生社会の実現を目指した施策の展開が求められています。

この地域共生社会という考え方は、地域において、誰もが役割を持ち、つながり、支え合うことにより、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会を目指すというもので、市及び市社協がこれまで行ってきた取組と方向性が異なるものではありません。

このような背景も踏まえながら、前計画の振り返りや調査結果等を3つの観点から整理しました。

①多様な情報の発信と地域福祉の啓発

社会福祉協議会の情報、福祉サービスの情報、ボランティア活動の情報など、福祉に関する情報は様々な種類に及びますが、必要な人に届いていなかったり、PRが不足している傾向にあります。また、これからもイベントなどを通じて、福祉に触れるきっかけを提供し続けていく必要があります。

そのため、情報の提供・発信の充実に努め、多様な主体による福祉教育の場を活用しながら、福祉への関心をより高めるとともに、福祉の大切さを理解してもらう取組を推進していく必要があります。

②福祉活動の促進

ボランティア活動者が固定化・高齢化していること、地域福祉ニーズが複雑・多様化してきていて民生委員児童委員の活動件数が増加傾向にあるなど、福祉活動には人材面での課題が多くみられました。しかし、地域福祉を推進するのにあたっては、地域ごとの特性に合わせ、地域の住民を中心とした活動が広く行われることが望ましい姿です。

そのため、様々な活動を周知しながら、地域の行事やサロン活動といった住民が交流できる場づくりを充実させたり、自主的な取組を進める各種団体を支援したりしながら、地域の福祉活動の機運を高めていく必要があります。

③生活課題解消に向けた体制づくり

市民の生活課題の解消に向けては、関係機関と連携して適切に対応したり、支援ケースに応じたきめ細かな対応が求められます。そして、困った時に、より身近なところに気軽に相談できる窓口があることは、困りごとを早期に発見し、支援につなぐ近道になります。

そのため、拠点としての相談窓口を充実させるだけでなく、アウトリーチ型の相談支援を検討したり、専門相談機関との連携を深めるなど、身近な生活課題に対応できる多様な相談・支援体制を整えていく必要があります。

前計画では「基本目標 1. 社会福祉協議会の運営基盤の強化」として、財政基盤の確立等の事業を位置づけていましたが、計画内容の重複を防ぐ観点から、社会福祉協議会の経営に関することについては、「袖ヶ浦市社会福祉協議会発展強化計画」へと一本化させ、職員にとっても市民にとっても、わかりやすく整理します。

コラム：発展強化計画

社会福祉協議会が事業運営（経営）の将来のビジョンや目標を明らかにし、その実現に向けた事業、組織、財務等に関する具体的な取組を掲示したもの

第4章 計画の基本的な考え方と目標

1 基本理念

袖ケ浦市の策定した地域福祉計画では、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念として地域福祉を推進します。

市民誰もが地域の中で生涯にわたって自立し、安心して自由で個性豊かな生活ができる地域社会の実現には、市民一人ひとりがその姿勢を理解・自覚し、人と人との絆や地域社会を大切にしながら、市民自身が自発的に、相互に助け合っていくことが重要となります。

本計画では、オール袖ケ浦で地域福祉を推進する観点から地域福祉計画の基本理念と統一し、「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」を基本理念とし、人々が支え合いながら安心して自立した生活を送れる地域社会の実現や地域福祉の推進に取り組んでいきます。

（基本理念）

**「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい
安心で充実した生活をおくれるまちづくり」**

計画全体を照らす基本視点については、前計画の視点を継承するものとします。

なお、組織基盤及び財政基盤については「袖ケ浦市社会福祉協議会発展強化計画」へ継承します。

○基本視点1 すべての個人の人間性を尊重します

- ・障がいの有無や国籍・性別・年齢等の違いを認め合い、誰もが安心して生活できる環境をつくります。

○基本視点2 市民参加による協働と助け合いのまちをつくります

- ・市民や団体等、地域の人々が福祉活動を理解し、協力・参加できる環境をつくります。

2 計画の目標

本計画では、基本理念「市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれるまちづくり」の実現に向け、3つの基本目標を設定し、施策を体系的に展開していくこととします。

基本目標は、前述している「第4期計画の実施に向けて」（33ページ参照）を基に設定したものです。

基本目標1 広報、啓発活動の充実

社会福祉協議会とその活動の認知度向上を図り、地域福祉を推進する団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進していることを知ってもらい、地域の福祉イベント等の情報や地域活動等の内容が、広く行き渡ることは、誰もが福祉に親しみやすくなる第一歩であることから、広報・啓発活動の充実を図ることが重要です。

また、福祉に触れる機会を充実させることは、一人ひとりの福祉への意識を高めることにもつながります。

多様な手段や機会を活用しながら、福祉の情報を様々な形で伝えあい、福祉を身近な問題として捉えやすい気運を醸成します。

基本目標2 地域活動の活性化

地域福祉を推進するうえで、地域住民や自治会等の地域組織、ボランティア（民生委員・児童委員等も含む）、福祉関係団体（福祉施設、当事者団体、NPO等）の連携や協働は欠かせません。

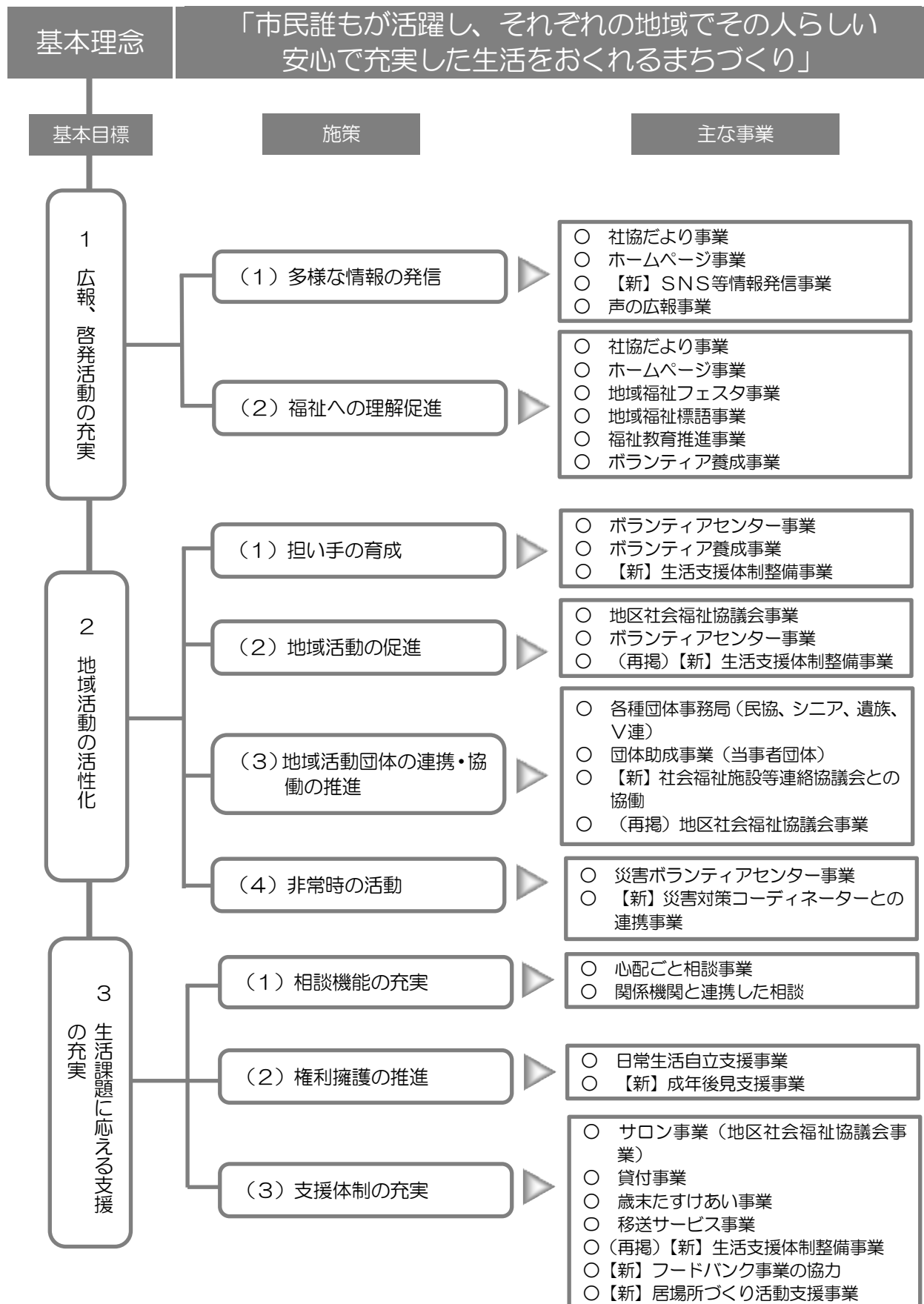
それぞれが地域において主体的に活動するとともに、多様な機関による情報や目的を共有した連携など、お互いの立場を尊重しながら、互いに役割を担う関係性を深め、取組の効果が相乗的に高めていける仕組みづくりをします。

基本目標3 生活課題に応える支援の充実

地域住民の生活不安とその解決に向けた助言を行う相談事業は、様々な相談事例や解決に向けた取組の過程で地域の福祉ニーズを浮かび上がらせます。地域の困りごとを受け止め、相談者の状況に応じて幅広いニーズに対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで、相談体制を整えます。

また、誰もが安心して自立した日常生活を送れるよう、地域で協力し合い、身近な生活課題に対応できるサービスや支援を充実させていきます。

3 計画の体系



4 協働による計画の推進

本計画を円滑に推進していくためには、地域社会を構成する地域住民、福祉事業所・団体等、社会福祉協議会、行政などが地域課題への共通認識を持つとともに、「自助」、「互助」・「共助」、「公助」というそれぞれの役割を担い、自発的・自主的な取組や協働での取組を行っていくことが重要です。

(1) 「自助」、「互助」・「共助」、「公助」

本計画では、「自助」、「互助」・「共助」、「公助」の定義は、以下のとおりとします。

【自助】

地域住民や家族が支え合い、自ら生活課題などに取り組むことを、「自助」といいます。また、日頃から地域の一員として地域内でのつながりを作ることや、自助のみでの解決が難しい問題について助けを求めることも「自助」といいます。

【互助】・【共助】

地域の区・自治会、民生委員・児童委員等が互いに助け合って取り組む活動や、地域内での近所づきあい、支援が必要な方を気にかけることや話し相手になることなど、相互に支え合っている状態を、広い意味で「互助」・「共助」といいます。

【公助】

市や社会福祉協議会、また、保健・医療・福祉のサービス提供事業者が地域で専門性を発揮して取り組む活動を、「公助」といいます。また、「自助」、「互助・共助」を支援する施策（環境整備など）も「公助」といえます。

(2) 地域住民に期待する役割

地域福祉計画の実現には、地域住民、事業所・団体、社会福祉協議会、そして行政が一体となって主体的に推進していくことが必要です。特に、地域に住み、地域を一番よく知っている地域住民の一人ひとりが地域福祉を推進する主役といえます。地域住民は福祉サービスの利用者であるだけでなく、その提供者・サポーターでもあります。

自らの住む地域に関心を持ち、ボランティアなどをはじめとした地域活動への参加を通じて、地域福祉への関心や理解を深め、地域への愛着を持って、地域の課題を解決する活動に取り組むことが期待されます。

（３）福祉事業所・団体等などに期待する役割

地域福祉の推進には関係機関や福祉事業所・団体及び企業の果たす役割は大きいと考えられます。

福祉事業所には、自主的なサービスの質の向上と多様なサービスの提供を図っていただくとともに、専門性を生かして、積極的に関与し地域福祉の拠点としての役割を発揮してもらうことが期待されます。

団体等には、地域の支え合いの活動主体（担い手）として、地域福祉活動の実践や地域の生活課題の解決に向けて柔軟に対応していただくとともに、地域住民に向けて、活動参加の受け皿を提供することが期待されます。

（４）行政の役割

市は、地域福祉計画の基本理念の実現を目指して施策を総合的に推進し、地域福祉の向上に努めます。

地域福祉の活動は、地域住民や関係者等による支え合い、助け合いの活動を主体としていますが、その活動を支えていくためには、公的な福祉サービスの実施や地域における福祉活動の基盤整備などが重要です。必要な人が必要なサービスを受けられる仕組みを構築し、地域住民、福祉関係事業所・団体、社会福祉協議会との連携・交流の強化を図り、福祉活動の基盤整備に取り組んでいきます。

（５）社会福祉協議会の役割（地区社会福祉協議会を含む）

社会福祉協議会は、従来から地域住民主体による様々な地域福祉活動を推進するとともに、市の様々な福祉事業を受託するなど、公共性の高い民間非営利組織として活動してきた経緯を踏まえ、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

今後は、地域福祉を地域住民主体で推進するため、現在社会福祉協議会が実施している事業等の見直しや拡充、また、６つの地区社会福祉協議会（昭和地区、長浦地区、蔵波地区、根形地区、平岡地区、中川・富岡地区）に地区担当者を配置しており、その資質の更なる向上などへの取組にも期待されます。

第5章 事業の展開

基本目標 1 広報、啓発活動の充実

施策 1 多様な情報の発信

施策の目的と概要	「社協（地域福祉）の認知（理解）度が低い」ことから広報活動を行い認知（理解）度の向上を図ります。 その中心となる事業は社協だより事業やホームページ事業となりますが、多様な情報発信をするため、SNSやタウン誌、コミュニティーFMなどの新たな媒体の検討をするとともに、従前からの声の広報事業や会員募集の際に自治会加入世帯に毎戸回覧しているチラシなども活用して情報の発信に努めます。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社協だより事業	継続実施					
	（概要） 社協だよりを年12回発行し、福祉意識の醸成と社協の認知度向上を図ります。 （継続） 年1回新規事業等を取り上げる特集号を発行し福祉意識の浸透と制度の理解促進を図ります。					
ホームページ事業	継続実施					
	（概要） ホームページを作成し、福祉意識の醸成と社協の認知度向上を図ります。 （継続） 随時ホームページを更新し、情報を発信します。より見やすいホームページにするための見直しを検討します。					
【新】SNS等情報発信事業	検討		SNSの運用			
	（概要） SNSやタウン誌、コミュニティーFMなど、情報の受け手の特性に合わせた情報発信を行い、福祉意識の醸成と社協の認知度向上を図ります。 （令和4年度） SNSの運用を開始します。					
声の広報事業	継続実施					
	（概要） ボランティアの協力により、広報紙（社協だより・広報そでがうら等）を音訳し目の不自由な方にCDの貸出しを行い情報の発信に努めます。 （継続） 情報の提供を行うためのボランティアの確保が必要となるため、音訳講座を開催（1回/年）					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
社会福祉協議会の認知度	23.1%	27.3%

施策２ 福祉への理解促進

施策の目的と概要	「福祉に触れる機会が少ない」ことから、地域福祉フェスタ事業、地域福祉標語事業、福祉教育推進事業、ボランティア養成事業などを通じて、福祉に触れる機会の提供（福祉の心を育むこと）に努めます。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
社協だより事業 （再掲）	継続 実施					
	（概要） 社協だよりを年12回発行し、福祉意識の醸成と社協の認知度向上を図ります。 （継続） 年1回新規事業等を取り上げる特集号を発行し福祉意識の浸透と制度の理解促進を図ります。					
ホームページ事業 （再掲）	継続 実施					
	（概要） ホームページを作成し、福祉意識の醸成と社協の認知度向上を図ります。 （継続） 随時ホームページを更新し、情報を発信します。より見やすいホームページにするための見直しを検討します。					
地域福祉フェスタ事業	継続 実施					
	（概要） 各地区の公民館を使用して、地域の特色を活かしたイベントを企画し、多くの方が地域福祉を身近に感じられる機会を設けます。 （継続） 各団体の協力を得て福祉意識の醸成を図ります。					
地域福祉標語事業	継続 実施					
	（概要） 市内小学校から福祉標語を募集し、地域福祉フェスタの会場で入賞者を表彰するとともに、広報等を通じて市民の福祉意識の醸成を図ります。 （継続） 月1回社協だよりに入賞者作品を掲載し、福祉意識の醸成を図ります。					
福祉教育推進事業	継続 実施					
	（概要） 多様な生き方を受け入れ、共に生きる力を育むことを目標に、福祉教育を推進します。 （継続） 福祉体験を通じて、福祉意識・福祉活動の理解促進に繋がります。					
ボランティア養成事業	継続 実施					
	（概要） 福祉意識の醸成とボランティアの発掘のため、世代や対象者別等の入門講座を開催します。 ボランティアリーダーの養成のためボランティアグループの役員等へ研修会の情報提供及び参加の促進を行います。 （継続） ボランティア講座の開催 ボランティアリーダー養成講座への参加					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地域福祉フェスタの開催回数	1回	1回
福祉教育の実施回数	7回	7回
ボランティア講座の開催回数	2回	3回
ボランティアリーダー養成講座への参加者数	2人	3人

基本目標 2 地域活動の活性化

施策 1 担い手の育成

施策の目的と概要	「ボランティア（地域活動者）が固定化・高齢化」していることから、地域活動をする方（担い手）を増やす必要があります。 コーディネート業務を含めたボランティアセンター事業、ボランティアの発掘などを行うボランティア養成事業、地域の支え合い活動を推進する生活支援体制整備事業などを通じて活動の裾野の拡大やリーダーの養成など、担い手の育成に努めます。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ボランティアセンター事業	継続 実施					
	（概要） ボランティア活動に興味がある方、ボランティアを求めている方などの相談に応じコーディネートするとともにボランティア交流の場を設けボランティア活動を支援します。 （継続） 随時、登録ボランティアへ活動先の紹介を行います。					
ボランティア養成事業 （再掲）	継続 実施					
	（概要） 福祉意識の醸成とボランティアの発掘のため、世代や対象者別等の入門講座を開催します。 ボランティアリーダーの養成のためボランティアグループの役員等へ研修会の情報提供及び参加の促進を行います。 （継続） ボランティア講座の開催 ボランティアリーダー養成講座への参加					
【新】生活支援体制整備事業	継続 実施					
	（概要） 住民主体の助け合いによる生活支援活動を行う団体に対し、その活動の維持・拡大に対する支援を行うとともに、新しい団体の創出を支援し、地域における支え合いの体制づくりを進めます。 （継続） 第1層及び第2層圏域の生活支援コーディネーターとして、身近な地域の助け合い活動を推進します。					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
ボランティア登録数	1,372人	1,400人
ボランティア参加延べ人数	3,085人	3,200人
ボランティア交流会開催回数	3回	3回
ボランティア講座の開催回数	2回	3回
ボランティアリーダー養成講座への参加者数	2人	3人
住民主体の生活支援活動団体数	4団体	8団体
生活支援活動担い手養成研修開催回数	0回	12回

施策２ 地域活動の促進

施策の目的と概要	「地域ごとの特性に合わせ、地域の住民を中心とした活動が広く行われること」を目指し、地区社会福祉協議会事業や生活支援体制整備事業などの地域活動を促進できるよう支援に努めます。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地区社会福祉協議会事業	継続実施					
	(概要) 各地域の状況、地域性をもとに、地域に必要な地域福祉活動を展開します。 (継続) 地域の様々な団体、地域住民等と協力し、地域福祉活動の促進を図ります。					
ボランティアセンター事業 (再掲)	継続実施					
	(概要) ボランティア活動に興味がある方、ボランティアを求めている方などの相談に応じコーディネートするとともにボランティア交流の場を設けボランティア活動を支援します。 (継続) 随時、登録ボランティアへ活動先の紹介を行います。					
【新】生活支援体制整備事業 (再掲)	継続実施					
	(概要) 住民主体の助け合いによる生活支援活動を行う団体に対し、その活動の維持・拡大に対する支援を行うとともに、新しい団体の創出を支援し、地域における支え合いの体制づくりを進めます。 (継続) 第1層及び第2層圏域の生活支援コーディネーターとして、身近な地域の助け合い活動を推進します。					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
ボランティア登録数	1,372人	1,400人
ボランティア参加延べ人数	3,085人	3,200人
ボランティア交流会開催回数	3回	3回
住民主体の生活支援活動団体数	4団体	8団体
生活支援活動担い手養成研修開催回数	0回	12回

施策3 地域活動団体の連携・協働の推進

施策の目的と概要	「地域住民や自治会等の地域組織、ボランティア（民生委員・児童委員等も含む）、福祉関係団体（福祉施設、当事者団体、NPO等）の連携や協働は不可欠」であることから、事務局を担っている各種団体や助成団体、社会福祉施設等連絡協議会などと連携・協働を推進します。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
各種団体事務局	継続実施					
	（概要） 団体の事務局として活動を支援します。					
団体助成事業 （当事者団体）	継続実施					
	（概要） 当事者団体等の活動へ助成をし、支援します。					
【新】 社会福祉施設等 連絡協議会との 協働	継続実施					
	（概要） 相互理解と連携を目的に市内の社会福祉施設等で組織された社会福祉施設等連絡協議会へ助成するとともに協働で公益事業を推進します。 （継続） 地域福祉フェスタ					
地区社会福祉協議会事業 （再掲）	継続実施					
	（概要） 各地域の状況、地域性をもとに、地域に必要な地域福祉活動を展開します。 （継続） 地域の様々な団体、地域住民等と協力し、地域福祉活動の促進を図ります。					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
地域福祉フェスタ開催回数	1回	1回

各種団体事務局：民生委員児童委員協議会・シニアクラブ連合会・遺族会・ボランティア連絡協議会

当事者団体：手をつなぐ育成会・聴覚障害者福祉協会

施策４ 非常時の活動

施策の目的と概要	市と連携し、発災時に迅速な対応ができる体制づくりを進めます。 また、平常時には、災害対策コーディネーターなどと連携し、訓練を実施するなど関係構築及び連携強化を図ります。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
災害ボランティアセンター事業	継続実施					
	（概要） 災害ボランティアセンター立上げ訓練等を行い、災害に備えます。 （継続） 災害ボランティアセンター立上げ・運営訓練の実施 災害ボランティア協力者登録制度の周知 災害用備蓄品の整備 市防災訓練への参加・協力					
【新】 災害対策コーディネーターとの連携事業	訓練の協働実施					
	（概要） 袖ヶ浦市災害対策コーディネーター連絡会と連携し、地域防災の向上を図ります。 （継続） 災害対策コーディネーター養成講座 協力（1回/年） （令和2年） 災害ボランティアセンター立上げ・運営訓練の協働実施					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
災害ボランティアセンター立上げ運営訓練実施回数	１回	１回

基本目標 3 生活課題に応える支援の充実

施策 1 相談機能の充実

施策の目的と概要	日常生活上の「あらゆる相談」に応じ、心配ごと相談員が適切な助言を行うとともに、関係機関との連携を図るなど、相談者の悩みの解消に向けて対応します。 また、各事業等を通じて把握した、住民の悩みや困りごとを専門相談支援機関に繋ぐとともに必要に応じて相談に出向き、安心して生活することができるように対応します。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
心配ごと相談事業	継続実施					
	(概要) 日常生活上の「あらゆる相談」に応じ、適切な助言を行うとともに、関係機関と連携を図るなど、相談者の悩みの解消に向けて対応します。 (継続) 設置場所：相談所を市役所内、平川公民館内、長浦公民館内の3か所に設置					
関係機関と連携した相談	継続実施					
	(概要) 把握した住民の悩みや困りごとを専門相談支援機関へ繋ぐとともに必要に応じて相談に出向き、安心して生活することができるように対応します。 (継続) 地域の関係機関と相談連携できるよう良好な関係づくりに努めます。					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
心配ごと相談事業の認知度	15.0%	19.0%

施策２ 権利擁護の推進

施策の目的と概要	成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、全国どの地域においても必要な人が必要な時に成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援のネットワーク作りが求められています。今後も認知症を有する高齢者などの支援を必要とする方の増加が見込まれる中、住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、日常生活自立支援事業や成年後見支援事業を通じて、権利擁護の推進に努めます。					
事業計画						
事業	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
日常生活自立支援事業	継続実施					
	（概要） 定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がいのある方が地域で安心して日常生活が送れるよう、県社会福祉協議会から受託して行います。 （継続） 利用者との契約に基づいた「福祉サービス利用援助」「財産管理サービス」「財産保全サービス」を行い、日常生活を支援します。					
【新】 成年後見支援事業	法人後見事業実施	中核機関実施			市民後見人養成開始	
	（概要） 本会が法人として成年後見人等になり、判断能力が不十分な方の身上監護・財産管理を行います。また、中核機関を受託し、制度や相談窓口として周知を図り、市民後見人養成講座を開講します。 （令和２年度） 法人後見事業の運用を開始します。 （令和３年度） 中核機関（成年後見支援センター）を受託し、開始します。 （令和６年度） 令和６年度を目途に市民後見人養成講座を開講します。					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
日常生活自立支援事業の認知度	12.7%	15.0%
成年後見制度の認知度	32.2%	40.0%

施策3 支援体制の充実

施策の目的と概要	生活支援体制整備事業や地区社会福祉協議会でのサロン事業などの地域での支援活動と貸付事業等の第2のセーフティーネット、歳末助け合い配分事業等を通じ顔の見える関係（連携・協働して継続支援）での支援体制の充実に努めるとともに地域での孤立を防ぐため、地域交流の拠点となる居場所づくり活動を支援します。					
事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
サロン事業（地区社会福祉協議会事業）	継続実施					
	（概要） 市民が集い顔の見える関係づくりができる場を設けます。 （継続） 地域住民と協力し、地域性に合わせた継続的な運営を図ります。					
貸付事業	継続実施					
	（概要） 低所得世帯などに対して、生活福祉資金の貸付や相談支援を行い、自立に向けた支援をします。 （継続） 県社会福祉協議会から受託し、世帯の生活の安定や経済的自立を図るため実施します。					
歳末たすけあい事業	継続実施					
	（概要） 地域で集められた歳末たすけあい募金を使用して、明るい正月が迎えられるように必要な方へ見舞金品を配布します。 （継続） 民生委員の協力を得て生活困窮世帯などへ見舞金品を配布し、顔の見える関係づくりをします。					
移送サービス事業	継続実施					
	（概要） 低所得の方を対象に、ボランティアの協力を得て近隣医療機関まで送迎します。 （継続） ボランティアの協力を得てひとり暮らし高齢者などの移動を支援します。					
【新】生活支援体制整備事業（再掲）	継続実施					
	（概要） 住民主体の助け合いによる生活支援活動を行う団体に対し、その活動の維持・拡大に対する支援を行うとともに、新しい団体の創出を支援し、地域における支え合いの体制づくりを進めます。 （継続） 第1層及び第2層圏域の生活支援コーディネーターとして、身近な地域の助け合い活動を推進します。					

事業計画						
事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
【新】 フードバンク事業への協力	継続 実施					
	(概要) 企業や個人などから食品を寄贈いただき、支援の必要な生活困窮世帯へ食糧を提供することで安定した生活を営めるように支援をします。 (継続) フードバンク千葉に協力し、食品回収や食糧支援をします。					
【新】 居場所づくり活動支援事業	継続 実施					
	(概要) 高齢者、障がい者、子育て中の親子等が、地域社会においていきいきと住み続けられるよう、サロン活動、子ども食堂等の世代間交流、地域交流の拠点となる居場所づくり活動を支援します。					

取組		
項目	現状値 (H30年度末)	目標値 (R7年度末)
サロン開催箇所数	26箇所	29箇所
サロン参加者延べ利用者数	5,169人	5,350人
移送サービス利用登録者数	65人	70人
移送サービス延べ利用件数	207件	220件
住民主体の生活支援活動団体数	4団体	8団体
生活支援活動担い手養成研修開催回数	0回	12回

第6章 地区の特性に応じた事業の展開

各地区の福祉活動の推進は、6つの地区社会福祉協議会が中心となって取り組んでいます。ここでは、各地区の現状からみた特徴や課題を踏まえ、各地区で特に重点的に取り組むべき内容について決めました。

1 昭和地区社会福祉協議会

(1) 地区の特徴

主に袖ヶ浦駅周辺を生活拠点とする地域であり、市役所をはじめ市の主要施設が集積し都市的利便性が高い地域です。

平成26年から令和元年にかけての人口増加率が、他の地区に比べて最も高く、唯一0～14歳の人数が増加している地区です。また、令和元年の10月1日現在で、高齢化率は20.7%と他の地区に比べて最も低くなっています。しかし、令和元年の5月1日現在の高齢者のひとり暮らし数は543世帯と、地区で2番目に多くなっています。

(2) 事業の展開

隣人どうしの繋がりが希薄化してきている現状から、年齢等問わず住民が集い交流できる場づくりに力を入れるとともに、ひとり暮らし高齢者等見守り訪問など高齢者に関する活動を展開し、地域福祉の増進に努めます。

事業	内容
①サロンいきすこ	高齢者、子どもなど世代を問わず地域住民が集い、交流する場を作ります。
②わくわくチャレンジ	地区内小学校の児童、保護者を対象とし、地域住民どうしの交流を図ります。
③ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
④いきすこ昭和地区社協 便り	地区社協の活動を広くPRすることで、活動の周知及び地区社協に対する認知度向上を図ります。
⑤敬老会	高齢者を対象に、地域事業への参加を促し、世代間の交流の場とし実施します。
⑥ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑦お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。

2 長浦地区社会福祉協議会

(1) 地区の特徴

長浦駅を中心に市街地が広がるとともに、国道 16 号線を挟んで臨海工業地帯も有している地区です。

令和元年の 10 月 1 日現在で、人口は 27,084 人（蔵波地区を含む）と他の地区に比べて最も多くなっていますが、人口の増加率は鈍化しました。

人口の大きさに相まって高齢者数も多い地区で、令和元年の 5 月 1 日現在の高齢者のひとり暮らし数は 911 世帯（蔵波地区を含む）となっています。

(2) 事業の展開

高齢化率の上昇に伴い、引き続き高齢者福祉事業やひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業を中心とした活動を重点的に行っていきます。また、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを積極的に推進し、地域内の孤立防止に努めます。

事業	内容
①ふれあい長楽サロン	高齢者向けサロンを設置し、健康体操やミニゲーム等を行い、高齢者の孤立防止及び交流の場、地域の居場所づくりを実施します。
②なごやか交流会	地域での支え合い事業として、長浦地区住民会議と共催し、親子がふれあい、子供と近隣の大人がふれあい、つながりを持つことを目的とした世代間交流を実施します。
③ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
④なごさ通信	ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業の際、地域の行事や防犯、安全、その他の情報等を掲載した「なごさ通信」を配布します。
⑤敬老会	地区内高齢者を対象に社会参加を促し、同じ地域内同士の交流の場として実施します。
⑥お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として、自然にふれあいながら、昼食会を実施します。
⑦ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑧長浦地区社協便り	広報紙を発行し、福祉活動への関心を高められるよう地区社協活動の P R を実施します。

3 蔵波地区社会福祉協議会

(1) 地区の特徴

長浦駅の南に位置し、良好な自然環境に恵まれた地区で、福祉施設やゴルフ場等が立地しています。

令和元年の10月1日現在で、人口は27,084人（長浦地区を含む）と他の地区に比べて最も多くなっていますが、人口の増加率は鈍化しました。

人口の大きさに相まって高齢者数も多い地区で、令和元年の5月1日現在の高齢者のひとり暮らし数は911世帯（長浦地区を含む）となっています。

(2) 事業の展開

子育て世帯と高齢者のみ世帯が増加していること、地域のつながりの希薄化を地域住民が感じていることから、世代間交流事業などを重点的に実施します。

事業	内容
①ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
②いきいきサロン	高齢者向けサロンを設置し、高齢者の孤立防止・交流の場を作ります。
③敬老会	地区内高齢者を対象に地域への参加を促し、長年のご苦勞に敬意を表します。
④ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑤なごやか交流会	子どもと近隣の高齢者がふれあい、つながりをもつ世代間交流を実施します。
⑥お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
⑦たんぽぽ通信	ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業の際に、地域の行事や防犯、安全、その他情報等を掲載した「たんぽぽ通信」を配布します。
⑧蔵波地区社協便り	広報紙を発行し、地区社協活動のPRを行います。

4 根形地区社会福祉協議会

(1) 地区の特徴

浮戸川沿いに広がる水田地帯、(県)南総昭和線北側に連なる斜面林、その北側の畑地により形成される緑豊かな地区です。

平成 26 年から令和元年にかけて人口は減少しましたが、高齢者数は増加し、令和元年の 10 月 1 日現在で高齢者数 1,838 人、高齢化率は 31.5%となっています。

(2) 事業の展開

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業など見守り活動に力を入れるとともに高齢者福祉に重点的に取り組みます。

また、地域内の小学校等と協力し、地域の子どもと大人のつながりの構築を図ります。

事業	内容
①ほっと一息サロン	高齢者、子どもなど世代を問わず地域住民が集い、交流する場を作ります。
②ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
③福祉教育の推進	地区内の学校等と協働し、子ども及び住民の福祉意識の醸成を図り、地区内のつながりの構築を図ります。
④ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑤お花見昼食会 (あやめ祭り)	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
⑥敬老会	高齢者を対象に、地域事業への参加を促し、世代間の交流の場とし実施します。
⑦根形地区社協だより	広報紙を発行し、地区社協活動のPRを行います。

5 平岡地区社会福祉協議会

(1) 地区の特徴

市の南東に位置し、市の内陸部の豊かな自然が残る地区ですが、北側に姉崎袖ヶ浦インターチェンジ、さらに南側には首都圏中央連絡自動車道の木更津東インターチェンジが整備されていて、地域の広域的利便性が高まっています。

平成 26 年から令和元年にかけて人口は減少しましたが、高齢者数は増加し、令和元年の 10 月 1 日現在で高齢者数 2,245 人、高齢化率は 38.6%と他の地区に比べて最も高くなっています。

(2) 事業の展開

高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし高齢者も増えていることから、継続してひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業や高齢者福祉事業を行います。また、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを積極的に推進し、孤立防止に努めます。

事業	内容
①敬老会	地区内高齢者を対象に地域への参加を促し、高齢者の交流の場として実施します。
②ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
③お花見昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
④ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑤いきいきサロン	高齢者向けサロンを設置し、高齢者の孤立防止、交流の場を作ります。
⑥名幸ヶ丘子育てサロン	既存の子育てサロンを継続し、地域の子育てを支援するとともに、交流の場を作ります。
⑦ふくし名幸ヶ丘	広報紙を発行し、地区社協活動のPRを行います。

6 中富地区社会福祉協議会

(1) 地区の特徴

小櫃川を挟んで、その北部は豊かな田園地帯、その南部は地形的に変化に富んだ丘陵地であり緑豊かな地区です。

人口は他の地区に比べて最も少なく、平成 26 年から令和元年にかけて減少し、令和元年の 10 月 1 日現在で 5,410 人となっています。一方で、高齢者数は増加し、令和元年の 10 月 1 日現在で高齢者数 1,902 人、高齢化率は 35.2%と 2 番目に高くなっています。

(2) 事業の展開

高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし高齢者も増えていることから、継続してひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業や高齢者福祉事業を行います。また、高齢者が気軽に集まれる居場所づくりを積極的に推進し、孤立防止に努めます。

事業	内容
①敬老会	地区内高齢者を対象に地域への参加を促し、高齢者の交流の場として実施します。
②ひとり暮らし高齢者等 見守り訪問事業	ひとり暮らし高齢者等の見守りと高齢者の福祉向上を目的として実施します。
③たんぽぽ通信	ひとり暮らし高齢者等見守り訪問事業の際に、地域の行事や防犯、安全、その他情報等を掲載した「たんぽぽ通信」を配布します。
④いきいきサロン	高齢者を対象に孤立防止、ふれあい、世代間交流の場として地域で気軽に集まれるサロンを実施します。
⑤お花見（あやめ）昼食会	ひとり暮らし高齢者等を対象に社会参加及び交流の場として実施します。
⑥ふれあいバスハイク	ひとり暮らし高齢者を対象に孤立防止及び交流の場として日帰り旅行を実施します。
⑦いきいき料理教室	高齢者を対象に栄養や健康についての知識を深め、交流の場をもつことを目的に料理教室等を開催します。
⑧中富地区社協だより	広報紙を発行し、地区社協活動の P R を行います。

第7章 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくため、社会福祉協議会の内部で施策の進捗状況や実施上の問題点を的確に把握するなど、事業の進捗管理・評価を行います。また、事業の評価については、自己評価だけでなく外部の評価を受けることも検討していきます。

さらに、本計画策定時に設置していた「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）策定委員会」で提示し、PDCAサイクル※に基づいて本計画の進捗状況の評価及び改善・調整等の提言をいただいた上で、その内容を公表します。



市民誰もが活躍し、それぞれの地域でその人らしい安心で充実した生活をおくれる地域社会の実現や地域福祉の推進のために、社会福祉協議会が中心的役割を担うことが求められています。

各施策や事業の実施にあたっては、地域の住民や福祉関係者などとの協働を第一に考えつつ、関連性の高い事業などは効率的に実施できるよう、一体的かつ総合的に展開していきます。その際、地域ごとの特色に合わせた事業の展開となるよう努め、また、地域住民や福祉関係者などの声を反映していけるよう、様々な立場の人々が参画できる体制の整備を進めます。

また、公共性と民間性を併せ持つ民間団体としての信頼を得られるよう、「社会福祉協議会発展・強化計画」に基づき、組織体制の強化や、健全運営のための自主財源の確保に取り組んでいきます。

本計画と「袖ヶ浦市地域福祉活動計画（第4期）」の一体的な推進により、袖ヶ浦市との連携を図り、さらに、区・自治会、民生委員・児童委員協議会、その他の福祉事業所・団体との連携を促進し、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

※PDCAサイクル：

事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つです。PDCAは、サイクルを構成する頭文字をつなげたもので、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するという考え方で。

資料編

1 地区懇談会のまとめ

ここでは、各地区の第1回地区懇談会で出された気になる事・困り事、及び第2回地区懇談会で出されたそれらに対する解決策などの主な意見を取りまとめました。

■昭和地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・高齢者の支援【3位】 ・見守り【1位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・高齢者の集いの場 ・子ども会などの活動拠点
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・福祉教育の充実【2位】 ・高齢者に対する学習の場 ・スポーツの場【5位】
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・住民のマナー ・交通の便【4位】 ・子どもの安全 ・防犯・防災 ・医療施設

■昭和地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
見守り	自助	見守り対象者への呼びかけ
	互助・共助	何かにつけて声をかけるよう、心掛ける
	公助	見守りの環境整備
福祉教育の充実	自助	ボランティア意識はまず我が家から
	互助・共助	高齢者や障がい者が参加しやすい地域活動
	公助	福祉教育の整備（ボランティア精神含む）
高齢者の支援	自助	「ちょっとおせっかい」なオバサンになる
	互助・共助	買い物等の支援
	公助	「おたすけ手帳」を充実普及させる
交通の便	自助	近くであれば乗せてあげる
	互助・共助	
	公助	コミュニティバスの活用 タクシーの割引券の配布
スポーツの場	自助	自分の周りの人にわかりやすく説明して加入してもらう
	互助・共助	「いきすこ」などの場を利用して、スポーツ（ウォーキング・ストレッチなど簡単なもの）の体験をする
	公助	活動しやすい環境整備

■昭和地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会、近所づきあい【3位】 ・住民の現状把握 ・困ったとき（相談先や連絡先）【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・公園の問題 ・公共施設の活用【5位】 ・イベントについて（参加者が少数、固定化等）【1位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・スポーツ活動 ・スポーツ施設
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・防災、防犯【2位】 ・環境問題 ・家族関係 ・今後の交流の方法

■昭和地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
イベントについて （参加者が少人数、固定化等）	自助	色々なイベント等を参加利用して人を知る。楽しさを味わい、地域のいいところを発掘するような思いを伝える
	互助・共助	企画、準備、片付けまでお客様だけでなく参加型
	公助	色々なイベントに多くの人に参加できるように広報をする。例えば、市内の公共施設、民間のイベント等を年間一覧表にして、申し込み方法、対象者等を明記してPRすると、特定の人たちではなく、より多くの人たちが参加できる
防災・防犯	自助	緊急時等の場合、自分、家族の行動・対応について、日頃から話し込み周知、共通認識しておく
	互助・共助	地域で活動中の防犯パトロール、児童見守りパトロール、防災訓練・研修について、更なる充実（パトロール時間、頻度等）を図る 防災訓練・研修については、地区住民全員参加することを目指す
	公助	木更津警察 生活安全課の出張出前講座については、有意義と考える。地域の分区、班単位の家庭も対象に近所の助け合いの重要性も含めて指導していただくと、更なる効果が期待できる
自治会、近所づきあい	自助	個人の都合のみを考えて自治会を退会する人が増えているので、自治会全体で対応できるように検討中
	互助・共助	一斉清掃の集まりを魅力的に 家族呼びかけ、お茶タイム
	公助	自治会入会する事によるメリットをPRする

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
困ったとき (相談先や連絡先)	自助	なんでも相談できる場所があることを、家族、近所にも認識させる
	互助・共助	地域、自治会等で生活支援全般（問題点、相談事にも対応する）ができるシステム（お助け隊）を立ち上げる
	公助	行政も相談窓口、要望受付部署はあるが、更なる取組を強化する。相談、悩み情報等を行政自ら聞き取り対応検討する仕組みをつくる。自治会会議等に参加して地域の問題点に対応する（さわら市の取組、地域地元住民の市職員が地域の会議に参加して行政との繋がりが強く対応が早い）
公共施設の活用	自助	
	互助・共助	近所の自治会館、公園等を活用できるように、施設の活用、管理方法を検討する（雨天時の児童の遊び場等部屋の活用等）
	公助	より多くの人が利用できるシステムを検討する（特にスポーツ施設等は限られた人達の利用頻度が高い） 学校時間外の校庭の利用について自由に利用できるようにする

■昭和地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・協力体制が弱い【3位】 ・自治会への加入が少ない ・となりは誰だ？【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・箱も中身も魅力的に【2位】 ・いつも同じ人 ・ふれあう場所が少ない ・集まりやすい場所が欲しい【5位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・もっと学びたい！ ・心身ともに豊かな老後
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・平時の安全確保 ・災害時、大丈夫なの？【1位】

■昭和地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
災害時に大丈夫なの？	自助	災害意識の高揚
	互助・共助	自治会等の主催する防災訓練に近所を誘って参加する
	公助	広報体制の強化
箱も中身も魅力的に	自助	各種イベントに積極的に参加する
	互助・共助	サークル等の活動へ誘い合う 地域イベントへの参加を呼び掛ける 公共施設での参加を呼び掛ける
	公助	映画や音楽（オペラや交響楽を開催できる設備を大ホールに設ける） 大きなホール等の運営
協力体制が弱い	自助	自ら参加しよう
	互助・共助	集まれる工夫
	公助	自治会と密に接触して、自治会離れを防ぐ対策を練る
となりは誰だ？	自助	お互いに「声掛け合う」あいさつ～世間話、特に高齢者には日常生活を通じて心がける
	互助・共助	みんなが集まる機会を大切に
	公助	近所の人とお茶会用のお金を出してくれる場所づくりの資金援助
集まりやすい場所が欲しい	自助	歩いていけることは大切（距離）
	互助・共助	子ども食堂だけでなく、高齢者のための食事提供とおしゃべりの場がほしい
	公助	ステキな空き家

■長浦地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会存続の危機【1位】 ・ボランティアの減少【5位】 ・公共交通の不足【2位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・イベントの参加者が少ない ・公共スペースの有効活用
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・現在の困りごと
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・地域の安全【3位】 ・生活マナー ・公共交通の充実 ・将来の不安【4位】

■長浦地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
自治会存続の危機	自助	先ず加入
	互助・共助	友達（協力者）を探し、仲間づくりをする
	公助	行政にも活動をアピールし協力してもらう
公共交通の不足	自助	元気であれば自力（徒歩）で頑張ろう
	互助・共助	困っていたらお互いさまで乗せる
	公助	行政は現状を認識し、地域密着したマイクロバス等、運行検討
地域の安全	自助	近所同士のコミュニケーションを日頃からする
	互助・共助	近所と付き合う（立ち話しでも）
	公助	防犯灯、街灯を増やしてほしい
将来の不安	自助	食と運動に心掛け、薬に頼らずおいしいものを食べる
	互助・共助	小さなグループの範囲でお互いを見守る
	公助	行政は住民のために生きたお金を使ってほしい
ボランティアの減少	自助	楽しんで自分の出来る範囲で活動する
	互助・共助	喜びを感じられ楽しく活動できるような地域
	公助	拠点は便利な場所で集まりやすく細分化する

■長浦地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・近所づきあい【2位】 ・担い手不足 ・安否確認 ・高齢者への助け
2. 身近な場所・あつまりなど	・子どもが遊べる場所 ・身近に歩いて集まれる場所【1位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・世代間の交流 ・福祉避難所の周知 ・生きがいのつくり方【3位】
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・要支援者対策【4位】 ・街の清掃 ・交通安全と防犯【4位】

■長浦地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
身近に歩いて集まれる場所	自助	空き家がどこにあるのか情報集め
	互助・共助	空き家と公共施設の活用
	公助	広報の活用 広報やネットで交流をもっとアピールする
近所づきあい	自助	日常的な挨拶 積極的に声掛け活動をする
	互助・共助	交流（お年寄りの方に昔の遊びを小学校に行ってもらって子どもと交流する、広いところで凧揚げなどの大会をやる、自治会などでのイベント、子どもと年寄りの交流会を（絵本の読み聞かせ、その他遊び）
	公助	施設の活用
生きがいのつくり方	自助	定年後も仕事や地区活動を行う
	互助・共助	各種の会に参加し、趣味を伸ばす
	公助	市民が楽しめるイベントの企画
要支援者対策	自助	支援をしてほしいと皆に伝え、共有していく仕組みが必要
	互助・共助	近所の高齢者の把握に努める 要支援者の情報把握が必要 近隣住民での要支援者の把握
	公助	福祉に関する行政サービスの整備
交通安全と防犯	自助	家族で普段から交通安全や防犯対策を話す
	互助・共助	災害に対する地域（自治会）での話し合いの機会をつくる
	公助	街灯や防犯カメラの設置（防犯カメラの増設、防犯カメラのネットワーク化、学校周辺への防犯カメラを設置する、道路にもっと電灯とミラーを）

■蔵波地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・自治会の危機【4位】 ・SOSはどこへ【1位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域のインフラの有効利用 ・子どもが忙しい ・世代間交流【5位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・リーダーのなり手不足 ・参加者の減少・固定化
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・高齢者問題【3位】 ・防犯対策 ・交通モラル【2位】 ・住民モラル

■蔵波地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
SOSはどこへ	自助	家族のコミュニケーション（素直に言おう）
	互助・共助	声を掛け合う 隣組SOSの収集
	公助	相談されたらすみやかに ワンストップサービス
交通モラル	自助	家族で話し合う場 交通モラルを守る
	互助・共助	見守り強化 危険な場所の把握
	公助	交通モラル教育 防犯カメラの設置 警察のパトロール強化
高齢者問題	自助	家族内で協力し合う 素直に言おう 親に御用聞き
	互助・共助	近所で御用きき ネットショップお助け 車運転当番 近隣の異変など注意（窓が明かない、新聞がたまっている等）
	公助	市内循環バスを増やす コミュニティバス、ミニバス、タクシー 70歳以上に電動カー貸与（電動カー購入への援助）
自治会の危機	自助	自治会の意味を考えよう
	互助・共助	お互いに声を掛け合う、協力し合う
	公助	自治会に入ったメリットの創出 自治会への補助金を増やす

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
世代間交流	自助	祖父母との交流 お年寄りに学ぶ 定年後は地域で活躍する
	互助・共助	子ども会の拡大 高齢者クラブ等をもっとつくる
	公助	地元の行事やお祭りをPR 村民運動会的な行事企画（地区別）

■蔵波地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・ 情報 ・ サポートは誰【5位】 ・ となりは誰【4位】 ・ 自治会はあるのか【4位】 ・ 車がない ・ 尾張屋
2. 身近な場所・あつまりなど	・ 集まりたくても集まらない【2位】 ・ 子どもを大切にしよう ・ 設備は十分か
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・ 教えて ・ PRについて ・ 自治会活動・サークル活動をもっと活発に【4位】
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・ ほしい物がない【1位】 ・ いらぬ物がある【3位】

■蔵波地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
ほしい物がない	自助	生協・宅食など運んでもらう
	互助・共助	スーパー等へ移動販売をお願いする
	公助	交通機関の利便性アップ
集まりたくても集まらない	自助	ギブアンドテイク
	互助・共助	空き部屋の活用（ミニ集会など）
	公助	集会場の増設
いらぬ物がある	自助	自主防犯、防犯カメラ
	互助・共助	防犯パトロールの実施
	公助	防犯カメラの設置
自治会	自助	あいさつから
	互助・共助	簡単にできる事から始めて、地域の結束を作り出す
	公助	自治会加入率アップのための支援策
サポートは誰	自助	情報誌やマップを届けてあげる
	互助・共助	ボランティア組織をつくる
	公助	生きがいを感じられる環境を整備する

■根形地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・交通【1位】 ・協働ができていない ・SOSできない【4位】 ・認知症の人がいる ・ジェネレーションギャップ ・自治会【5位】 ・近所づきあい【3位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・場所がない ・シニアSOS ・子ども ・活用できてない
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・NPOセンターがない ・学習内容がわからない ・指導者の育成 ・情報【2位】
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・マナー ・高齢者の運転 ・災害時 ・子どもの安全 ・空き家対策 ・庭木

■根形地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
交通	自助	近所においてお願い出来る人を作る
	互助・共助	デマントタクシーを早急に作る（会員をつのって）
	公助	地区のニーズに応じた施策 交通費用の補助、巡回バスの運行（将来） 前向きにガウランドの100円バス 空いている公用車、バスなどの活用
情報	自助	情報弱者に声かけする
	互助・共助	困っている人の情報を行政につなげる
	公助	福祉の情報を提供するための活動を考える
近所づきあい	自助	サロンへの呼び掛け
	互助・共助	地域イベント祭り、スポーツなどへの誘い
	公助	費用面支援イベントの行政の参加
SOSができない	自助	困り事を相談できる雰囲気作りを心掛け、困っている人を周囲の人から聞き出す
	互助・共助	困っている人の情報を行政につなげる
	公助	福祉に対する相互的なコントロールタワーを作る
自治会	自助	地区共通の奉仕活動に積極的に参加する
	互助・共助	加入するメリットをPRする 行って良かった、やって良かったことをPRする
	公助	市からの助成は自治会員ではなく、住民の数で行う

■根形地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・見守り活動 ・高齢者の移動手段【2位】 ・地域活動について【1位】 ・情報の浸透について
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域の協力体制について ・役職負担が大きい ・地域の集いについて【5位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・年齢や体力に応じた交流【3位】 ・袖ヶ浦のいいところについて ・エアサポートについて
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・相談できる関係づくり ・近所迷惑について ・防犯について【4位】

■根形地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
地域活動について	自助	家族間で時折話題にあげて、正解がなくてもコミュニケーションが大切と思う
	互助・共助	自治会、地域活動の必要性、楽しみ方のPRをする（持続して）
	公助	自治会や地域参加の必要性をPRし、押し付けにならない程度に必要なに応じて広報など発信の場を設ける
高齢者の移動手段	自助	家庭内で高齢者のスケジュールを周知（サポートしやすくする）
	互助・共助	割引券をもらう（高齢者に準備する）
	公助	輸送サービス体制 高齢者の運転能力をチェックする体制
年齢や体力に応じた交流について	自助	100歳体操など積極的に参加する
	互助・共助	高齢者の交流の場を設ける
	公助	イベントの企画・プロデュース周知
防犯について	自助	ご近所と連絡が取りやすいように、日頃からお付き合いなどをする
	互助・共助	見守り活動をする
	公助	防犯メールの周知・拡充 下校時の連絡メール等
地域の集いについて	自助	出来るだけ自治会に加入して近所の付き合いを多くする
	互助・共助	挨拶や声掛けなどを心掛け、新住民との接点をもつようにする
	公助	新住民への働きかけ（自治会加入、子ども会）

■根形地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・リーダー不在 ・ボランティア不足【1位】 ・近所づきあいが希薄 ・人口問題【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域のイベントが減少【3位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・介護の情報発信不足
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・空き家問題 ・交通手段が少ない【2位】 ・防災への取組【5位】 ・通学路の安全確保

■根形地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
ボランティア不足	自助	家族でボランティアについて話し合う機会をもつ
	互助・共助	出来そうな人に声掛けをして内容について話す
	公助	補助をする
交通手段がない	自助	家族で送迎する
	互助・共助	スーパーなど（地域の）宅配サービスを充実させる
	公助	交通手段を増やす
地域のイベントが減少	自助	イベントに関わりを持つ
	互助・共助	1回だけでなく、2、3回知らせる
	公助	子どもが楽しんでもらえるイベントを考える
人口問題	自助	生きがいを見つける
	互助・共助	
	公助	働く場所として企業誘致をしてもらう
防災への取組	自助	高齢者をかかえている世帯として認識してもらう
	互助・共助	訓練の仕方を細かく指導するチャンスを持つ
	公助	避難所を増やす

■平岡地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・ 少子高齢化【3位】 ・ 絆が薄い ・ おたすけコール ・ 組の協力なし ・ 死後安心できるように
2. 身近な場所・あつまりなど	・ 集まる場所がない【2位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・ 相談する場所がわからない ・ 人口が増えない【5位】 ・ 地域問題をとりいれる
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・ 移送手段の問題【1位】 ・ 都市計画【4位】 ・ 道路の問題 ・ 災害関係 ・ コミュニケーションが薄い ・ 安心

■平岡地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
移送手段の問題	自助	病気にならない 家族間での助け合い
	互助・共助	お互いに声をかけ合い、協力していくこと
	公助	高齢者（～歳以上）の人が安く使えるタクシーがあるとよい 国土交通省の法改正により行政が活動に車を貸すことが出来る
集まる場所がない	自助	行事への積極的な参加への促し
	互助・共助	サロンは高齢者のみでなく、小さい幼児からの交流
	公助	集会所の増設 空き家を市で借り、集会場、カフェ等を使うようにする
少子高齢化	自助	下校時に家の前に出て子どもに声掛けをする見守りも
	互助・共助	地域の安全点検活動を行う
	公助	平岡地区内でのネットでの掲示板（ままネットのような）
都市計画	自助	遠く買い物に行かず、近くの商店を利用する
	互助・共助	地域で組合を作って、農作物の販売や食べ物店を出す
	公助	平岡地区に道の駅のような場所ができるとよい
人口が増えない	自助	空き家や空き部屋を使ってシェアハウスや貸家を行う
	互助・共助	地域の道路や公園など公共の場や空き家の周辺などをきれいにする
	公助	空き家をあっせんし、他市の人に住んでもらう

■平岡地区／第２班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・障がいを持つ方の将来 ・なり手不足【２位】 ・近隣交流【５位】 ・助け合い、協力意識の ・高齢者の孤立【４位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・働き世代は時間がない ・高齢者の孤立【４位】（再掲） ・子どもの遊び場（子どもが少ない） ・子育て情報が届きにくい
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・指導者の情報不足 ・外出しやすい環境づくり ・生涯学習、趣味継続の支援 ・障がいのある方の施設支援・施設不足
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・高齢者の移動支援【１位】 ・地域の安全（災害、防災、交通安全）【３位】 ・見守りの大切さ

■平岡地区／第２班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
高齢者の移動支援	自助	情報を家族で共有して行政に訴える
	互助・共助	自治会等でボランティアを募り実施する ボランティア募集
	公助	巡回バスまたは予約制タクシーを低料金で
なり手不足	自助	役員の方の家族も理解し協力する
	互助・共助	自治会の仕組みの見直し（一人ひとりの負担が少なくなるように会議などには順番で参加する。住みやすい地域を目指し、自治会も自治会の仕事をやりやすくする。自治会での行事、会議等を減らす。または時間を短縮する。会議の回数・時間を減らす。どの団体申し訳ない身内にこだわらず、新しい人を受け入れる気持ちを持つ。人数が減ってきている地域の統合などの仲介をする）
	公助	高齢になるとなり手が少なくなるので、若者が入居できるような住宅（魅力的な住宅）を増やす
地域の安全（災害・防災・交通安全）	自助	登下校の小学生を見守る 登下校時間は意識して様子を見る（車での通りすがり、ウォーキングや犬の散歩を子どもたちの登下校に合わせる）
	互助・共助	高齢者サロン等で情報を広める
	公助	避難訓練の頻度を増やす 地域ごとの避難訓練を実施する
高齢者の孤立	自助	気になっている高齢者がいたら民生委員に知らせる
	互助・共助	一斉清掃など参加した際に近所、地域に住んでいる人と挨拶をしたり顔をつないでおく 地区の子ども会と共同の行事を行う
	公助	歩いて行ける場所、またはサロンのような場所の提供・運営支援

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
近隣交流	自助	まず、外に出る 運動もかねて積極的に外に出るようにする
	互助・共助	イベント開催（飲み会、盆踊り） サロン等を実施し、できるだけ参加する。お互いに誘い合う
	公助	よい地域にするためには、近隣の人々と交流して協力し合えるようにすること。教育の中に取り入れていく（学校）

■平岡地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・自治会の危機【1位】 ・空き家問題【5位】 ・一人が怖い【3位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・地域交流の不毛 ・人が少ない【4位】
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・イベント参加者の固定 ・教育、情報
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・モラル ・ゴミ ・不便【2位】 ・道路の整備不良

■平岡地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
自治会の危機	自助	役員に任せるのではなく、自分もその一員になったつもりで協力していく
	互助・共助	活動の時間をその人に合った時間に合わせてみる 自治会役員の負担を軽減（特に平日昼間）
	公助	自治会をもっと大切にする（公式のルート権限大）
不便	自助	できるだけ家族で送り迎え
	互助・共助	近所の人とマメに連絡を取り合い、乗り合わせで行く
	公助	バス、タクシーの無償化。移動市役所の普及
一人が怖い	自助	挨拶と日頃の付き合い（いざという時に頼める）
	互助・共助	隣近所の声かけ。親睦を深める
	公助	シェアハウス等の推進。空き家の活用
人が少ない	自助	用事をつくって学校、公民館、図書館へ出かける
	互助・共助	サロン、百歳体操の参加呼びかけ、良い点の話をする
	公助	楽しく遊べる場所を増やす（スポーツをのびのびとできる場所など）
空き家問題	自助	将来、空き家になってしまう時、家をどうするか家族で話し合っておく
	互助・共助	近所で空き家の管理を考える
	公助	空き家の活用

■中富地区／第1班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・共助の希薄【2位】 ・買い物難民 ・無気力
2. 身近な場所・あつまりなど	・コミュニケーションが無い ・PR不足
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・少子化【4位】 ・健康づくり
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・空き家がいっぱい【3位】 ・若者はどこへ【1位】 ・見守り、声掛け ・野生動物 ・キャッシュレス ・モラルの低下

■中富地区／第1班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
若者はどこへ	自助	家族の中でも同居出来る環境を作る
	互助・共助	若者向けのイベント参加の推奨
	公助	いなかの不便さよりいい所を知ってもらう（PR）
共助の希薄	自助	家族での地区活動への積極的な参加
	互助・共助	色々なサークル等呼び掛ける。近隣の状況を知ることができる
	公助	地区活動への支援
空き家がいっぱい	自助	日常の会話の話題として取り上げる
	互助・共助	地域内での環境整備への取組
	公助	人が住まない家は危険で近隣への被害が出る旨の説明をし、撤去を要請する
少子化	自助	送り迎えを積極的にする
	互助・共助	子育て中の夫婦の支援や不安にならないようなアドバイスや近所の人達との交流の場を作る
	公助	若い人達の地域への勧誘での人口増を図る

■中富地区／第2班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関する事	・繋がり希薄【3位】 ・個人情報の壁 ・ボランティア問題【5位】 ・高齢化問題【4位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・子どもの遊び場問題 ・子どもの集まり ・時代の変化（考えの多様化） ・高齢者の集まる場
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・若い人の参加が少ない ・情報の共有 ・交通手段 ・参加しやすい組織づくり
4. 安心・快適な暮らしに関する事	・人口減少と高齢化【1位】 ・交通手段 ・子どもの通学路の安全【2位】 ・モラル意識の低下

■中富地区／第2班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
人口減少と高齢化	自助	自分の生まれ育ったところに関心を持つ
	互助・共助	空き家を賃貸として登録して人を集める
	公助	都市計画の見直し
子どもの通学路の安全	自助	子どもへの家庭での教育（マナーや危険な事を教育）
	互助・共助	地域内で当番制の見守り
	公助	スクールバスを導入する・出す
繋がり希薄	自助	声かけ意識（関心を持つ（災害対応可能か？）、積極的な声かけ、近所の方とのコミュニケーションを図る（挨拶からでも）
	互助・共助	地域イベントへの参加（地区でBBQ等のイベント開催、地域で集まる行事を作る、地域の活動に参加し繋がりを作ったら、地区で何か行事があるといい、盆踊りや祭り）
	公助	地域イベントへの補助金を出し支援する
高齢化問題	自助	空き家・田畑の土地等の管理を若年から考える（畑を売る）
	互助・共助	自治会で話し合う（地域で会議をして方向を決める）
	公助	移動支援（無料バスをグルグル回す）
ボランティア問題	自助	ボランティア活動の誘いかけ
	互助・共助	自治会活動の良さを知らせる
	公助	ボランティア活動の広報

■中富地区／第3班〔懇談会で抽出された重要課題〕

分 野	気になる事・困り事など
1. 支え合い・助け合いに関すること	・声掛けをしよう【2位】 ・跡取りがいらない【5位】
2. 身近な場所・あつまりなど	・交流が少なくなる【1位】 ・少子化 ・遊び場が少ない
3. 福祉教育、生涯学習・スポーツなど	・新しい参加者が少ない【3位】 ・認知症の方との接し方
4. 安心・快適な暮らしに関すること	・災害時にどうする！ ・通学路の安全【4位】

■中富地区／第3班〔重要な気になる事・困り事とそれに対する解決策など〕

気になる事・困り事	視点	主な解決策など
交流が少なくなる	自助	近所の方に声掛けを心掛ける
	互助・共助	子どもから高齢者までが参加出来るようなイベントをする
	公助	大人と子どもたちが意見を出し合える機会を持つ
声掛けをしよう	自助	家族の間でも明るく笑顔の挨拶
	互助・共助	祭りなどに積極的に参加
	公助	中学生ぐらいから具体的に現状を少しでも知ってもらう（道徳等の時間）
新しい参加者が少ない	自助	高齢者や子どもが積極的に参加する
	互助・共助	地域活動に参加
	公助	色々な方に希望を聞く（アンケート）
通学路の安全	自助	危険な箇所気づいたら、区長さんや役所にすぐ伝える
	互助・共助	登下校の見守り
	公助	子ども達を守る施設（横断歩道、ポールなど）を優先的に点検・補修等の安全点検を
跡取りがいらない	自助	
	互助・共助	人数の少ない自治会は近くの自治会と合併する
	公助	働く場の確保

2 袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定委員会要綱

3 袖ヶ浦市地域福祉活動計画策定委員名簿

4 策定の経過

計画策定に伴う会議等スケジュール表

※地域福祉計画のスケジュールとなりますが、
地域福祉活動計画につきましても、同時期の作成スケジュールとなります。

資料 4

	意識調査報告 進捗状況報告	課題抽出 施策体系(骨子案)	計画掲載事業照会	計画案作成	<会議順序> 基本の流れ 庁内検討委員会 →政策調整会議 →政策会議 →策定・推進委員会 →全員協議会
庁内検討委員会	第1回委員会 5月17日	第2回委員会 7月5日	8月上～中旬 庁内照会 以降～ 取りまとめ、内容作成	第3回委員会 12月26日(AM)	
				第4回委員会 2月14日(AM)	
策定・推進委員会	第1回委員会 5月20日	第2回委員会 7月29日		第3回委員会 3月6日(PM)	
政策調整会議				2月25日	
政策会議				3月3日	
全員協議会				3月24日	

	パブリックコメント	パブコメ結果報告等 最終内容提示
庁内検討委員会	3月25日～4月24日	5月以降予定
策定・推進委員会		5月以降予定
政策調整会議		未定
政策会議		未定
全員協議会		

※地域福祉計画及び、地域福祉活動計画を、
冊子として印刷する時期は、
令和2年6月頃になる予定です。